

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年7月31日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー クリスチャン・ゲジンスキ
(Kristian Gesinski, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド
(Asset Backed Securities Fund)
(「ABSファンド（毎月分配型）」または「ABSファンド」と称することがあります。)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
100億米ドル（約1兆5,939億円）を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」または「ドル」といいます。）の円貨換算は2026年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の
対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=159.39円）によります。

第一部【証券情報】

- (1) 【ファンドの名称】 アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド (Asset Backed Securities Fund)（「ABSファンド（毎月分配型）」または「ABSファンド」と称することがあります。）（以下「ファンド」といいます。）
- (2) 【外国投資信託受益証券の形態等】 記名式追加型無額面受益証券で、すべて同一種類とします。（以下「ファンド証券」といいます。）ファンド証券について、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- (3) 【発行（売出）価額の総額】 100億米ドル（約1兆5,939億円）を上限とします。
- (注1) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2026年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.39円）によります。以下、米ドルの円金額表示はすべてこれによります。
- (注2) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行います。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- (4) 【発行（売出）価格】 各申込後最初に計算される受益証券1口当たりの純資産価格。各発行価格は(8)記載の申込取扱場所に照会することができます。
- (5) 【申込手数料】 日本国内における申込手数料は申込金額の1.10%（税込）です。
- (6) 【申込単位】 500口以上1口単位
- (7) 【申込期間】 2026年8月1日（土曜日）から2027年7月30日（金曜日）まで
ただし、ルクセンブルグおよびニューヨークにおける銀行営業日でニューヨーク証券取引所の取引日かつ日本における販売会社の営業日（毎年12月24日を除きます。）（以下「評価日」といいます。）に、申込みの取扱いが行われます。
＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
- (8) 【申込取扱場所】 野村証券株式会社（以下「野村証券」または「販売会社」といいます。）
東京都中央区日本橋1-13-1
ホームページ：<https://www.nomura.co.jp>
(注) 上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。
- (9) 【払込期日】 投資者は、申込注文の成立を野村証券が確認した日（以下「約定日」といいます。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を野村証券に支払うものとします。各申込日の発行価額の総額は、野村証券によって、申込日から起算して5評価日以内の日（以下「払込期日」といいます。）に保管受託銀行であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.のファンド口座に米ドル貨で払い込まれます。
- (10) 【払込取扱場所】 前記(8)申込取扱場所に記載の販売会社
- (11) 【振替機関に関する事項】 該当ありません。
- (12) 【その他】
- (イ) 申込証拠金はありません。
- (ロ) 引受等の概要
- (1) 野村証券は、管理会社との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2020年3月31日付契約（2020年5月1日効力発生）に基づきファンド証券の募集を行います。
- (2) 野村証券は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」といいます。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。
- (注) 販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいいます。
- (3) 管理会社は、野村証券をファンドに関して代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者または現地の引受会社と契約を締結し、1口当たりの純資産価格の公表を行い、また目論見書・運用報告書を販売取扱会社に送付する等の業務を行う会社をいいます。

（ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社または販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出します。申込金額は円貨で支払う場合、米ドルと円貨との換算は、各申込についての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、米ドル貨で支払うこともできます。

申込金額は、野村證券により各払込期日に保管受託銀行であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.のファンド口座に米ドル貨で払い込まれます。

（ニ）日本以外の地域における発行

ファンド証券の販売はEU（ヨーロッパ連合）内もしくはその一部において公衆に対する販売活動は行われません。

ファンド証券は、アメリカ合衆国およびその領土もしくは属領において募集、販売、譲渡または交付されることはありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド（以下「ファンド」といいます。）の投資目的は、主として米ドル建ての利付債券で構成される分散ポートフォリオへの投資を通じて、高水準のインカム・ゲインおよび投資家にとってより魅力的なリターンを追求することです。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができ、ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。

ファンドはルクセンブルグの法律に基づいて設定された契約型の外国投資信託です。

ファンドは追加型で、ファンドの受益証券（「ファンド証券」）は記名式無額面、米ドル建てです。

ファンドは信託期間中でも原則として換金（ファンド証券の買戻し）ができるタイプ（オープン・エンド型）です。

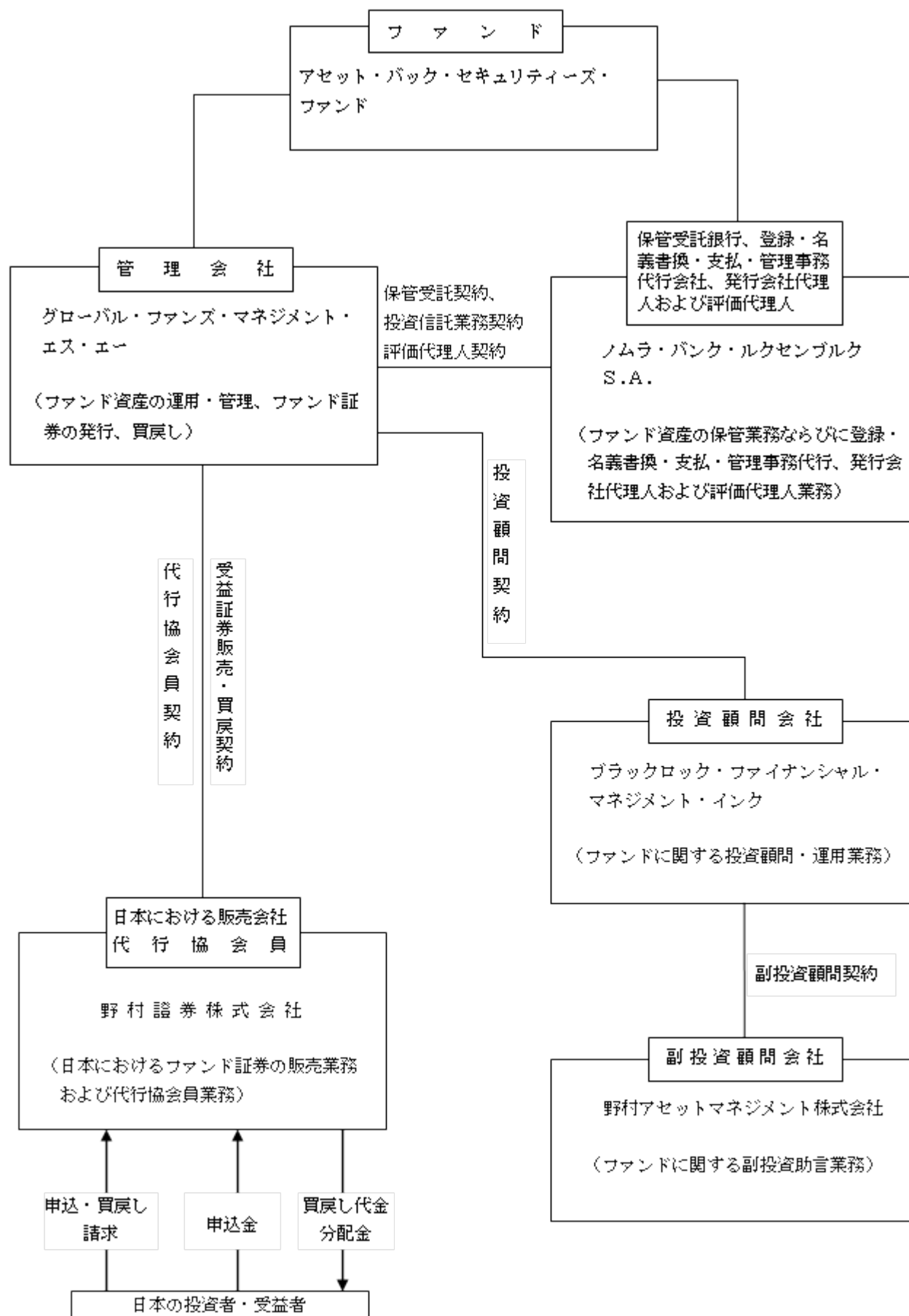
なお、ファンドは日本国内では税法上「公社債投資信託」に分類されます。

（２）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」といいます。）の設立
1997年12月19日	ファンドの約款（以下「ファンド約款」または「約款」といいます。）締結
1998年1月19日	ファンド約款の変更
1998年1月26日	ファンド約款の変更の効力発生
1998年2月2日	ファンドの運用開始
2002年10月10日	ファンド約款の変更
2002年10月24日	ファンド約款の変更の効力発生
2003年9月30日	ファンド約款の変更
2003年10月15日	ファンド約款の変更の効力発生
2006年7月10日	ファンド約款の変更
2006年7月27日	ファンド約款の変更の効力発生
2006年10月13日	ファンド約款の変更
2006年10月31日	ファンド約款の変更の効力発生
2011年7月15日	ファンド約款の変更
2011年7月29日	ファンド約款の変更の効力発生
2014年7月18日	ファンド約款の変更
2014年7月31日	ファンド約款の変更の効力発生
2015年7月13日	ファンド約款の変更
2015年7月31日	ファンド約款の変更の効力発生
2016年6月30日	ファンド約款の変更
2016年7月29日	ファンド約款の変更の効力発生
2019年6月28日	ファンド約款の変更
2019年7月31日	ファンド約款の変更の効力発生
2026年6月30日	ファンド約款の変更
2026年7月31日	ファンド約款の変更の効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み ～管理・運用関係～



② 管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	2026年6月30日付（2026年7月31日効力発生）で修正された約款。
保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人	ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	2014年7月31日付で管理会社との間で締結された保管受託契約（注1）に基づく、ファンド資産の保管業務。 2014年7月31日付で管理会社との間で締結された投資信託業務契約（注2）に基づく、ファンド証券の発行、買戻し、登録、名義書換ならびに純資産価格の計算業務および記帳等の管理業務。 2014年4月30日付で管理会社との間で締結された評価代理人契約（注3）に基づく、評価代理人業務。
投資顧問会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)	2014年7月31日付で管理会社との間で締結された修正・再録投資顧問契約（変更済）（以下「投資顧問契約」（注4）といいます。）に基づく、ファンドに関する投資顧問・運用業務。
副投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社	1997年12月19日付で投資顧問会社との間で締結された副投資顧問契約（変更済）に基づく、ファンドに関する副投資助言業務。
代行協会員、日本における販売会社	野村證券株式会社	1997年12月19日付で管理会社との間で締結された代行証券会社契約（2015年5月20日付変更契約（2015年6月26日効力発生）にて変更済）（注5）に基づく、代行協会員業務。 2020年3月31日付（2020年5月1日効力発生）で管理会社との間で締結された修正・再録受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」（注6）といいます。）に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務および買戻しの取次業務。

（注1）保管受託契約とは、約款の規定に基づき、管理会社によってファンドの資産の保管者として任命された保管受託銀行が、有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務等を行うことを約する契約をいいます。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換・支払・管理事務代行会社および発行会社代理人が、記録の保持、券面の処分、申込み、買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいいます。

（注3）評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、ファンドの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。

（注4）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドの資産の投資および再投資に関して、投資方針および投資制限に従って、ファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいいます。

（注5）代行証券会社契約とは、管理会社によって任命された代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配付、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する文書の配付等を行うことを約する契約をいいます。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいいます。

③ 管理会社の概要

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、（i）2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）第15章に定義される管理会社として、および（ii）2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年法」といいます。）第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）として、認可されています。
事業の目的	管理会社の主な目的は、以下のとおりです。 ・2010年法第101条第2項および同法別紙IIに基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託（以下「UCI」といいます。）の付加的な管理を行うこと ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に定義されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと
資本金の額	払込済資本金は、2026年5月末日現在375,000ユーロ（約6,962万円）で、全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約464万円）の記名式株式15株を発行済です。
沿革	1991年7月8日設立
大株主の状況	大株主は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟のノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)で、15株すべてを所有しています。

（注）ユーロの円貨換算は、2026年5月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.66円）によります。以下ユーロの円貨換算はすべてこれによります。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

① ファンドの名称

アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド (Asset Backed Securities Fund)

② ファンドの形態

ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の民法および2010年法のパートIIの規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約関係を定める約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の1口当たりの純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）に純資産価格の3%以下の販売手数料を加算して販売され、また、評価日に、受益者の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

③ 準拠法

ファンドの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、ファンドは、2010年法パートII、大公国規則、およびルクセンブルグの金融監督委員会 (Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」または「CSSF」といいます。)の規則および告示に従っており、2013年法第1条第39項に定義されるAIFとしての資格を有しています。

④ 2013年法

(a) 2013年法は主にAIFMを規制しますがさらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ビークル (AIF) に関連する多くの規定により構成されています。

2013年法は、AIFMDを施行し、主に(i) 2010年法、(ii) 専門投資信託 (SIF) に関するルクセンブルグ法および(iii) リスク資本に投資する投資法人 (SICAR) に関するルクセンブルグ法を改訂するもので、AIFMDに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

- (b) 2013年法は、A I Fを、以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。
- (i) 多数の投資家から資金を調達し、その投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
 - (ii) 欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令の2009/65/E Cの要件（改正済）（以下「UC I T S指令」といいます。）に基づく認可を必要としない投資信託（即ちUC I T Sとしての資格を有しない投資信託）。
- (c) 2013年法はさらに、A I Fの販売に関する規定を含みます。A I F Mは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該A I F Mは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、A I Fの株式または受益証券をE Uの他の加盟国で販売することができます。

（５）【開示制度の概要】

① ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。いずれの場合でも、目論見書、年次財務報告書および半期財務報告書等を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、後記（６）監督官庁の概要（４）「財務状況およびその他の情報に関する監督」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければなりません。ファンドの承認された法定監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative）です。ただし、2025年6月30日までは、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers Société coopérative）でした。さらに、ファンドは、C S S F告示15/627に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次財務報告書および未監査半期財務報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において受益者はこれを無料で入手することができます。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき監査されたファンドの年次財務書類が、各会計年度の末日から6か月以内に受益者に送付されます。

ファンドの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、公表されています。

なお、約款の全文（その変更を含みます。）はルクセンブルグの商業および法人登記所（以下「R C S」といいます。）および管理会社の事務所において閲覧することができ、その写しを入手することができます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において、公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」（以下「R E S A」といいます。）に公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、英文目論見書および約款に記載されています。

2013年法に従い、および英文目論見書に開示されない範囲について、以下の情報は、ファンドの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、受益者に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社がそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・(i) ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、(ii) その上限の変更、(iii) レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、(iv) 関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・ファンドが用いるレバレッジの総額

金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019/2088（改訂済）（以下「S F D R」といいます。）に従い、サステナビリティ・リスクを投資判断に組み込む方法およびサステナビリティ・リスクがファンドのリターンに与える影響の評価結果を開示することが要求されています。ファンドは、S F D R第6条に該当しますが、環境または社会的な特性を促進せず、持続可能な投資を目的としません。管理会社は、サステナビリティ・リスクを関連性があるとは考えていないため、これらのリスクを投資判断に組み込みません。

ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するE U基準を考慮しません。

現在、ファンドの投資方針は環境および／または社会的特性を促進していないため、ファンドはサステナビリティ要因に対する主な悪影響を考慮していません。ただし、今後見直される可能性があります。

ファンドの英文目論見書において開示されていない場合には、すべての関連する情報は、ファンドの年次報告書および半期報告書または管理会社のウェブサイトにおいて受益者に対して定期的に提供されるものとします。

② 日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければなりません。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出します。

投資者およびその他希望する者は、これらの書類を金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に有価証券届出書の写しおよび外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。

さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従い、一定の事項について交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

日本の受益者（およびその他希望する者）は、日本国財務省関東財務局長に提出された上記書類をE D I N E T等において閲覧することができます。

販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に送付され、運用報告書（全体版）は、代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

① 登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての規制された投資信託は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

(b) 欧州連合（以下「EU」といいます。）加盟国の監督官庁により認可されているUCITSは、UCITS指令に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づき金融監督委員会に所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。UCITS所在国の所轄官庁から金融監督委員会に対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

ファンドは、2010年法上のパートIIとして設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売活動は行われません。

2010年法第88－1条のもとで、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則（以下「AIFM規則」といいます。）ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定される、AIFとしての資格を有しています。

(c) 外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。さらにこれらの投資信託は、金融監督委員会により、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければなりません。

(d) EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

② 登録の拒絶または取消し

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令、金融監督委員会の告示を遵守しない場合、登録が拒絶または取消されることがあります。

また、ルクセンブルグの投資信託の運用者または当該投資信託もしくはその管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されることがあります。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグ地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。

③ 英文目論見書等の提出および電子識別

投資信託証券の販売に際して使用される英文目論見書および（必要とされる場合）その他の書類は、その使用前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は、当該英文目論見書に固有の識別番号と電子識別日を付与することで識別します。

④ 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資者に提供および金融監督委員会に提出された投資信託の財務状況およびその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprise agréé）の監査を受けなければなりません。

承認された法定監査人は、財務状況またはその他の情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負います。承認された法定監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報（投資信託の帳簿またはその他の記録を含みます。）を金融監督委員会に提出しなければなりません。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの投資目的は、主として米ドル建ての利付債券で構成される分散ポートフォリオへの投資を通じて、高水準のインカム・ゲインおよび投資家にとってより魅力的なリターンを追求することです。

セクター間での資産配分、個別銘柄の選別および投資証券のデュレーション（キャッシュフロー加重の残存期間、金利感応度の指標となります。）は、各セクターや個別銘柄のリターンおよびリスク特性の分析をもとにして管理されます。

ファンドの投資戦略および意思決定プロセスにおいては、(i)デュレーション管理(ii)相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選別、(iii)個別銘柄およびポートフォリオのバリュエーションに関する厳密な定量分析および(iv)徹底した信用分析に重点をおきます。

モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に加えて、管理会社は、ファンドの資産を米国政府およびその関連機関の債券または高格付の短期金融商品に投資することができます。

さらに、管理会社は、以下の投資方針を定めています。

- ファンドのポートフォリオ証券のデュレーションは、通常３年から７年とします。ただし、当該デュレーションは防衛的な目的の下にさらに短縮することができます。
 - ファンドの組入れ証券の平均格付（注）は、通常S & Pグローバル・レーティングまたはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクによる格付がシングルAもしくはそれ以上とします。
- （注）平均格付とは、ファンドが保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付ではありません。
- 投資適格格付を下回る証券への投資は、ファンドの純資産総額の20%を超えないものとします。
 - 米ドル以外の通貨建てのモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券への投資は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとし、また米ドルに対する為替変動リスクを回避するため、当該通貨を売り米ドルを買う為替取引を行います。
 - ファンドは、買戻請求に対応するため一時的借入れをする場合を除き、レバレッジを利用しません。
 - ファンドは、ヘッジ目的の場合を除き、デリバティブを利用しません。
 - ファンドは、いかなる種類の株式に対する投資または出資も行うことはできません。

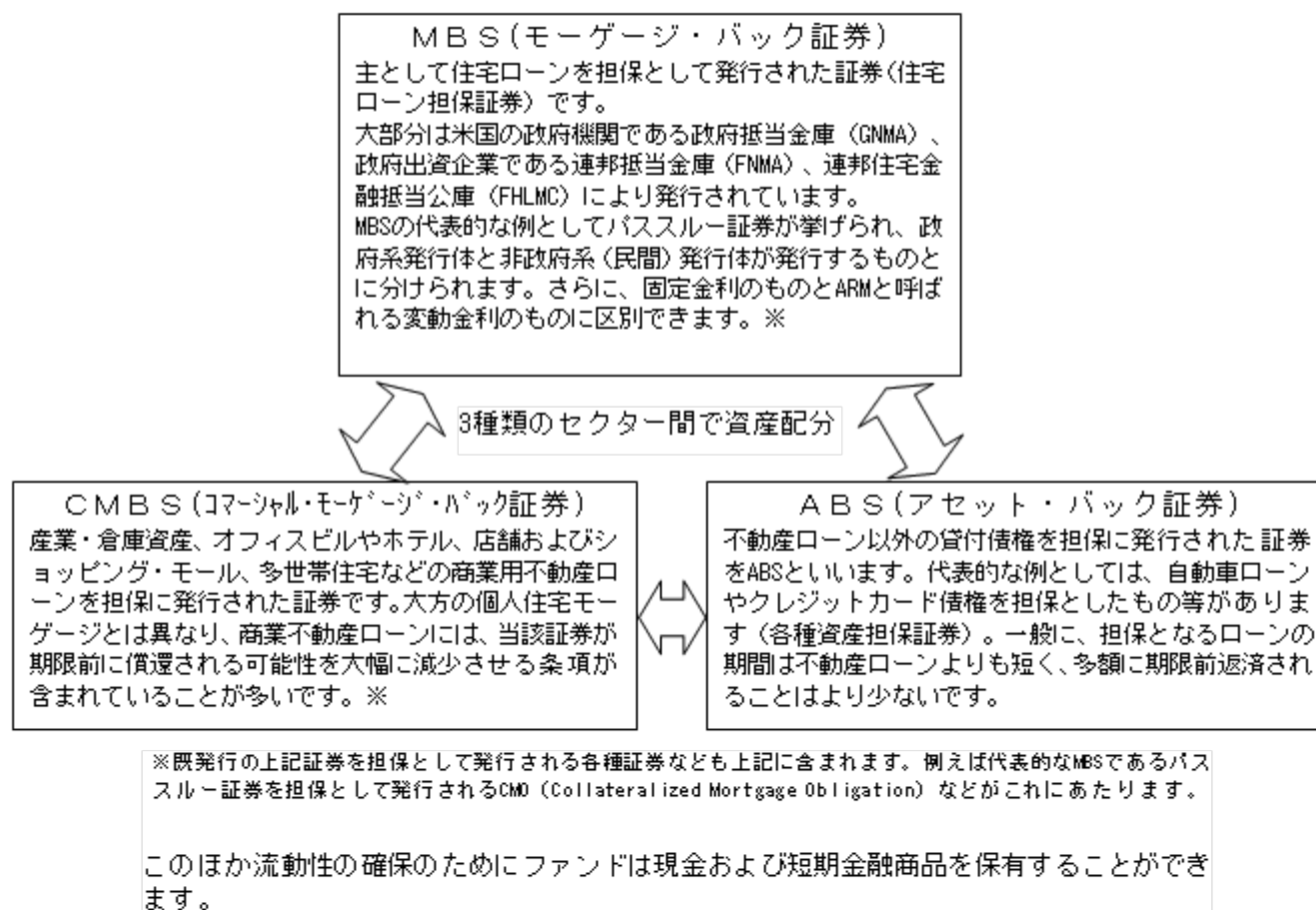
投資目的および投資方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および／または投資方針に関する重大な変更を行う場合、金融監督委員会の承認の受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する１ヶ月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

（２）【投資対象】

ファンドの資産は、主として米ドル建のモーゲージ・バック証券（「MBS」）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券（「CMBS」）、アセット・バック証券（「ABS」）およびこれらに類似した証券に配分および投資されることを意図しています。かかる証券のいくつかの特徴は、以下の「証券の一般的特徴および内容」に記載されています。

以下は、セクター間の資産配分を示しています。



<アセットバック証券^(注)とは>

・個人の住宅用不動産を担保とした住宅用ローンや、オフィスビル・ホテル・多世帯住宅などの不動産を担保とした商業用不動産ローン等を複数集めたものを担保として発行される証券です。

・一般的な債券は元本が満期時に一括して償還されますが、アセットバック証券は、発行後、その元本は徐々に償還されていきます。これは担保となっているローンそれ自体の元本が通常毎月返済されるためです。(一般的な債券と同様、元本が満期時に一括償還されるものもあります。)

・アセットバック証券には、「期限前償還」の可能性があるため、通常の満期一括償還型の債券よりも相対的に利回りが高くなります。いつ・どの程度の期限前償還があるのか“不確定”なため、利回りが高くなる訳です。通常、金利低下時には、低金利のローンへの借換え等が起きやすいため、アセットバック証券の期限前償還が増加する傾向にあります。

・担保となっているローンに支払不能が生じた場合に、それがそのままアセットバック証券の支払不能につながることを回避するため、通常アセットバック証券には支払保証などの種々の信用補完が付与されています。一例としてGNMAが発行したMBSは、政府機関が支払保証をしています。

(注) ここでのアセットバック証券とは、モーゲージ・バック証券、コマーシャル・モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の3つの資産担保証券の総称です。

証券の一般的特徴および内容

モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券の利回りおよび償還期限に関わる性質は、従来の一般的な債務証券とは異なります。主な相違点は、当該債券を裏付けているところの原資産（即ちローン）が原則としていつでも期限前返済ができるため、当該債券の元本は通常いつでも期限前償還され得ることです。このような証券からなるポートフォリオの加重平均償還期限の算定において、保有するモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券の償還期限は、期限前償還を考慮した平均残存期間の予測値に基づいています。特に、モーゲージ関連証券の平均残存期間は、当初から予定されているローン元本の返済スケジュールとモーゲージの期限前返済の結果として当該証券を裏付けているモーゲージプールの当初の償還期限を大きく下回る傾向があります。一般に、モーゲージ以外のアセット・バック証券を裏付ける担保は、モーゲージ・ローンよりも償還期限が短く、多額に期限前返済されることはより少ないです。

期限前償還と利率との関係では、一部の高利回りのアセット・バック証券は、同じような償還期限の他の一般的な債券よりも価格上昇の可能性が劣ることがあります。さらに、金利の下降局面では、期限前償還の割合は増加する傾向があります。このような局面では、ファンドによる期限前償還代金の再投資は、一般的に、償還された債券の利率よりも低い利率となります。上記およびその他の理由により、アセット・バック証券の総合リターンや償還期限を正確に予想することが困難なことがあります。ファンドがオーバーパーでアセット・バック証券を購入する限りにおいては、期限前償還（違約金なしで行われることがあります）は、支払われたプレミアム部分についてファンドの投資元本の損失となる可能性があります。

ファンドが投資するであろういくつかの種類の証券を以下に記述します。

1. モーゲージ・バック証券（MBS）

一般にモーゲージ・バック証券と呼ばれる住宅モーゲージ・バック証券は、民間のモーゲージ・オリジネーターによって設定された一戸建住宅モーゲージ・ローンのプールへの参加権を表象するものです。モーゲージ・バック証券は、従来、政府系機関によって発行されてきました。現在市場には従来からの政府系発行体と共に、非政府系の発行体やスポンサーが存在しています。モーゲージ・バック証券を発行するかまたはそのスポンサーを行う非政府系機関には、貯蓄貸付組合、モーゲージ銀行、保険会社、投資銀行およびこれらの特別目的子会社が含まれます。モーゲージ・バック証券は、優先クラスと劣後クラスを備えたマルチクラス構成を含む多様な仕組みを利用して発行されます。

2. コマーシャル・モーゲージ・バック証券（CMBS）

コマーシャル・モーゲージ・バック証券とは一般に、産業・倉庫資産、事務所用建物、小売りスペースおよびショッピング・モール、集合住宅および協同アパートメント、ホテルおよびモーター、ナースング・ホーム、病院、高齢者生活センター、農業資産等の商業用資産により担保されたモーゲージ・ローンまたはモーゲージ・ローンのプールを裏付けとするマルチクラスの債務証券またはパススルー証券です。コマーシャル・モーゲージ・バック証券を裏付けるコマーシャル・モーゲージ・ローンには、一定の明確な特徴があります。コマーシャル・モーゲージ・ローンは一般的に均等分割返済されないかまたは完全には均等分割返済されません。その満期日には、「バルーン・ペイメント」としても知られる、残存元本金額の返済の期限が到来し、追加ローンの獲得または当該資産の売却によって返済されます。大方の一戸建住宅モーゲージとは異なり、商業不動産ローンには、当該証券が期限前に償還される可能性を大幅に縮小させる条項が含まれていることが多いです。当該条項では一般に、ローンの期限前返済に対して多額の違約金が課せられ、また場合によっては、設定後数年間についてはローン元本の期限前返済が禁止されることがあります。

政府系機関および非政府系機関のモーゲージ・バック証券およびコマーシャル・モーゲージ・バック証券には（これらに限定はされませんが）下記の種類の証券が含まれます。

アメリカ合衆国政府系機関が発行するモーゲージ関連証券

モーゲージ・バック証券を発行するアメリカ合衆国の政府系機関にはGNMA（Government National Mortgage Association（政府抵当金庫、GNMAまたはジニーメイ））、FNMA（Federal National Mortgage Association（連邦抵当金庫、FNMAまたはファニーメイ））およびFHLMC（Federal Home Loan Mortgage Corporation（連邦住宅抵当金庫、FHLMCまたはフレディマック））が含まれます。アメリカ合衆国政府または発行機関はこれら証券の利息および元本の支払を保証します。ただし、かかる保証は、当該証券の利回りまたは価格にまで及ぶものではありません。これらの証券は、ほとんどの場合、所持人が証券を裏付けるモーゲージからの元利金の全支払額から一定の手料を控除した額の一定割合を受け取ることができる「パススルー」証券です。

民間モーゲージ・パススルー証券

民間モーゲージ・パススルー証券は、GNMA、FNMAおよびFHLMCのモーゲージ・パススルー証券と同様な仕組みを有しており、預金受入金融機関、モーゲージ銀行、投資銀行およびこれらの特別目的子会社を含むモーゲージ・ローンのオリジネーターおよびモーゲージ・ローンへの投資者によって発行されます。これらの証券は通常、GNMA、FNMAまたはFHLMCの証書または固定利付もしくは変動利付モーゲージ・ローンのプールによって裏付け

られています。固定利付または変動利付モーゲージ・ローンのプールによって裏付けられている証券は、一般に、一または複数の信用補完を有する仕組みとなっています。

変動利付モーゲージ証券

変動利付モーゲージ証券（「ARM」）は、固定利率ではなく変動利率のモーゲージによって担保されたモーゲージ・パススルー証券です。モーゲージ・プールへの組込みに適格なARMには一般に、当初3カ月、6カ月、12カ月、13カ月、36カ月または60カ月の毎月の返済スケジュールに対して固定モーゲージ利率が設定されています。その後の利率は、指定されたベンチマーク指数の変動を基準として定期的に修正されます。

モーゲージ担保債務証券（「CMO」）およびマルチクラス・パススルー証券

CMOは、モーゲージ・ローンまたはモーゲージ・パススルー証券により担保された債務証券です。典型的な例としては、CMOは、GNMA、FNMAまたはFHLMC証券により担保されますが、全額貸付または民間のモーゲージ・パススルー証券（以下「モーゲージ資産」と総称します。）によって担保されることもあります。マルチクラス・パススルー証券は、モーゲージ資産で構成される信託の持分権です。文脈上別途に示されない限り、以下、CMOとはすべて、マルチクラス・パススルー証券を含みます。モーゲージ資産の元利金の支払とその再投資収益は、CMOの未払金支払またはマルチクラス・パススルー証券について予定されている分配の資金となります。CMOは、米国政府系機関によって発行されるかまたは預金受入金融機関、モーゲージ銀行、投資銀行およびこれらの特別目的子会社を含む、モーゲージ・ローンの民間のオリジネーターもしくはモーゲージ・ローンへの投資者によって発行されます。CMOまたはマルチクラス・パススルー証券の発行体は、不動産モーゲージ・インベストメント・コンデュイット（「REMIC」）として扱われることを選択することができます。

3. アセット・バック証券（「ABS」）

ABSは、割賦ローンもしくはリースによってまたはリボルビング・クレジットによって裏付けされます。ABSの仕組みは様々ですが、すべての発行には、高い信用格付と売手の信用に対する投資家のエクスポージャーの限定につながる信用補完が付されています。ファースト・ボストン社によって1985年に初めて導入されることによりこのような新しい証券が誕生しました。ABSは、金利変動および上述したモーゲージ関連証券への投資リスクに類似した当該証券を裏付けている原債務の支払に関するリスクを伴っています。さらに、ABSが保証されない範囲で、各種ABSは、組み入れられている資産の種類および利用される法的構成による固有の信用リスクを伴っています。

デリバティブ

本方針は、リスク管理に対する保守的かつ節度ある手法を反映するものです。先に述べたとおり、ファンドの投資基本方針は、デュレーション管理のアプローチに重点が置かれています。ポートフォリオのデュレーションを定められた範囲内に維持するために、ファンドは、デリバティブの利用と現物市場での取引執行（例えば、証券の売買）との相対的成本をモニターして、目標とするデュレーションの維持を図ります。同様に、ファンドは、ポートフォリオで保有する証券に内包されるオプション相当部分を相殺するためにオプションを売買することができます。このアプローチは、モーゲージ・バック証券の期限前償還のリスクをヘッジするのに特に有効です。

デリバティブは投資制限に従い利用されます。

流動性

付随的にまた十分な流動性の確保のために、ファンドは随時、現金および／または預金および優良の発行体によって発行または保証された残存期間が12カ月未満の、常時譲渡可能な短期金融商品を保有することができます。

投資不適格証券への投資は、投機的なものであり、一定のリスクを伴います。投資者は、かかるリスクを認識すべきです。

ファンドの投資対象は、マーケット・リスクおよび市場での変動の影響を受けます。ファンドの投資目的が達成されるという保証はありません。

（３）【運用体制】

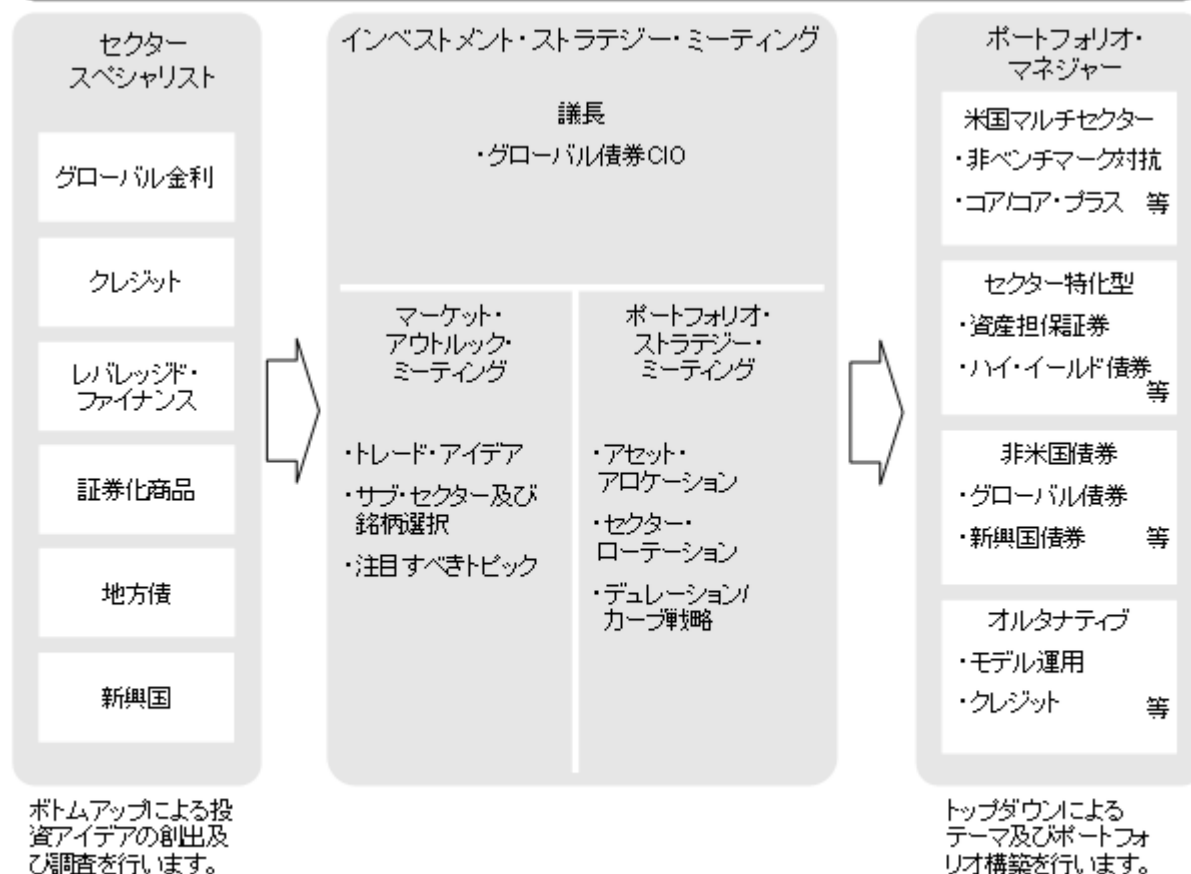
管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ファンド資産の運用をブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（以下「ブラックロック社」という場合があります。）に委託しており、ブラックロック社はその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。投資顧問契約は、管理会社が投資顧問会社に対して、もしくは投資顧問会社が管理会社に対して30日前までの書面による通知を行った場合、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了します。また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。

運用プロセス

ブラックロック社のファンダメンタル債券運用は、ポートフォリオ構築においてトップダウンによる資産配分のフレームワークの策定を行うポートフォリオ・マネジャーと、調査分析及び銘柄選択などボトムアップによるアイデア創出を行うセクター・スペシャリストの協働によって行われます。

運用プロセスは、グローバル債券CIOが議長を務め、週次で開催される2つのインベストメント・ストラテジー・ミーティング（投資戦略会議）が中核となっています。マーケット・アウトルック・ミーティングには約400名の全ての債券運用の専門家が参加、セクター・スペシャリストがセクター毎に行う事前のミーティングによって導き出された見解を、各チームのリード・インベストメント・マネジャーが発表します。次に、ポートフォリオ・マネジャー及びリスク・クオンツ分析部門の代表者等が参加するポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングにおいて、セクター配分、ポートフォリオのリスク、投資テーマ等について議論を行います。各ポートフォリオ・マネジャーは、運用を担当するポートフォリオにとって適切と考える金利リスク、期限前償還リスク、イールド・カーブ・リスク、信用リスク、流動性バイアス、及びセクター・アロケーションをそれぞれ独自に決定しますが、ポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングでは各々のポートフォリオ・マネジャーと各々の投資アイデアを共有することを主な目的とします。

ポートフォリオ・マネジャーは、セクター・スペシャリストと協働して、ポートフォリオの投資目的及びガイドラインを遵守しつつ、銘柄選択、タイミング、売買執行において、チームのレバティヴ・バリューによる見通しをポートフォリオに反映します。ポートフォリオ・マネジャーは投資方針を策定し、その投資方針に基づいてセクター・スペシャリストが売買を執行します。投資テーマについては、週次で開催されるミーティングで定期的に議論されますが、継続的に議論され、必要に応じて修正されます。

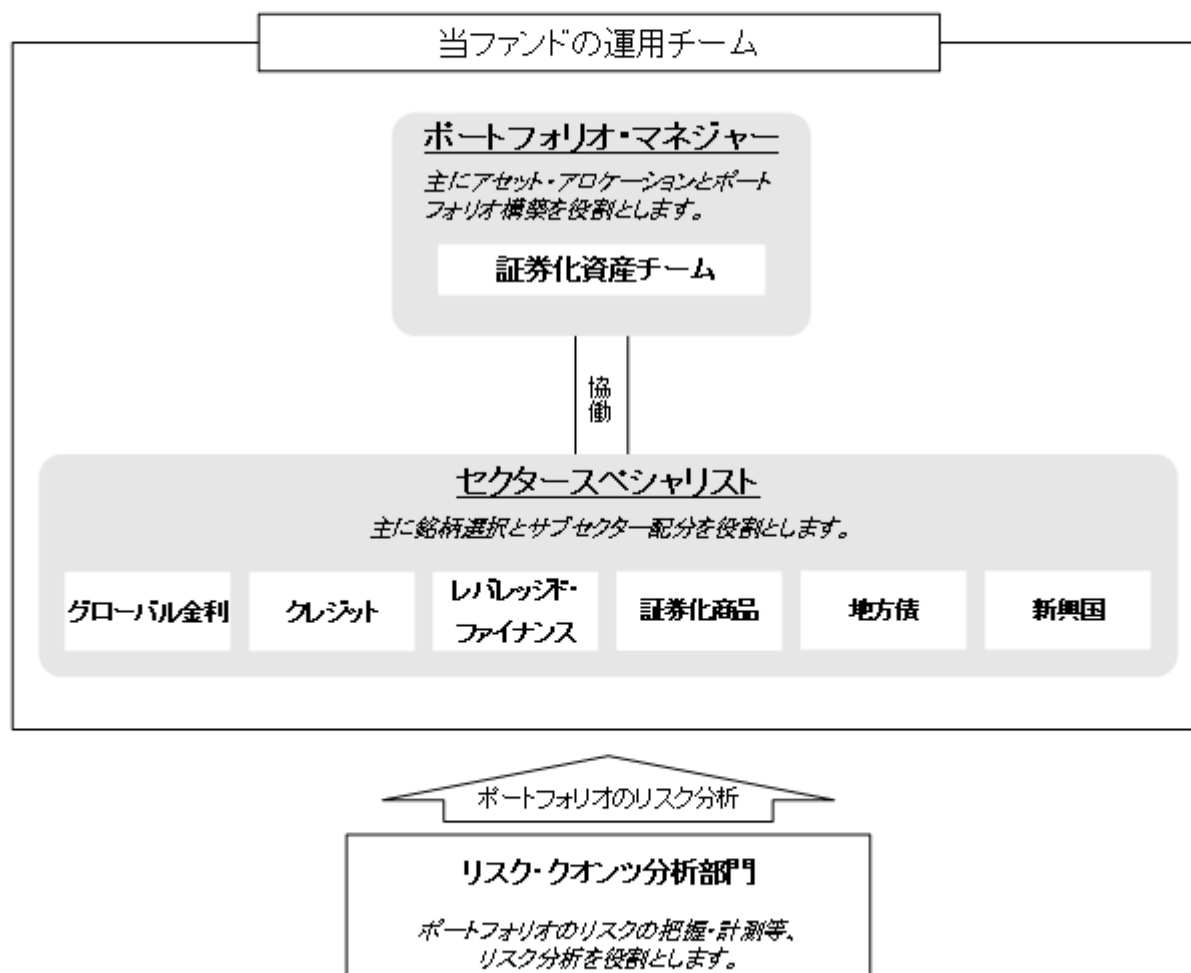


運用体制

ブラックロック社のファンダメンタル債券運用部門は、2026年3月末現在、約400名の専門家が1兆2,293億米ドルの資産を運用しています。ブラックロック社のファンダメンタル債券運用は、少数の運用者の運用知識に基づく運用よりも、チーム・アプローチに大きな優位性があると考え、チーム・アプローチを採用しています。

ファンダメンタル債券運用部門は、セクター毎に細分化されていますが、当ファンドの運用は証券化資産チームが運用を担当しています。

なお、運用チームとは別のリスク・クオンツ分析部門が、ポートフォリオのリスク分析等のリスク管理を行い、運用をサポートします。



上記の運用プロセス、運用体制等は2026年3月末日現在のものであり、随時変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

管理会社は、ファンドのインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインから毎月の分配またはその他の分配も宣言することができますが、さらに分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドのその他の資産から分配を行うことができます。

管理会社は、毎月5日（5日が評価日でない場合は、その直前の評価日。以下「分配基準日」といいます。）現在の受益者に対して、主としてインカム・ゲインから、また年1回、実現キャピタル・ゲインから分配を行う意向です。かかる日が評価日ではない場合、分配は、直前の評価日における受益者に対して行われます。

分配の結果、ファンドの純資産総額が2010年法による最低額（1,250,000ユーロ）相当の米ドル金額を下回る場合には、分配を行うことができません。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

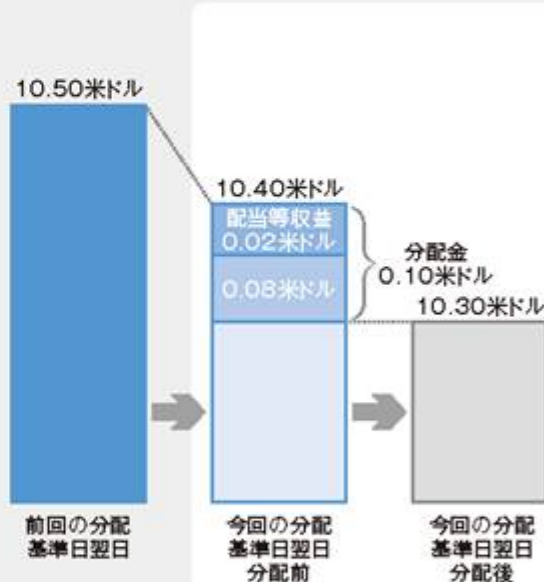
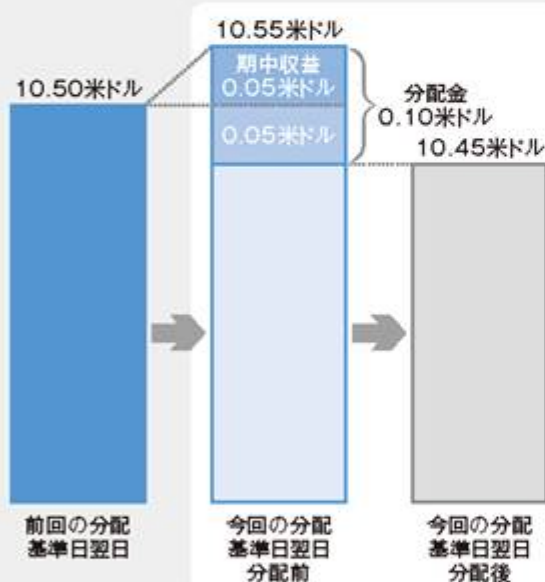


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（５）【投資制限】

ファンド約款（第５条）に従い、管理会社またはその委任をうけた代理人は、ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守します。

1. 管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構（「OECD」）加盟国もしくはその地方機関または（地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が主催する機関が発行または保証する証券には適用されません。
2. 管理会社は、ファンドのために、同一の発行体の発行済債務証券の10%を超えて取得することはできません。ただし、債務証券の場合、かかる制限は関連する債務証券の取得時に適用されるものとし、ファンドによる債務証券の追加取得の結果以外を理由とするかかる10%制限を超える事後の比率の増加は25%までは是正する必要がありません。かかる25%の上限を超える場合、管理会社はファンドの受益者の利益を考慮しつつ、かかる証券の売却、すなわちかかる状況の是正を優先目的としなくてはなりません。ただし、本制限は、OECD加盟国またはアメリカ合衆国政府が主催する機関または下部機関が発行または保証する証券には適用されません。
3. 管理会社は、発行体の経営に重大な影響を及ぼしうることとなるような議決権付証券に投資することはできません。
4. 管理会社は、オープン・エンド型の投資信託の受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資をすることができます。
管理会社により運用されている、または共通の経営もしくは管理により、または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の受益証券の取得は、特定の地域または経済分野への投資を専門とする投資信託への投資の場合にのみ許されます。その場合、管理会社は、当該受益証券に関する取引に對しいかなる手数料または費用も課すことはできません。管理会社は、ファンドのために、(i)株式に投資する契約型投資信託の証券や、(ii)会社型投資信託に投資することはできません。
5. 管理会社は、ファンドのために、不動産を購入することはできません。
6. 管理会社は、商品、商品取引、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する取引を行なってはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属およびこれらを表象する証書も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引する会社の証券を売買することができます。ただし、本制限は、適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融商品、株価指数および外国為替の金融先物取引および先物予約（ならびにこれらに関するオプション）の売買を行うことを妨げるものではありません。
7. 管理会社は、証券を信用買いしません（ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。）。また、証券の空売りを行いません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約（ならびにこれに関するオプション）に関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
8. 管理会社が借入れを行う場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。
9. 管理会社は、上記８．記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有または保有される証券に担保権、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時または後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物予約もしくは先物取引の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。
10. 公認の証券取引所または定期的に取引が行われ、一般に認められかつ開かれている他の規制市場（「規制ある市場」）で取引されていない証券にファンドの純資産総額の10%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関または（地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が主催する機関が発行または保証する証券には適用されません。
11. ファンドの投資対象は、日本証券業協会の規則に基づき、「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」に分類されます。原則として、各区分における単一の発行体および／または取引相手方に対するエクスポージャーは純資産総額の10%を超えないものとし、また、単一の発行体および／または取引相手方に対する合計エクスポージャーは純資産総額の20%を超えてはなりません。投資顧問会社および管理会社は、必要な場合には、日本証券業協会の規則に基づくこれらの制限を遵守するためにファンドの投資対象を調整するものとします。
12. デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に定義されます。）により、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場およびその他の指標に係る変動、およびその他の理由により発生し得るリスクに対応する額として、日本証券業協会の規則に準拠した「合理的な方法」として管理会社が投資顧問会社と協議の上または投資顧問会社が決定した方法に従って計算された額が純資産総額を超える場合には、デリバティブ取引は禁じられます。

13. 管理会社は、ファンドの資産をもって証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。ただし、組入証券の処分に関し、管理会社が適用される証券法に基づき引受人であるとみなされる場合はこの限りではありません。
14. 管理会社は、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができます。ただし、この技法と手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限りです。
- (a) オプションに関し、管理会社は、以下の場合は、証券のプット・オプションまたはコール・オプションを購入することができます。
- i) 当該オプションが証券取引所に上場されているか、または規制のある市場で取引されている場合で、かつ
- ii) 当該オプションの取得価格（プレミアム）が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- (b) 管理会社は、ファンドのために、当該証券がすでに保有されているか、ファンドが同等のコール・オプションまたはかかる取引から生じる債務を十分にカバーすることを確保できるワラント等の他の手段を有している場合に証券のコール・オプションを売ることができます。
15. 管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、為替の予約・先物取引を行い、コール・オプションを売り、プット・オプションを買うことができます。ただし、通貨に関する取引は、ヘッジされる通貨建のファンドの証券およびその他の資産の総評価額を超えてはならず、また当該資産が保有される期間を超えてはなりません。管理会社は、当該コストがファンドにとり有利である場合（同一の取引相手方との契約により）クロス取引を通じ関係通貨を買いまたは通貨スワップ契約を締結することができます。これらの取引または為替は、証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されているもののみを対象として行うものとします。
- ただし、管理会社は、当該取引に専門化した格付の高い金融機関と為替予約またはスワップ契約を行うことができます。
16. 管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行いません。ただし、ファンドは、組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物取引に関する残高を保有することができます。管理会社はまた、ファンドのために、ファンドの組入証券のデュレーションを調整する目的で、金融先物取引を行うことができます。
17. ルクセンブルグの適用法令（2010年法、2013年法、および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、告示、金融監督委員会の解釈、ならびに具体的には、投資信託が利用する譲渡性証券や短期金融商品に係る手法および商品に適用されるC S S F告示08/356の規定）（これらの法令が随時改正または代替される新法令）により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レポ契約・逆レポ契約の取引を行うことができます。担保は、ファンドのために、貸付契約が終了するまで保持されなければなりません。
18. 管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式に対する投資または出資も行いません。

管理会社は、ファンドのために、上記16. にいう取引を行うことができますが、これらの取引は、定期的に取引が行われ、公認かつ公開の規制ある市場で取引されている契約を対象とする場合に限って行うものとします。上記14. および15. にいうオプションに関しては、管理会社は、ファンドのために、当該取引がファンドにとってより有利である場合または必要とされる性質のオプションが取引されていない場合、この種の取引に参加している信用力のある金融機関とO T Cオプション取引を行うことができます。

ファンドが2010年法およびその他適用される法令または金融監督委員会からの告示に基づく投資制限を遵守している場合には、管理会社は、ファンド資産の一部である証券に付随する新株等引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社の不可抗力により、または新株等引受権の行使の結果、上記の比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、ファンドの受益者の利益に留意しつつ、C S S F告示24/856に基づくかかる事態の是正を優先させます。

上記10. 、14. 、15. および16. に従った債務証券または証書の取得による場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行ないまたは第三者のために保証人となることはできません。

証券金融取引および金融商品の再使用の透明性に関するレギュレーション（E U）2015/2365および改訂レギュレーション（E U）No648/2012（以下「S F Tレギュレーション」といいます。）に定義される証券金融取引またはトータル・リターン・スワップをファンドが使用する場合、S F Tレギュレーションにより要求される全ての情報は、管理会社の登記上の事務所で入手出来ます。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

ファンドは、アセット・バック証券など、値動きのある証券に投資します。これらの投資対象証券には、主として以下のような性質があり、ファンド証券の1口当たり純資産価格を変動させる要因となります。従って、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、ファンド証券の1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

① リスク要因

投資目的が達成されるという保証はありません。また、過去の実績は、将来のパフォーマンスを示すものではなく、投資者が投資額全額を回収できるという保証はありません。

ファンドが企図する投資は、すべての投資対象に内在するリスク、ならびに投資戦略および投資ユニバース固有の特性に伴うリスクを負います。ファンドに投資することにより、投資者は、当該リスクならびにファンドのリターンおよびコストに与えるそれらの潜在的影響を認識することになります。

また、ファンドに適用されるすべての投資ガイドラインおよび投資制限は、それぞれの取引時点の状況において適用されます。市場変動により当該状況が変化した場合、管理会社は、ファンドの最善の利益を考慮し、合理的な期間内に保有高を投資ガイドラインに沿うように適切な措置を講じます。ただし、ファンドの投資対象の特性により、ポートフォリオの短期的または中期的調整を常に確保できるとは限りません。

市場リスク

市場リスクとは、債券、通貨もしくはその他の市場価格、指数の不利な変動、またはその変動のボラティリティが変化した結果生じる、ポートフォリオの価値が変動するリスクです。通常の取引またはポジションは、様々な市場リスクにさらされることがあります。市場リスクには、金利リスクおよび為替レート・リスクがあります。金利リスクは、イールド・カーブの水準、傾きおよび曲率の変動、金利デリバティブのインプライド・ボラティリティの変動、モーゲージの期限前償還率の変動ならびに信用スプレッドの変動から生じるリスクです。為替レート・リスクは、スポット価格および為替デリバティブのインプライド・ボラティリティの変動から生じるリスクです。

流動性リスク

流動性リスクは、ファンドの投資対象の流動性（以下「市場流動性」といいます。）とファンドが受益証券の買戻しのために提示する条件（以下「資産流動性」といいます。）の不一致から生じます。

市場流動性は、ファンドの投資対象が取引される市場における取引高の影響を受けます。取引高は、市場の動向、投資者の否定的な見方、または規制当局の介入を受けて大きく変動することがあり、そのために当該市場の流動性が低下する場合があります。これにより、買い手を見つけることができない、または低い価格でしか売却することができないおそれがあり、その結果、ファンドの価値に悪影響を及ぼす、またはファンドが他の投資機会を獲得できない可能性があります。

資産流動性リスクとは、市場の緊張状態、極めて多額の買戻し請求、またはファンドおよび管理会社が制御できないその他の要因により、ファンドが以下の状況に陥るリスクです。

- (i) 市場が緊張状態にある、またはファンドおよび管理会社が制御できないその他の状況（「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価」の項で定義されます。）により、一時的に受益証券の買戻しを停止せざるをえない状況
- (ii) 不利な時期および／または条件で投資対象を売却せざるをえない状況

カウンターパーティー・リスク

カウンターパーティー・リスクは、取引相手方が、元本および利息を適時に返済しないなど、ファンドに対する金銭的な債務を履行しない場合の損失リスクです。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、「内部プロセス、人およびシステムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外部事由から生じる損失に関わるリスク」と定義されます。オペレーショナル・リスクは規制上のリスクおよび法務リスクを含みますが、ビジネスおよび戦略に関わるリスクは含まれません。オペレーショナル・リスクは、ファンド業務の多くの側面に内在し、様々なリスクがあります。リスクの特定、評価、管理および報告を容易にするため、一貫性のある体制がとられます。

カントリー・リスク

外国への投資に伴うリスクの総称です。これらのリスクには、政治リスク、為替レート・リスク、経済リスク、ソブリン・リスク、および政府の措置により資本が固定または凍結される事によって発生するトランスファー・リスクなどがあります。カントリー・リスクは国によって異なります。

為替リスク

ある通貨の価値が、別の通貨に対して変動することにより生じるリスクの一種です。投資者または会社が、国外で資産を有するまたは事業を運営し、そのポジションがヘッジされていない場合は、常に、為替リスクを負います。

ファンドは米ドルを基準通貨としています。従って、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって、円換算した投資元本を割り込むことがあります。

インフレ・リスク

インフレによって、ファンド資産の投資対象の価値が減少する可能性があります。インフレ率が投資対象から生じるリターンを上回る場合、投資資本の投資対象の購買力が低下します。

金利変動リスク

金利の絶対水準、2つの金利間のスプレッド、イールド・カーブの形状、またはその他の金利の関係の変動により、投資対象の価格が変動するリスクです。

債券およびその他の債務商品の価格は、通常、金利の変動に応じて上下します。一般的に、金利が低下すれば既存の債務商品の価格は上昇し、金利が上昇すれば既存の債務商品の価格は下落します。

他の債券と同様、アセット・バック証券の価格も通常金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っており、金利変動の影響を受けますが、価格変動の度合いは個々のアセット・バック証券の種類や特性によって様々であり、一様ではありません。（一部のアセット・バック証券では、金利が上昇すれば価格が上昇し、金利が低下すれば下落するなどの特性を持った証券があります。）

期限前償還リスク

アセット・バック証券の価格は、期限前償還の動向によっても大きく影響を受けると考えられます。アセット・バック証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借り替えが増加すると考えられます。ローンの期限前返済が増加するのに伴い、アセット・バック証券の期限前償還（元本の一部が期限前に償還されること）も増加することになります。期限前償還は金利要因のほかにも様々な要因によって変化すると考えられます。期限前償還の変化によるアセット・バック証券の価格変動は、個々のアセット・バック証券の種類や特性によって様々であり、一様ではありません。また、アセット・バック証券の一部には仕組み上期限前償還が抑えられているものもあります。

ボラティリティ・リスク

価格変動の不確実性のリスクです。通常、資産または商品のボラティリティが大きいほど、リスクが高くなります。ファンドが投資する有価証券の価格は、短期間で大きく変動する可能性があります。

ボラティリティ・リスクは、リスク要因のボラティリティの変化によって生じることもあります。これは、通常、原資産のボラティリティが価格に大きな影響を与えるデリバティブ商品のポートフォリオについて当てはまります。

サイバーセキュリティ・リスク

業務の実施においてインターネットなどのテクノロジーの利用が増加したことに伴い、ポートフォリオはオペレーション上の情報セキュリティおよび関連するリスクを負う可能性があります。一般的に、サイバー事故は、故意の攻撃または故意ではない事象により生じる可能性があり、デジタル・システムへの不正アクセス、資産もしくは機密情報の不正流用、データの破損またはウェブサイト上でのDOS攻撃（サービス拒否攻撃）などの運営の妨害です。第三者である業務提供会社およびファンドの投資先有価証券の発行体のサイバー・セキュリティ上の不履行または違反は、業務運営を妨害し、これに影響を及ぼす場合があります。潜在的に、財務上の損失、業務遂行の不能、適用あるプライバシー法もしくはその他の法律の違反、規制上の違約金、罰金、外部評価の毀損、払戻もしくはその他の補償費用、ならびに／またはサイバー事故の防止費用を含む追加のコンプライアンス費用が発生する可能性があります。

テロ攻撃、戦争、天災またはパンデミックに関連するリスク

ファンドおよびファンドの取引相手方の業務は、深刻なテロ攻撃または戦争もしくはその他戦闘行為の勃発、継続もしくは拡大により著しく妨害されることがあります。

ハリケーンまたはスーパー台風などの天災は、世界経済およびファンド運用を著しく妨害する可能性があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響、および将来発生する可能性があるその他の感染症、エピソード（感染症の地域的流行）またはパンデミック（感染症の世界的大流行）は、多くの国の経済または世界経済全体、個別の発行体、借主およびセクターの財政健全性および業績、ならびに市場の健全性全般に、重大かつ不測の悪影響を及ぼす可能性があります。

深刻なパンデミックまたは天災の場合、ファンド、管理会社、投資顧問会社およびその他の業務提供会社はそれぞれ、安全上の理由および公共政策を理由として、そのパンデミックまたは天災の影響の程度に応じて、一時的に事務所を閉鎖する、またはその従業員の出社を禁止するよう要求される可能性があります。そのような閉鎖により、ファンドに対する業務提供が著しく妨げられる可能性があり、ファンドの運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

クレジット・リスク

借り手が貸出金を返済しない、またはその他契約上の義務を履行しないことに起因する、元本の喪失リスクまたは金銭的利益の喪失リスクです。

ファンドでは一部相対的に格付けの低いアセット・バック証券にも投資を行います。こうした証券は通常格付け上位の債券に比べてより高い利回りで取引されますが、一方信用状況の変化の影響を多大に受けることが考えられます。一般的には債券は格付けが低いほどデフォルト（債務不履行）のリスクも相対的に高いと考えられます。

債務証券

ファンドは、高格付けの債券に比べて市場リスクおよび信用リスクが高い、低格付けのハイ・イールド債に投資することがあります。一般的に、低格付け債券は、投資者の負うリスクが高い代わりに、高格付けの債券に比べて利回りが高くなります。このような債務証券の低い格付けは、発行体の財務状況の悪化または金利上昇により、債務証券保有者に対する発行体の支払能力が損なわれてしまう可能性が高いことを示しています。

災害リスク

天災および／または人災により生じる損失リスクです。災害は、経済的地域、セクターに影響を及ぼし、時には経済に対して世界的打撃となることがあるため、ファンドのパフォーマンスにも影響します。

法務リスク

法的措置による不確実性、または契約、法律もしくは規制の適用もしくは解釈における不確実性によるリスクです。

税務リスク

資産の購入、保有または売却は、ファンドの所在国外における法定財務規制（源泉徴収税の控除など）の変更の対象となる可能性があります。

証券貸付、買戻権の売買およびレボ・逆レボ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については以下の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為する逆レボ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは存続期間の取引における資金の焦付き、(ii) 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレボ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは存続期間の取引における投資持分の焦付き、(ii) 売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、投資家は、(A) ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格付け、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出された証券の価格を下回る価格で換金されることになりうるというリスク、また(B) 貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

ファンドのリスク特性

ポートフォリオに含まれる固定利付商品（アセット・バック証券、モーゲージ・バック証券等）の価格は、裏付け債権の金利の変動および期限前償還により変動します。こうした価格変動によりファンドは、マーケット（金利）・リスクにさらされます。しかしながら、投資顧問会社のデュレーション管理手法（目標デュレーションを3年から7年の間に維持）および分散投資により、リスクは限定的（低い）です。ファンドは、ヘッジ目的のためにのみデリバティブを利用します。

ファンドは重大な（高い）クレジット・リスクを伴います。クレジット商品（アセット・バック証券、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・バック証券）によって、ファンドは高い集中投資リスクを伴うことがある裏付セクターおよびローンのエクスポージャーを保有することになります。

ノン・シニア・トランシェはシニア・トランシェよりも元利金返済が劣後するため、これらのトランシェへの投資は、デフォルト（元本および利息の不払い）・リスクを増大させます。しかし、カウンターパーティ・リスクは投資対象の性質上、限定されます。

ファンドの投資対象は性質上、市場が逼迫した場合に高い流動性リスクにさらされます。アセット・バック証券、モーゲージ・バック証券、コマーシャル・モーゲージ・バック証券へのエクスポージャーは、原資産（返済不能な巨額ローン等）の流動性の欠如が原因で、過去において流動性を欠いたことがあります。

クレジット商品における評価パラメーター（金利の変動等）は、有価証券の価格に影響を与え、評価リスクを発生させることがあります。

デリバティブ取引

ファンドは、ヘッジ目的のためにのみ日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引を行っています。A I F M Dと委員会委任規則（E U）第231/13号（以下「委員会委任規則」といいます。）において詳細なリスク管理のガイドラインがなく、管理会社はU C I T Sに係るE U指令への準拠に基づき、デリバティブ取引のリスクを管理しています。

レバレッジ

委員会委任規則および2013年法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、AIFMの管理するAIFのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてAIFMがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、AIFの純資産総額に対するエクスポージャーの比率として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格（絶対値で表示）により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙IIに定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、AIFのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) AIFのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク（もしあれば）が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の225%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の300%を超えないものとします。

ファンドのレバレッジを計算する目的において、

ーコミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従って各デリバティブ商品のポジションを当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ（委員会委任規則別紙Iの(3) および(10) から(13) に基づいて計算されるその他の取引を含み、エクスポージャーを増加させるもの）の再投資により生じるエクスポージャーを計算します（以下「コミットメント法」といいます。）。

ーグロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー（換金された投資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Iの(1) および(2) に記載の現金借入総額のうちいずれか高いほうで表示されます。）を含み、委員会委任規則別紙Iの(3) および(10) から(13) のレポ契約または逆レポ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、(i) ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物（既知の金額の現金に容易に換金することができ、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの）の価値は除外し、(ii) (i) に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものについても除外します（以下「グロス法」といいます。）。

グロス法は、ファンドの純資産総額（NAV）と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対し、コミットメント法は、投資顧問会社を用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスクを意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク／リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

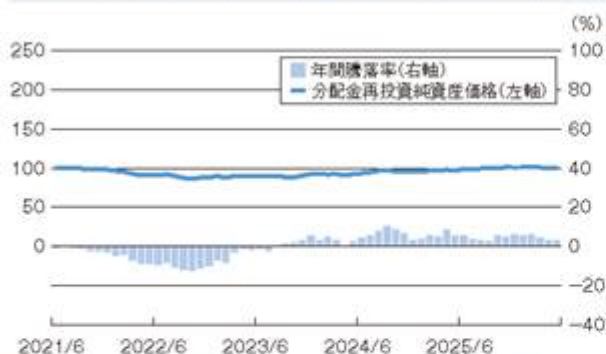
疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、委員会委任規則およびルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

② リスクに対する管理体制

第1－2－(3)「運用体制」についての項をご参照ください。

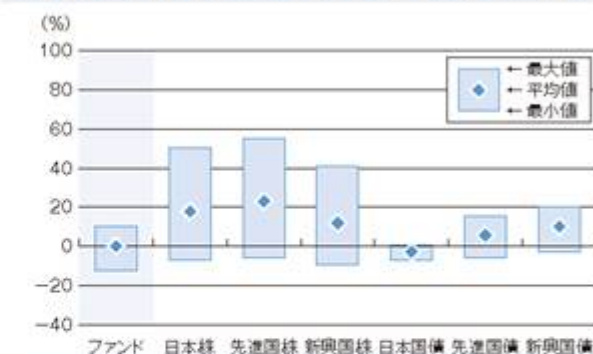
参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2021年6月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2021年6月～2026年5月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	10.1	50.5	55.3	41.0	0.6	15.4	19.9
最小値(%)	-12.2	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	0.1	17.9	23.0	11.9	-2.8	5.7	10.0

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年6月～2026年5月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(ご注意)

- ファンドの年間騰落率は、ファンドの表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
 - 日本株・・・TOPIX(配当込み)
 - 先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国株・・・S&P新興国総合指数
 - 日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数
 - 先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P. で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る商標または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る商標または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

純資産価額の3.0%以下です。

② 日本国内における申込手数料

申込金額の1.10%（税込）です。

申込手数料とは、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社へ支払われるものです。

（２）【買戻し手数料】

買戻し手数料は課されません。

（３）【管理報酬等】

（イ）管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.02%の管理報酬をファンドから四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

管理報酬とは、（i）ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに（ii）ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

投資顧問会社は、四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額に以下の年率を乗じた投資顧問報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有します。投資顧問会社は、副投資顧問会社に、随時両者の合意した四半期毎の報酬を支払います。

4億5,000万ドルまでの部分	0.400%
4億5,000万ドル超9億ドルまでの部分	0.375%
9億ドル超の部分	0.350%

投資顧問報酬とは、ファンドに関する投資判断等、目論見書に記載される投資目的および投資方針の達成をめざし、約款および適用される法令に従って行うファンド資産の投資および再投資業務の対価として投資顧問会社へ支払われるものです。

2026年1月31日終了の会計年度にファンドが支払った管理報酬および投資顧問報酬は、127,960ドルでした。

（ロ）保管報酬

保管受託銀行は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.05%（年間最低額20,000ドル）の報酬をファンドから四半期末毎に受領する権利を有します。

保管報酬とは、（i）ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、（ii）キャッシュ・フローの監視業務、ならびに（iii）選定された監督・監視業務の実施への対価として保管受託銀行へ支払われるものです。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されません。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担します。

2026年1月31日終了の会計年度にファンドが支払った保管報酬は、20,619ドルでした。

（ハ）管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%（年間最低額10,000ドル）の管理事務代行報酬をファンドから四半期末毎に受領する権利を有します。

管理事務代行報酬とは、（i）ファンドの純資産価格の計算業務、（ii）ファンドの会計書類作成業務、（iii）法務およびファンド会計管理業務、（iv）マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止業務、（v）法令遵守に関するモニタリング、（vi）受益者名簿の管理、（vii）収益分配業務、（viii）ファンドの購入・換金等受付け業務、ならびに（ix）記録管理業務への対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。

2026年1月31日終了の会計年度にファンドが支払った管理事務代行報酬は、10,658ドルでした。

（二）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々の純資産総額の平均額に以下の年率を乗じた代行協会員報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

4億5,000万ドルまでの部分	0.300%
4億5,000万ドル超9億ドルまでの部分	0.325%
9億ドル超の部分	0.350%

代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書の販売会社への送付ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

なお、代行協会員は管理会社の承認を得たうえで、販売会社に対し、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、およびこれらに付随する業務への対価として、代行協会員報酬から報酬を支払う場合があります。

2026年1月31日終了の会計年度にファンドが支払った代行協会員報酬は、91,350ドルでした。

（ホ）評価代理人報酬

評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、以下の費用を負担する場合があります。

- （イ）ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- （ロ）ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- （ハ）代行協会員が負担した合理的な額の実費。
- （ニ）登録・名義書換・支払・管理事務代行会社および発行会社代理人に対する合理的な額の立替費用および合理的な額の実費。
- （ホ）受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った合理的な法律関係費用。
- （ヘ）ファンドの法律上または規制上の義務を充足するために必要な業務の合理的な対価。
- （ト）その他、次の費用を含む管理費用。

- ・券面印刷費
- ・ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含みます。）への約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
- ・上記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な保有者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用。
- ・会計、記帳および日々の純資産価格計算に要する費用。
- ・受益者への通知・公告を作成しかつ配付する費用。
- ・弁護士の報酬（ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）および監査人の報酬（ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）。
- ・以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、ファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。

その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。

2026年1月31日終了の会計年度にファンドが支払ったその他の費用は121,538ドルでした。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、これと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- ① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- ② ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- ③ 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2047年12月31日まで	2048年1月1日以後
所得税	15.315%（注１）	15.15%（注２）
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20.15%

（注１）復興特別所得税および（2027年1月1日以降は）防衛特別所得税を含みます。以下同じです。

（注２）防衛特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- ④ 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。)
- ⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2047年12月31日まで	2048年1月1日以後
所得税	15.315%	15.15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20.15%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- ⑥ 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなります。
- ⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

5【運用状況】**（１）【投資状況】**

(2026年5月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
コマーシャル・モーゲージ・バック証券（CMBS）	アメリカ合衆国	27,818,788	95.91
モーゲージ・バック証券（MBS）	アメリカ合衆国	643,267	2.22
小計		28,462,055	98.12
現金・その他の資産（負債控除後）		544,077	1.88
合計 （純資産総額）		29,006,131 （約4,623百万円）	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】（上位30銘柄）

（2026年5月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	額面金額／数量	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	FNA 2018-M14 A2 FRN 25/08/28	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	3.577	2028年 8月25日	2,000,000.00	1,693,065.56	1,773,276.95	6.11
2	FNA 2018-M7 A2 FRN 25/03/28	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	3.034	2028年 3月25日	2,000,000.00	1,647,122.14	1,639,564.32	5.65
3	FHMS K530 A2 FRN 25/09/29	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	4.792	2029年 9月25日	1,500,000.00	1,507,810.50	1,515,939.60	5.23
4	FHMS K086 A2 FRN 25/11/28	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	3.859	2028年 11月25日	1,500,000.00	1,489,042.97	1,483,137.30	5.11
5	FHMS K-1510 A1 3.5600% 25/11/30	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	3.560	2030年 11月25日	2,000,000.00	1,424,187.63	1,463,343.24	5.04
6	FHMS K094 A2 2.9030% 25/06/29	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	2.903	2029年 6月25日	1,400,000.00	1,365,054.69	1,342,263.16	4.63
7	FNA 2023-M1S A2 FRN 25/04/33	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	4.497	2033年 4月25日	1,187,000.00	1,173,007.97	1,182,786.27	4.08
8	FHMS Q027 A2 4.6560% 25/08/31	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	4.656	2031年 8月25日	1,150,000.00	1,149,970.10	1,143,928.23	3.94
9	FNA 2022-M1 A2 FRN 25/10/31	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	1.668	2031年 10月25日	1,200,000.00	970,921.88	1,041,711.24	3.59
10	FHMS K-164 A2 5.0000% 25/05/34	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	5.000	2034年 5月25日	1,000,000.00	1,032,578.13	1,023,316.30	3.53
11	FHMS K091 A2 3.5050% 25/03/29	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	3.505	2029年 3月25日	1,000,000.00	1,010,390.63	977,590.50	3.37
12	FHMS KG01 A10 2.9390% 25/04/29	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	2.939	2029年 4月25日	1,000,000.00	893,906.25	962,995.20	3.32
13	FNA 2022-M13 A2 FRN 25/06/32	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	2.586	2032年 6月25日	1,000,000.00	868,593.75	903,085.20	3.11
14	FHMS K142 A1 2.4000% 25/12/31	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	2.400	2031年 12月25日	1,000,000.00	919,269.95	894,949.22	3.09
15	FHMS K-153 A2 FRN 25/12/32	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	3.820	2032年 12月25日	885,000.00	846,237.89	848,812.00	2.93
16	FHMS K083 A2 FRN 25/09/28	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	4.050	2028年 9月25日	830,000.00	800,252.73	823,878.67	2.84
17	FHMS K516 A2 5.4770% 25/01/29	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	5.477	2029年 1月25日	800,000.00	823,997.60	819,154.56	2.82
18	FHMS K-163 A2 FRN 25/03/34	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	5.000	2034年 3月25日	700,000.00	722,531.25	716,417.73	2.47
19	FHMS K122 A1 0.8630% 25/05/30	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	0.863	2030年 5月25日	1,000,000.00	623,632.56	661,742.80	2.28
20	FHMS KG07 A2 FRN 25/08/32	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	3.123	2032年 8月25日	706,000.00	663,143.59	652,946.01	2.25
21	FN BS3910 2.0800% 01/11/31	アメリカ 合衆国	モーゲージ・バック 証券	2.080	2031年 11月1日	700,000.00	627,156.25	616,203.91	2.12
22	FNA 2018-M2 A2 FRN 25/01/28	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	2.928	2028年 1月25日	800,000.00	576,715.41	597,835.74	2.06
23	FNA 2023-M4 A2 FRN 25/09/32	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	3.767	2032年 9月25日	600,000.00	547,968.75	577,134.84	1.99

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	額面金額／数量	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
24	FNA 2020-M53 A2 FRN 25/11/32	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	1.684	2032年 11月25日	650,000.00	527,109.37	555,437.48	1.91
25	FHMS K-165 A1 4.6100% 25/10/33	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	4.610	2033年 10月25日	500,000.00	492,793.53	498,039.28	1.72
26	FHMS KG06 A2 1.7770% 25/10/31	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	1.777	2031年 10月25日	500,000.00	428,261.72	445,282.25	1.54
27	FHMS K119 A2 1.5660% 25/09/30	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	1.566	2030年 9月25日	500,000.00	404,882.81	444,170.00	1.53
28	FHMS KG04 A2 1.4870% 25/11/30	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	1.487	2030年 11月25日	476,000.00	398,798.75	424,184.40	1.46
29	FHMS K158 A2 FRN 25/12/30	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	3.900	2030年 12月25日	402,000.00	401,827.27	393,247.21	1.36
30	FHMS KL1E A1E 2.835% 25/02/27	アメリカ 合衆国	コマーシャル・モー ゲージ・バック証券	2.835	2027年 2月25日	2,000,000.00	328,466.89	322,828.39	1.11

種類別投資比率

(2026年5月末日現在)

種類	投資比率 (%)
コマーシャル・モーゲージ・バック証券 (CMBS)	95.91
モーゲージ・バック証券 (MBS)	2.22
合計	98.12

②【投資不動産物件】

該当ありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

直近10会計年度末および2025年6月1日から2026年5月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第19会計年度末 (2017年1月末日)	75,575	12,046	10.29	1,640
第20会計年度末 (2018年1月末日)	65,033	10,366	10.16	1,619
第21会計年度末 (2019年1月末日)	61,637	9,824	10.21	1,627
第22会計年度末 (2020年1月末日)	61,246	9,762	10.72	1,709
第23会計年度末 (2021年1月末日)	53,126	8,468	11.05	1,761
第24会計年度末 (2022年1月末日)	47,064	7,502	10.37	1,653
第25会計年度末 (2023年1月末日)	38,158	6,082	9.49	1,513
第26会計年度末 (2024年1月末日)	33,617	5,358	9.58	1,527
第27会計年度末 (2025年1月末日)	31,196	4,972	9.68	1,543
第28会計年度末 (2026年1月末日)	29,741	4,740	9.95	1,586
2025年6月末日	30,467	4,856	9.82	1,565
7月末日	30,094	4,797	9.79	1,560
8月末日	30,341	4,836	9.90	1,578
9月末日	30,297	4,829	9.92	1,581
10月末日	30,158	4,807	9.95	1,586
11月末日	30,297	4,829	10.00	1,594
12月末日	30,133	4,803	9.96	1,588
2026年1月末日	29,741	4,740	9.95	1,586
2月末日	30,019	4,785	10.06	1,603
3月末日	29,371	4,681	9.91	1,580
4月末日	29,156	4,647	9.87	1,573
5月末日	29,006	4,623	9.83	1,567

②【分配の推移】

直近10会計年度を含む2026年5月までの期間の各月における分配の推移は次のとおりです。

	2016年		2017年		2018年		2019年		2020年	
	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円
1月	0.019	3.03	0.019	3.03	0.014	2.23	0.015	2.39	0.016	2.55
2月	0.019	3.03	0.018	2.87	0.016	2.55	0.015	2.39	0.016	2.55
3月	0.021	3.35	0.020	3.19	0.014	2.23	0.014	2.23	0.014	2.23
4月	0.019	3.03	0.020	3.19	0.016	2.55	0.015	2.39	0.016	2.55
5月	0.018	2.87	0.019	3.03	0.015	2.39	0.015	2.39	0.016	2.55
6月	0.020	3.19	0.019	3.03	0.014	2.23	0.015	2.39	0.017	2.71
7月	0.018	2.87	0.014	2.23	0.015	2.39	0.014	2.23	0.017	2.71
8月	0.019	3.03	0.016	2.55	0.015	2.39	0.017	2.71	0.016	2.55
9月	0.019	3.03	0.015	2.39	0.015	2.39	0.015	2.39	0.016	2.55
10月	0.016	2.55	0.014	2.23	0.014	2.23	0.014	2.23	0.016	2.55
11月	0.018	2.87	0.016	2.55	0.016	2.55	0.014	2.23	0.016	2.55
12月	0.016	2.55	0.014	2.23	0.014	2.23	0.015	2.39	0.017	2.71

	2021年		2022年		2023年		2024年		2025年	
	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円
1月	0.016	2.55	0.015	2.39	0.016	2.55	0.018	2.87	0.020	3.19
2月	0.017	2.71	0.016	2.55	0.017	2.71	0.018	2.87	0.020	3.19
3月	0.017	2.71	0.014	2.23	0.016	2.55	0.017	2.71	0.019	3.03
4月	0.016	2.55	0.014	2.23	0.016	2.55	0.016	2.55	0.018	2.87
5月	0.016	2.55	0.015	2.39	0.018	2.87	0.019	3.03	0.019	3.03
6月	0.017	2.71	0.014	2.23	0.018	2.87	0.017	2.71	0.019	3.03
7月	0.017	2.71	0.013	2.07	0.018	2.87	0.017	2.71	0.020	3.19
8月	0.015	2.39	0.015	2.39	0.018	2.87	0.019	3.03	0.019	3.03
9月	0.016	2.55	0.014	2.23	0.018	2.87	0.016	2.55	0.019	3.03
10月	0.014	2.23	0.014	2.23	0.016	2.55	0.018	2.87	0.020	3.19
11月	0.016	2.55	0.016	2.55	0.019	3.03	0.017	2.71	0.019	3.03
12月	0.016	2.55	0.016	2.55	0.017	2.71	0.019	3.03	0.019	3.03

	2026年	
	米ドル	円
1月	0.020	3.19
2月	0.017	2.71
3月	0.018	2.87
4月	0.017	2.71
5月	0.017	2.71

設定来累計（2026年5月末日現在）：9.661米ドル

③【収益率の推移】

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりです。

会計年度	収益率（注1）
第19会計年度 (2016年2月1日－2017年1月31日)	1.08%
第20会計年度 (2017年2月1日－2018年1月31日)	0.67%
第21会計年度 (2018年2月1日－2019年1月31日)	2.25%
第22会計年度 (2019年2月1日－2020年1月31日)	6.75%
第23会計年度 (2020年2月1日－2021年1月31日)	4.88%
第24会計年度 (2021年2月1日－2022年1月31日)	－4.42%
第25会計年度 (2022年2月1日－2023年1月31日)	－6.78%
第26会計年度 (2023年2月1日－2024年1月31日)	3.15%
第27会計年度 (2024年2月1日－2025年1月31日)	3.27%
第28会計年度 (2025年2月1日－2026年1月31日)	5.18%

（注1）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の課税前分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配額の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注2）
2017年	1.98%
2018年	0.37%
2019年	5.40%
2020年	7.26%
2021年	－2.95%
2022年	－10.27%
2023年	5.13%
2024年	2.83%
2025年	5.83%
2026年	－0.41%

（注2）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2026年については5月末日）の1口当たり純資産価格（当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額）

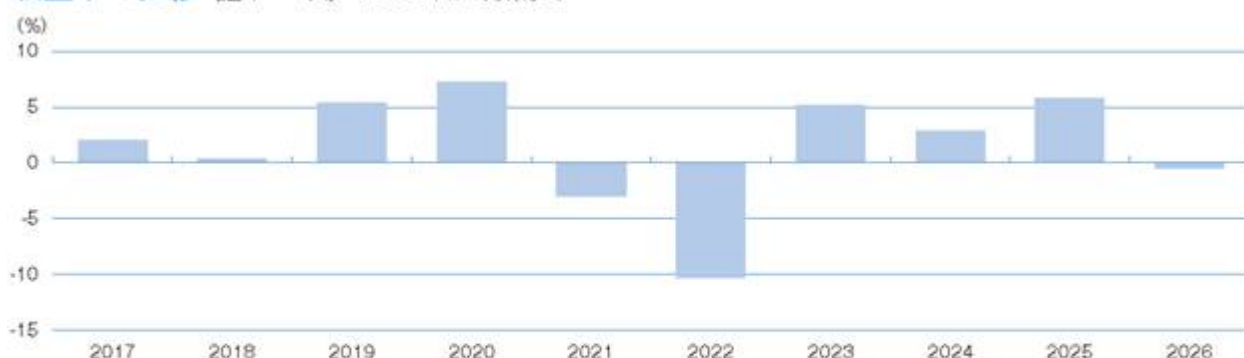
b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格（分配額の額）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

純資産総額 29百万米ドル／1口当たり純資産価格 9.83米ドル(2026年5月末日現在)

**収益率の推移** (暦年ベース) *2026年は5月末まで(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たり純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されていません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	本邦内における販売口数	買戻し口数	本邦内における買戻し口数	発行済口数	本邦内における発行済口数
第19会計年度	33,490	33,490	584,097	584,097	7,346,253	7,346,253
第20会計年度	4,000	4,000	949,421	949,421	6,400,832	6,400,832
第21会計年度	2,300	2,300	363,758	363,758	6,039,374	6,039,374
第22会計年度	124,450	124,450	448,148	448,148	5,715,676	5,715,676
第23会計年度	51,570	51,570	958,691	958,691	4,808,555	4,808,555
第24会計年度	14,700	14,700	286,779	286,779	4,536,476	4,536,476
第25会計年度	18,500	18,500	534,692	534,692	4,020,284	4,020,284
第26会計年度	2,000	2,000	514,440	514,440	3,507,844	3,507,844
第27会計年度	2,500	2,500	288,722	288,722	3,221,622	3,221,622
第28会計年度	500	500	233,190	233,190	2,988,932	2,988,932

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における申込手続き等

日本以外に居住する投資者によるファンド証券の購入申込みは、管理会社によって受諾されます。

ファンド証券1口当たりの販売価格は、管理会社がルクセンブルグ時間午後4時、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間までに申込みを受領した場合、当該申込みを受領した評価日の1口当たりの純資産価格です。そして当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3.0%以下の販売手数料が加えられます。午後4時、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間以降に受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはなりません。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受諾された日から起算し5評価日以内（または管理会社が単独の裁量により、随時決定するその他の期間）に米ドルで行うものとします。ただし、5評価日目に米ドル送金の決済ができない場合、米ドル決済が可能な直後の日に支払いを行うことができます。

ファンド証券は管理会社によって発行され、その券面または確認書は、買付代金が保管受託銀行によって受領されると、管理会社により交付されます。

管理会社またはその委託先は、記名式でのみ証券を発行します。

券面（発行された場合）には管理会社またはその委託先および保管受託銀行の署名が必要ですが、当該両署名は複写にすることができます。券面の発行の請求がない場合は、投資者は、ファンド証券の券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が発行されます。

券面または確認書は、買付代金の支払いがなされてからルクセンブルグの銀行の7営業日以内に、投資者のリスクにおいて、管理会社またはその委託先から投資者または投資者の銀行に対して交付されます。

ファンド証券の公衆に対する販売は、EU域内においては行われません。

管理会社はその裁量により、特定の国または地域に居住または設立された者または法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、完全に中止、または制限することができます。管理会社はまた、全投資者およびファンドのためにかかる措置を取ることが必要であるときは、特定の者または法人がファンド証券を取得することを禁止することができます。

管理会社は、(a)ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、(b)ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買戻すことができます。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録はなされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法に基づく登録もなされていません。ファンド証券は、直接または間接に、アメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除くアメリカ合衆国人（証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して募集、販売、移転または交付することはできません。ファンド証券またはファンド証券上の権利は他のアメリカ合衆国人により実質的に所有されることはできません。アメリカ合衆国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社はアメリカ合衆国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、またアメリカ合衆国人への移転の登録を拒絶することができます。

(2) 日本における申込手続き等

日本においては、本書第一部証券情報、(7)申込期間に記載される期間中、評価日に第一部証券情報に従って、販売会社または販売取扱会社を通じてファンド証券の募集が行われます。その場合、販売会社または販売取扱会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。午後3時までに申込みが行われ、かつ販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。上記の締切時間を過ぎた申込みは受付られません。販売の単位は、500口以上1口単位（または管理会社が単独の裁量により決定するその他の口数）です。

ファンド証券1口当たりの発行価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した日の1口当たりの純資産価格です。日本における約定日は販売会社または販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4営業日目に受渡しを行うものとし、当該払込期日までに、申込金額および申込金額に対して1.10%（税込）の手数料を支払わなくてはなりません。

買付代金の支払は、円貨の場合、米ドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の相場に準拠したものであって、販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、米ドルで支払うこともできます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社または販売会社は、投資者によるファンド証券の買付けの注文がマーケット・タイミングであるとの疑義が生じた場合は、当該買付注文を受付けない場合があります。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、評価日にファンド証券の買戻しを請求できます。買戻し請求は、管理会社に対し、書面でなされなければなりません。

ファンド証券1口当たり買戻し価格は、管理会社がルクセンブルグ時間午後4時、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間までに買戻し請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の1口当たり純資産価格です。午後4時、または、管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間以降に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。買戻し手数料はありません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻し請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

買戻し代金は、買戻し日の純資産価格によって、投資者の買付代金を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻し代金の支払は、保管受託銀行またはその代理人により、買戻し請求が受諾（ファンド証券の券面が発行されている場合、券面の受領を含みます。）された日から起算して5評価日目（または管理会社が単独の裁量により、随時決定するその他の期間）までに米ドルで行われます。ただし、5評価日目に米ドル送金の決済ができない場合、米ドル送金決済が可能な直後の日に支払いを行うことができます。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保しています。

管理会社は、受益者の利益のために必要とみなす場合、以下のとおり買戻しゲートおよび／または通知期間の延長を行う可能性があります。

(i) 買戻しゲート

いずれかの評価日について、受領した買戻しの申込みが単独または他の申込みとの合計で、ファンドの純資産総額の10%を超える場合、管理会社は、その内部手続およびガバナンスに従い、単独かつ絶対的な裁量で責任を負うことなく（かつ残存する受益者の最善の利益に適うとの合理的な判断により）、当該評価日における買戻しをファンドの純資産総額の10%を超えないようにするため、当該評価日に関する各申込みを比例按分で縮減する権利を留保します。

管理会社が申込みを比例按分する権限を行使したことで、買戻しの申込みが当該評価日に完全には有効とならない場合、未実行残高については、当該申込みが完全に実行されるまで、当該受益者が翌評価日および必要に応じその後の評価日に追加請求を行ったものとして取り扱われます。

当該評価日に受領した買戻しの申込みに関して、その後の評価日に後続の申込みを受領した場合、それら後続の申込みは、当該（最初の、すなわち先行する）評価日に係る申込みの完全な実行が優先されて繰り延べられますが、上述の取扱いに従って処理されます。

繰り延べられた買戻し請求に適用される買戻し価格は、繰り延べられた買戻しが有効とされた評価日における価格となります。

(ii) 通知期間の延長

例外的な状況において、ファンドの流動性の状況により必要とされる場合、かつ資産の秩序ある換金およびすべての受益者の公平な取扱いを確保するために必要な場合、管理会社は、買戻し請求に適用する通知期間を一時的に設定／延長することがあります。

この延長は、当該決定後に受領したすべての買戻し請求に対して適用され、すべての受益者に対して差別なく適用されます。

通知期間の延長は、期間が限定され、ファンドの流動性の状況に応じて、管理会社による定期的な見直しの対象となります。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し、ファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、手数料なしで、評価日に行うことができます。午後3時までに申込みが行われ、かつ販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。上記の締切時間を過ぎた申込みは受付られません。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した日に計算される1口当たりの純資産価格とし、約定日から起算して4営業日目から買戻代金を支払います。買戻代金は販売会社または販売取扱会社を通じて円貨で、または米ドル貨で、支払われるものとします。米ドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の相場に準拠したものであって、販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。ファンド証券の買戻しは1口単位とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格、発行価格および買戻価格（「純資産価格」）は、評価日毎に米ドルにより決定されます。

1口当たり純資産価格は、米ドルで表示され、評価日毎にファンドの資産から負債（管理会社がその積立を必要または適切であると判断する準備金を含みます。）を控除した額を当該評価日のルクセンブルグの営業終了時における発行済ファンド証券の総口数で除することにより決定されます。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬およびその他の報酬を含みます。）が日割りで計算されます。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされます。

- (a) すべての手持現金または預金およびそれらの発生済利息。
- (b) すべての手形・小切手および未収金（売却後引渡未了の証券の売却代金も含みます。）。
- (c) ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、株式、ディベチャー・ストック、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約ならびにその他の投資資産および証券。
- (d) ファンドが受領すべきすべての株式、株式配当、現金配当および分配金。（ただし、管理会社は、ファンドのために、配当落ち、権利落ちでの取引、その他類似の実務による証券の市場価格の変動に関し調整することができません。）
- (e) 利息が当該証券の元本金額に含まれているか反映されている場合を除き、ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。
- (f) すべての為替予約取引または他のヘッジ取引。
- (g) 未償却のファンドの設立費。
- (h) 前払費用を含むあらゆる種類・性質のその他のすべての資産。

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。

- (a) すべての借入金、未払手形および未払金。
- (b) すべての発生済みまたは未払管理費。（管理会社報酬、投資顧問報酬、副投資顧問報酬、保管報酬、代行協会員報酬、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人の報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。）
- (c) 請求済、未請求のどちらであっても現金または財産の支払義務を負う契約上のすべての期限到来済債務を含むすべての知れたる債務。（評価日が分配金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドに代わって宣言した分配金の未払額を含みます。）
- (d) 管理会社が随時決定する評価日における総資産および収益に基づく適切な納税引当金および管理会社の取締役会の授権および承認あるときはその他の準備金。
- (e) ファンドの受益証券により表象される負債を除くあらゆる種類・性質のファンドのその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的性質の管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等割当金額を計上することができます。

管理会社によって任命された管理事務代行会社が日々の1口当たりの純資産価格を算出し、当該純資産価格は評価日に管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所で入手することができます。金融監督委員会告示22/811に従い、ファンドの管理事務代行会社は登録業務、純資産価格の計算、受益証券の評価、会計記録の維持、および顧客との連絡業務を担当します。

投資有価証券の売買のためのあらゆる契約は当該契約締結日現在で反映されるものとし、受領されるべきあらゆる配当または分配金は当該配当落ち日現在に発生するものとして、ファンドは評価されます。

上記ファンド資産は、以下の方法によって評価されます。

- ① 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価されます。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値により評価されます。
- ② 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価されます。

- ③ 相場価格が入手できないか、または上記①および／または②に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価されます。
- ④ 現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生利息を加えた価額で評価されます。
- ⑤ 米ドル以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値で米ドルに換算されます。

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

管理会社は、以下の場合、ファンド証券の純資産価格の決定を一時的に停止、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。

- イ) ファンド資産のかなりの部分について、その評価のベースとなる一つ、もしくは複数の証券取引所もしくは市場、または、ファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つ、もしくは複数の外国為替市場が、通常の休日以外の日に閉鎖されたり取引が制限もしくは停止された場合。
- ロ) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合。

- ハ) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。

- ニ) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散金融対策

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散資金対策を目的とした法律または規則に従い、金融セクターのあらゆる専門家に対して、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与のためにファンド等の集団投資事業を利用することを防止する義務が課されています。

したがって、管理会社は、マネー・ロンダリング防止手続きを採用および維持することが要求され、ファンド証券の申込者に対して、自らの身元、実質的所有者／支配者の身元（該当する場合）および資金源を確認するための証拠の提供を要求することができます。

登録・名義書換代行会社は、ルクセンブルグ大公国のすべての適用ある法律、規則および規制に準拠し、かつ、申込人の活動におけるマネー・ロンダリングまたはテロ資金供与の疑いを発見し、報告することを目的とした、マネー・ロンダリング防止慣行およびテロ資金供与防止手続きをファンドに対して適用します。

管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、ファンド証券の申込者の身元、実質的所有者／支配者（該当する場合）の身元および資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。

仲介業者を通じてファンド証券の申込みが行われる場合、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付金融監督委員会規則12-02第3条に従って、強化されたデュー・デリジェンスが実施されます。

身元証明を目的として請求される情報および／または書面による証拠の提供の遅延または不履行が申込者側にあった場合、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、申込みの受理を拒否することができます。すでに購入が行われている場合は、ファンド証券の発行の停止または買戻しを行うことができます。この場合、受領した資金は、当初引き落としが行われた口座に無利息で返還されます。

また、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、受益者に対する買戻代金または分配金の支払いが、関連する法域において、適用あるマネー・ロンダリング防止法、テロ資金供与防止法またはその他の法令に違反する可能性があるか、またはかかる助言を受けた場合、またはかかる拒否が、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社による適用ある法域における法令の遵守を確保するために必要または適切であるとみなされる場合、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒否する権利を留保します。

さらに、登録・名義書換代行会社は、ルクセンブルグの法律により、マネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に関連することが知られている、またはその疑いのある取引を実行しないことが要求されます。かかる状況において、登録・名義書換代行会社は、当該取引または当該取引の一部の阻止を指示することができる関係当局に直ちに通知すべきものとされます。また、登録・名義書換代行会社は、買戻請求を提出した受益者が、登録・名義書換代行会社がその義務を遵守するために請求した情報を提出しなかった場合、買戻請求の処理を拒否すること、または、買戻代金の支払いを遅延することができます。

管理会社および登録・名義書換代行会社のいずれも、申込者による購入申込みもしくはかかる申込みに基づくファンド証券の発行の拒否もしくは遅延、または申込者による買戻請求もしくはかかる請求に基づく買戻代金の支払いの拒否もしくは遅延の結果として申込者が被る損失につき、申込者に対して責任を負いません。

また、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、受益者に対する買戻代金または分配金の支払いが、適用ある法令を遵守していない可能性があるか、またはかかる助言を受けた場合、または、かかる拒否が、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社による適用ある法令の遵守を確保するために必要または適切であるとみなされる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒否する権利を留保します。

購入申込みにより、申込者は、マネー・ロンダリング防止、税務情報交換、ルクセンブルグおよび／またはその他の法域における規制および類似の事項に関連して、管理会社（および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社）が、自らに関する情報を適用ある法律により認められる範囲内で規制当局およびその他の者に請求に応じて開示することに、申込者自身、またその実質的所有者および支配者を代理して同意するものとします。

投資に関するデュー・デリジェンス

管理会社は、ファンドの投資に関するデュー・デリジェンスが、ルクセンブルグの適用法令に従ってリスクベース・アプローチに基づき実施されることを確保するものとします。

制裁

管理会社およびファンドは、適用ある制裁制度の対象となっている事業体、個人、組織および／または投資対象と取引を行うことが制限される法律に服します。したがって、管理会社は、投資者に対し、当該投資者が以下のいずれにも該当しないこと、および、当該投資者が了知し、または信じる限りにおいて、当該投資者の実質的所有者、支配者または権限者（以下「関係者」といいます。）（いる場合）が以下のいずれにも該当しないことを継続的に表明保証することを要求することができます。（i）国際連合、米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」といいます。）、日本の財務省もしくは欧州連合（以下「EU」といいます。）が保持する制裁の対象となる事業体もしくは個人の一覧表に記載されていること、（ii）国際連合、OFAC、日本の財務省もしくはEUが科す制裁が適用される国もしくは領土に運営上の拠点を置いているか、もしくはかかる国もしくは領土を住所地としていること、または（iii）その他国際連合、OFAC、日本の財務省もしくはEUが科す制裁の対象となっていること（以下、総称して「制裁対象」といいます。）。

投資者または関係者が制裁対象であるか、または制裁対象となった場合、管理会社は、直ちに、かつ、投資者に対して通知することなく、投資者とのさらなる取引および／またはファンドに対する投資者の持分のさらなる取引について、当該投資者または関係者が制裁対象でなくなるか、または適用ある法律に基づきかかる取引を継続する許可を取得するまで停止するよう義務付けられることがあります（以下「制裁対象者事由」といいます。）。管理会社およびファンドは、制裁対象者事由により投資者に生じた債務、経費、費用、損害および／または損失（直接的損失、間接的損失または派生的損失、利益の喪失、収益の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法務経費その他すべての専門家経費および費用を含みますが、これらに限定されるものではありません。）につき、一切責任を負わないものとします。また、ファンドのために行われた投資が後に適用ある制裁の対象となった場合、管理会社は、直ちに、かつ、投資者に対して通知することなく、当該投資のさらなる取引について、適用ある制裁が解除されるか、または適用ある法律に基づきかかる取引を継続する許可を取得するまで停止することができます。

（２）【保管】

ファンド証券または確認書は、受益者の責任において保管されます。日本において投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、野村證券を名義人とする確認書を野村證券に交付します。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、外国為替法上の許可が必要なときはこれを得て、自己の責任においてこれを保管します。

（３）【信託期間】（存続期間）

ファンドの存続期間は2028年1月31日までです。

（４）【計算期間】

ファンドの決算日は、毎年1月31日とします。

（５）【その他】

① ファンドの償還

ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも、信託期間の終了前に償還することも、また信託期間を延長することもできます。ファンドは、さらに、ルクセンブルグの法律により定められた強制清算の場合、償還します。受益者、またはその相続人もしくは実質的受益者がファンドの償還を要求することはできません。償還通知は、RESAおよび管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されるものとします。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。償還の場合、

管理会社は、受益者の最善の利益に鑑みファンド資産を換金し、保管受託銀行は、管理会社が発する指示に基づき、受益者にその保有ファンド証券数に応じて純清算手取金（すべての償還費用控除後）を分配します。ルクセンブルグの法律に規定されるとおり、清算終了時に払い戻しのため提出されなかったファンド証券に対応する清算手取金は、規定期間を経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管されます。ファンドの償還の原因となる事由が発生した場合はただちにファンド証券の発行は禁止され、発行された場合は無効となります。ファンド証券の買戻しは、受益者が平等に扱われることが確実である限りにおいて、可能です。

なお受益者への償還金の支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続き等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

② ワラント、新受益証券引受権またはオプションの発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を与えません。

③ 約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。約款を変更する関連文書に別途規定されない限り、変更は、ルクセンブルグのR C Sへの預託に関する通知がR E S Aに公告された日の5日後に発効します。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資顧問契約

本契約のいずれの当事者も、30日前までの書面による通知を他方当事者に対し行うことにより本契約をいつでも解除することができます。本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとします。

保管受託契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、本契約を解約することができます。本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとします。

投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、本契約を終了することができます。本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとします。

評価代理人契約

当事者は、60日前までの書面による通知を相手方当事者に行った場合には、いつでも同契約を終了させることができます。ただし、一方当事者による同契約に基づく義務の不履行があった場合（詳細は同契約に規定されます。）には、相手方当事者への通知をもって即時に同契約を終了させることができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

代行協会員契約

本契約は、他の契約当事者に対し、契約書に記載の住所宛、3カ月前の書面による終了通知がなされるまで有効とします。本契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

本契約は一方の当事者が他の当事者に対し、契約書に記載の住所宛に書面による通知を3カ月前になすことによりこれを解約することができます。本契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとします。

4 【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者がファンドに対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として受益者名簿に登録されていなければなりません。

従って、販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、ファンドに対し直接受益権を行使することはできません。さらに、C S S F告示24/856における過誤／不遵守が生じた場合、受益者の補償に対する権利が影響を受ける可能性があります。日本の受益者は販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社を通じてまたは直接、販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の手配および責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（i）分配請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

(ii) 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを（販売会社を通じて）管理会社に請求することができます。

(iii) 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（注）約款には受益者集会に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効します。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社および発行会社代理人、評価代理人、ファンドの監査人、もしくは管理会社により随時任命されたファンドまたは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。2010年法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3ヶ月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(i) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

(ii) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また関東財務局長および金融庁長官に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年5月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=159.39円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
- d. ファンドの監査人は、2026年1月31日に終了した会計年度より、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブからプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーポラティブに変更されています。

（１）【2026年1月31日終了年度】

①【貸借対照表】

アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド

純資産計算書

2026年1月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券一時価 (取得価額28,985,896米ドル)	2	29,342,797	4,676,948
銀行預金		343,673	54,778
先物契約に係る未実現利益	11	67,223	10,715
先物契約に係る未収証拠金		113,474	18,087
未収収益		85,400	13,612
現金および現金等価物に係る利息		784	125
資産合計		29,953,351	4,774,265
負債			
先物契約に係る未実現損失	11	60,386	9,625
未払費用	8	152,438	24,297
負債合計		212,824	33,922
純資産		29,740,527	4,740,343
発行済受益証券数		2,988,932	
1口当たり純資産価格		9.95米ドル	1,586円

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

運用計算書

2026年1月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
預金利息		10,786	1,719
債券利息（源泉税控除後）		1,136,742	181,185
収益合計		1,147,528	182,904
費用			
投資顧問報酬	4	121,868	19,425
代行協会員報酬	5	91,350	14,560
管理事務代行報酬	7	10,658	1,699
保管報酬	6	20,619	3,286
銀行預金に係る支払利息		30	5
コルレス銀行報酬		1,103	176
管理報酬	3	6,092	971
法務報酬		5,532	882
海外登録費用		40,000	6,376
現金支出費		9,129	1,455
専門家報酬		40,501	6,455
印刷および公告費		1,127	180
年次税	10	15,187	2,421
その他の費用		8,929	1,423
費用合計		372,125	59,313
純投資収益		775,403	123,591
投資有価証券に係る実現純損失	12	(2,020,478)	(322,044)
先物契約に係る実現純利益		9,539	1,520
外貨に係る実現純損失		(788)	(126)
当期実現純損失		(2,011,727)	(320,649)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	12	2,759,198	439,789
先物契約に係る未実現純損益の変動		18,700	2,981
当期末実現純利益		2,777,898	442,769
運用の結果による純資産の純増加		1,541,574	245,711

添付の注記は当財務書類の一部である。

純資産変動計算書

2026年1月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産		31,195,632	4,972,272
純投資収益		775,403	123,591
当期実現純損失		(2,011,727)	(320,649)
当期末実現純利益		2,777,898	442,769
運用の結果による純資産の純増加		1,541,574	245,711
受益証券の発行手取金		4,905	782
受益証券の買戻支払金		(2,284,916)	(364,193)
		(2,280,011)	(363,411)
受益者への支払分配金	9	(716,668)	(114,230)
期末現在純資産		29,740,527	4,740,343

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2026年1月31日に終了した年度
(無監査)

期首現在発行済受益証券数	3,221,622
発行受益証券数	500
買戻受益証券数	(233,190)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,988,932</u>

統計情報
2026年1月31日現在
(無監査)
(米ドルで表示)

	2026年	2025年	2024年
期末現在純資産	29,740,527	31,195,632	33,617,353
期末現在1口当たり純資産価格	9.95	9.68	9.58

[次へ](#)

アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド

財務書類に対する注記

2026年1月31日現在

注1－組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*Fonds Commun de Placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたアセット・バック・セキュリティーズ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国エスペランジュに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他のファンドの資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国で設立され、2010年12月17日の投資信託に関する法律（随時改正済）（「2010年法」）のパートIIの下で適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドの受益証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。すべての受益証券は、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。約款は、受益者集会について定めていない。

ファンドの存続期間は、当初2008年1月31日までで設定されたが、10年延長され2018年1月31日までとなり、さらに10年延長され2028年1月31日までとなっている。

ファンドの投資目的は、主に米ドル建の利付債券に分散投資することにより、米国財務省中期証券の高水準のインカム・ゲインおよび投資家にとってより魅力的なリターンを追求することである。

ファンドの資産は、主にモーゲージ・バック証券（「MBS」）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券（「CMB S」）、アセット・バック証券（「ABS」）およびこれらに類似した証券に配分および投資されることを意図している。

モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に加えて、管理会社はファンドの資産を米国政府およびその関連機関の債券または高格付けの短期金融商品に投資することができる。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値により評価される。
- b) 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- c) 相場価格が入手できないか、または上記a)および／またはb)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- d) 現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生利息を加えた価額で評価される。

異常な事態により、上記のような評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、当該取引日に会計処理される。受取利息は、発生ベースで認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得価額に基づいて算出される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建の収益および費用は、取引日の適切な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建の投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有する有価証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券による実現純損益および未実現純損益の変動に計上される。

2026年1月31日現在の為替レート：

1米ドル = 1.35185 カナダ・ドル

1米ドル = 0.83861 ユーロ

アセット・バック証券および関連証券

アセット・バック証券は、既知のペイダウン・ファクターの基準で会計処理される。当該ファクターは、証券の価格に適用される。ファクターは、資産の対象プールからの償還（「ペイダウン」）に関して適用される割引率を表す。

証券に関する市場価格の変動は、運用計算書の未実現損益として計上される。

ペイダウンが行われる時はいつでも、ファクターはそれに応じて調整され、収益に関する変動の割合は、運用計算書に計上される。

「事後告知（TBA）」は、購入または売却されたアセット・バック証券で、その一般的特徴（クーポン、公正価額、価格および決済日）は取引時に知られているが、特定プールおよびその対象資産が未だ定められていないものである。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は、各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書に、未実現利益は資産として、未実現損失は負債として計上される。ファンドは契約終結時に、開始時の契約価額と終結時の評価額との差額に等しい実現損益を計上する。

注3－管理報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.02%の管理報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注4－投資顧問報酬

投資顧問会社は、投資運用・顧問業務について、当該四半期中の日々の純資産総額の平均額の以下に記載の年率で投資顧問報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する。

4億5千万米ドルまでの部分	0.400%
4億5千万米ドル超9億米ドルまでの部分	0.375%
9億米ドル超の部分	0.350%

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、随時当事者間で合意される四半期報酬を支払う。

注５－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、当該四半期中の日々の純資産総額の平均額の以下に記載の年率で代行協会員報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

４億５千万米ドルまでの部分	0.300%
４億５千万米ドル超９億米ドルまでの部分	0.325%
９億米ドル超の部分	0.350%

注６－保管報酬

保管受託銀行は、当該四半期中のファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.05%（年間最低額20,000米ドル）の保管報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用および現金支出費（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）、ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担する。

注７－管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.03%（年間最低額10,000米ドル）の管理事務代行報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注８－未払費用

	(米ドル)
投資顧問報酬	30,105
代行協会員報酬	22,567
管理事務代行報酬	2,500
保管報酬	5,000
管理報酬	1,505
海外登録費用	46,786
現金支出費	2,255
専門家報酬	40,486
年次税	1,234
未払費用	<u>152,438</u>

注９－分配

管理会社は、インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインから毎月の分配またはその他の分配も宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドのその他の資産から分配を行うことができる。

管理会社は、毎月５日現在の受益者に対して、主にインカム・ゲインから、また年１回実現キャピタル・ゲインから分配を行う予定である。

分配の結果、ファンドの純資産総額が2010年法に規定された最低額の米ドル相当金額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に受領されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2026年１月31日に終了した年度に、ファンドは、総額716,668米ドルの分配を行った。

分配は受益者に対して、以下のように行われた。

分配落日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2025年2月6日	2025年2月13日	0.020	64,382
2025年3月6日	2025年3月12日	0.019	60,658
2025年4月7日	2025年4月11日	0.018	57,443
2025年5月7日	2025年5月14日	0.019	59,809
2025年6月6日	2025年6月13日	0.019	59,212
2025年7月7日	2025年7月11日	0.020	62,005
2025年8月6日	2025年8月13日	0.019	58,318
2025年9月8日	2025年9月12日	0.019	58,167
2025年10月6日	2025年10月10日	0.020	61,088
2025年11月6日	2025年11月13日	0.019	57,575
2025年12月8日	2025年12月12日	0.019	57,531
2026年1月6日	2026年1月13日	0.020	60,480
			716,668

注10－税金

ファンドは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11－先物契約

2026年1月31日現在、ファンドは以下の未済先物契約を有していた。

通貨	約定数	銘柄	満期日	時価 (米ドル)	未実現利益／ (損失) (米ドル)
ロング・ポジション（買持高）					
米ドル	141	米国5年国債先物（シカゴ証券取引所）	2026年3月	15,352,476	(60,386)
				15,352,476	(60,386)
ショート・ポジション（売持高）					
米ドル	(38)	米国10年国債先物（シカゴ証券取引所）	2026年3月	(4,247,687)	55,182
米ドル	(10)	米国10年ウルトラ国債先物	2026年3月	(1,141,094)	10,547
米ドル	(9)	米国2年国債先物（シカゴ証券取引所）	2026年3月	(1,876,078)	1,494
				(7,264,859)	67,223
					6,837

注12—投資有価証券に係る実現損益／未実現損益の変動の内訳

ファンドの運用計算書に記載されている、2026年1月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現純損益／未実現純損益の変動の内訳は、以下のとおりである。

	(米ドル)
投資有価証券に係る実現利益	953,092
投資有価証券に係る実現損失	(2,973,570)
投資有価証券に係る実現純損失	<u>(2,020,478)</u>

	(米ドル)
投資有価証券未実現利益の変動	2,803,621
投資有価証券未実現損失の変動	(44,423)
投資有価証券未実現純損益の変動	<u>2,759,198</u>

注13—取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2026年1月31日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

③【投資有価証券明細表等】

アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド

投資有価証券明細表

2026年1月31日現在

(米ドル (USD) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
アメリカ合衆国					
コマーシャル・モーゲージ・バック証券					
USD	2,000,000	FNA 2018-M14 A2 FRN 25/08/28	1,708,836	1,810,113	6.10
USD	2,000,000	FNA 2018-M7 A2 FRN 25/03/28	1,656,108	1,655,673	5.57
USD	2,000,000	FHMS K-1510 A1 3.5600% 25/11/30	1,490,467	1,546,943	5.20
USD	1,500,000	FHMS K530 A2 FRN 25/09/29	1,507,811	1,538,659	5.17
USD	1,500,000	FHMS K086 A2 FRN 25/11/28	1,489,043	1,498,293	5.04
USD	1,400,000	FHMS K094 A2 2.9030% 25/06/29	1,365,055	1,357,261	4.56
USD	1,235,000	FHMS K083 A2 FRN 25/09/28	1,185,889	1,239,503	4.17
USD	1,187,000	FNA 2023-M1S A2 FRN 25/04/33	1,173,008	1,194,316	4.02
USD	1,150,000	FHMS Q027 A2 4.6560% 25/08/31	1,149,970	1,160,698	3.90
USD	1,200,000	FNA 2022-M1 A2 FRN 25/10/31	970,922	1,051,130	3.53
USD	1,000,000	FHMS K-164 A2 5.0000% 25/05/34	1,032,578	1,032,918	3.47
USD	1,000,000	FHMS K091 A2 3.5050% 25/03/29	1,010,391	985,740	3.31
USD	1,000,000	FHMS KG01 A10 2.9390% 25/04/29	893,906	964,996	3.24
USD	1,000,000	FNA 2022-M13 A2 FRN 25/06/32	868,594	910,845	3.06
USD	1,000,000	FHMS K142 A1 2.4000% 25/12/31	924,015	907,013	3.05
USD	885,000	FHMS K-153 A2 FRN 25/12/32	846,238	859,478	2.89
USD	800,000	FHMS K516 A2 5.4770% 25/01/29	823,998	832,102	2.80
USD	700,000	FHMS K-163 A2 FRN 25/03/34	722,531	729,449	2.45
USD	1,000,000	FHMS K122 A1 0.8630% 25/05/30	673,272	716,592	2.41
USD	706,000	FHMS KG07 A2 FRN 25/08/32	663,144	657,321	2.21
USD	800,000	FNA 2018-M2 A2 FRN 25/01/28	579,888	601,463	2.02
USD	600,000	FNA 2023-M4 A2 FRN 25/09/32	547,969	585,660	1.97
USD	650,000	FNA 2020-M53 A2 FRN 25/11/32	527,109	556,432	1.87
USD	500,000	FHMS K-165 A1 4.6100% 25/10/33	493,234	503,532	1.69
USD	2,000,000	FHMS KL1E A1E 2.835% 25/02/27	475,410	466,532	1.57
USD	500,000	FHMS K119 A2 1.5660% 25/09/30	404,883	447,728	1.51
USD	500,000	FHMS KG06 A2 1.7770% 25/10/31	428,262	440,451	1.48
USD	476,000	FHMS KG04 A2 1.4870% 25/11/30	398,799	419,287	1.41
USD	402,000	FHMS K158 A2 FRN 25/12/30	401,827	398,551	1.34
USD	300,000	FHMS K-160 A2 FRN 25/08/33	303,762	304,339	1.02
USD	300,000	FHMS K080 A2 FRN 25/07/28	287,473	299,863	1.01
USD	400,000	FNA 2022-M5 A1 FRN 01/01/34	267,128	280,336	0.94
USD	260,000	FHMS KG05 A2 2.0000% 25/01/31	220,309	234,218	0.79
USD	250,000	FNA 2021-M3G A2 FRN 25/01/31	202,803	218,963	0.74
USD	100,000	FNA 2024-M1 A2 FRN 25/01/34	98,977	100,600	0.34
USD	100,000	FHMS KSG4 A2 FRN 25/08/32	93,891	94,561	0.32
USD	100,000	FNA 2023-M1 1A1 FRN 25/11/29	90,792	91,694	0.31
USD	17,478,250	JPMCC 13-LC11 XB IO 0.729% 15/04/46	350,356	3,725	0.01
USD	69,666,666	CGCMT 13-375P XA IO FRN 10/05/35	0	0	0.00
			28,328,648	28,696,978	96.49

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
モーゲージ・バック証券プール					
USD	700,000	FN BS3910 2.0800% 01/11/31	627,156	617,711	2.08
USD	410,000	FNCL POOL 891477 6.5% 01/04/36	15,739	14,716	0.05
USD	948,723	FNCL POOL 929125 6.5% 01/02/38	10,429	9,705	0.03
USD	420,000	FNCL POOL 928843 6.5% 01/11/37	3,924	3,687	0.01
			657,248	645,819	2.17
		アメリカ合衆国合計	28,985,896	29,342,797	98.66
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	28,985,896	29,342,797	98.66
投資有価証券合計			28,985,896	29,342,797	98.66

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2026年1月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
アメリカ合衆国	
金融	98.66
	98.66
投資合計	98.66

[次へ](#)

ASSET BACKED SECURITIES FUND

Statement of Net Assets
as at January 31, 2026
(expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: USD 28,985,896)</i>	2	29,342,797
Cash at banks		343,673
Unrealised gain on future contracts	11	67,223
Margin receivable on future contracts		113,474
Accrued income		85,400
Interest on cash and cash equivalents		784
Total Assets		29,953,351
LIABILITIES		
Unrealised loss on future contracts	11	60,386
Accrued expenses	8	152,438
Total Liabilities		212,824
NET ASSETS		29,740,527
Number of Units Outstanding		2,988,932
Net Asset Value per Unit		9.95

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

ASSET BACKED SECURITIES FUND

Statement of Operations
for the year ended January 31, 2026
(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		10,786
Interest on bonds (net of withholding tax)		1,136,742
Total Income		<u>1,147,528</u>
EXPENSES		
Investment Manager fees	4	121,868
Agent Company fees	5	91,350
Administrator fees	7	10,658
Depository fees	6	20,619
Interest paid on bank accounts		30
Correspondent bank fees		1,103
Management Company fees	3	6,092
Legal fees		5,532
Overseas registration fees		40,000
Out-of-pocket expenses		9,129
Professional fees		40,501
Printing and publication fees		1,127
Subscription tax	10	15,187
Other expenses		8,929
Total Expenses		<u>372,125</u>
NET INVESTMENT INCOME		<u>775,403</u>
Net realised loss on investments	12	(2,020,478)
Net realised profit on future contracts		9,539
Net realised loss on foreign currencies		(788)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(2,011,727)</u>
Change in net unrealised result on investments	12	2,759,198
Change in net unrealised result on future contracts		18,700
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>2,777,898</u>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u><u>1,541,574</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

ASSET BACKED SECURITIES FUND

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended January 31, 2026
(expressed in US Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		31,195,632
NET INVESTMENT INCOME		775,403
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(2,011,727)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		2,777,898
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		1,541,574
Proceeds from subscriptions of Units		4,905
Payments for repurchase of Units		(2,284,916)
		(2,280,011)
Dividend paid to Unitholders	9	(716,668)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		29,740,527

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

ASSET BACKED SECURITIES FUND

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended January 31, 2026
(Unaudited)

Number of Units outstanding at the beginning of the year	3,221,622
Number of Units issued	500
Number of Units repurchased	(233,190)
Number of Units outstanding at the end of the year	2,988,932

Statistical Information
as at January 31, 2026
(Unaudited)
(expressed in US Dollars)

	2026	2025	2024
Net Assets at the end of the year	29,740,527	31,195,632	33,617,353
Net Asset Value per Unit at the end of the year	9.95	9.68	9.58

ASSET BACKED SECURITIES FUND**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2026****Note 1 - Organisation**

ASSET BACKED SECURITIES FUND (hereinafter referred to as the “Fund”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*Fonds Commun de Placement*), is an unincorporated co-proprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a société anonyme incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the “2013 Law”).

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended from time to time (the “2010 Law”), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The ownership of a Unit in the Fund affords the Unitholder the opportunity of having its investment spread over the whole range of securities held by the Fund. All Units have equal rights as to dividend, repurchase, and proceeds in a liquidation. The Management Regulations do not provide for meetings of Unitholders.

The Fund was initially established for a period expiring on January 31, 2008. The duration of the Fund has however been extended for the first time for a period of ten years to expire on January 31, 2018 and re-extended for a further period of ten years to expire on January 31, 2028.

The Fund's investment objective is to seek a high level of income as well as an attractive return for investors relative to those of the obligations of the U.S. Treasury with intermediate maturity through investing in a diversified portfolio primarily consisting of fixed income securities denominated in U.S. dollar.

It is intended that the Fund's assets will primarily be allocated to and invested in mortgage backed securities (“MBS”), commercial mortgage backed securities (“CMBS”), asset backed securities (“ABS”) and securities equivalent in nature to such securities.

In addition to mortgage-related and other asset backed securities, the Management Company may invest the Fund's assets in obligations of the U.S. government, its instrumentalities or agencies, or high grade money market instruments.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

ASSET BACKED SECURITIES FUND**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2026 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)*****INVESTMENTS IN SECURITIES***

- a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market will be valued at the last available price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available price at the Stock Exchange or market which constitutes the main market for such securities, will be determining;
- b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market will be valued at their last available market price;
- c) securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, will be valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sales prices;
- d) cash and other liquid assets will be valued at their face value with interest accrued;

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorized, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in US Dollars (“USD”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised gain or loss and change in net unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at January 31, 2026:

1 USD = 1.35185 CAD

1 USD = 0.83861 EUR

ASSET BACKED SECURITIES FUND**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2026 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***ASSET BACKED SECURITIES AND RELATED SECURITIES*

Asset Backed Securities are accounted for on the basis of known paydown factors. This factor is applied to the price of the security. The factor represents the discount that is applied for the repayments from the underlying pool of assets (the “paydown”).

Changes in market price results for the securities are recorded as unrealised gains or losses in the Statement of Operations.

Whenever paydowns are made, the factor is adjusted accordingly and the proportions of the change relating to income are recorded in the Statement of Operations.

“To be announced” transactions (TBA) stands for asset-backed securities that have been purchased, or sold, for which the general characteristics (coupon, fair value, price and settlement date) are known at the time of the trade, but for which the specific pool, and its underlying assets, have not yet been defined.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Management Company fees

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.02% of the average daily Net Asset Value of the assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager receives for its management and advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets during the relevant quarter.

For a portion up to USD 450 million	0.400%
For a portion over USD 450 million up to USD 900 million	0.375%
For a portion over USD 900 million	0.350%

The Investment Manager pays to the Investment Adviser, quarterly fees as from time to time agreed between themselves.

ASSET BACKED SECURITIES FUND**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2026 (continued)****Note 5 - Agent Company fees**

The Agent Company in Japan is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets during the relevant quarter.

For a portion up to USD 450 million	0.300%
For a portion over USD 450 million up to USD 900 million	0.325%
For a portion over USD 900 million	0.350%

Note 6 - Depositary fees

The Depositary is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.05% of the average daily Net Asset Value of the Fund during the relevant quarter, with a minimum fee of USD 20,000 per annum.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund.

Note 7 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive an administrator fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.03% of the average daily Net Asset Value of the Fund during the relevant quarter, with a minimum fee of USD 10,000 per annum.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>USD</i>
Investment Manager fees	30,105
Agent Company fees	22,567
Administrator fees	2,500
Depositary fees	5,000
Management Company fees	1,505
Overseas registration fees	46,786
Out-of-pocket expenses	2,255
Professional fees	40,486
Subscription tax	1,234
Accrued expenses	<u>152,438</u>

Note 9 - Distributions

The Management Company may declare monthly or other interim distributions of net investment income and net realised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of dividends, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make distributions to Unitholders mainly from net investment income as of the 5th day of each month and from net realised capital gains once a year.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in USD of the minimum provided by the 2010 Law.

ASSET BACKED SECURITIES FUND**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2026 (continued)****Note 9 - Distributions (continued)**

Distributions not collected within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund.

For the year ended January 31, 2026, the Fund distributed a total amount of USD 716,668.

Distributions were done to Unitholders in the following respective manner:

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
February 06, 2025	February 13, 2025	0.020	64,382
March 06, 2025	March 12, 2025	0.019	60,658
April 07, 2025	April 11, 2025	0.018	57,443
May 07, 2025	May 14, 2025	0.019	59,809
June 06, 2025	June 13, 2025	0.019	59,212
July 07, 2025	July 11, 2025	0.020	62,005
August 06, 2025	August 13, 2025	0.019	58,318
September 08, 2025	September 12, 2025	0.019	58,167
October 06, 2025	October 10, 2025	0.020	61,088
November 06, 2025	November 13, 2025	0.019	57,575
December 08, 2025	December 12, 2025	0.019	57,531
January 06, 2026	January 13, 2026	0.020	60,480
			<u>716,668</u>

Note 10 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

ASSET BACKED SECURITIES FUND**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2026 (continued)****Note 11 - Future contracts**

As at January 31, 2026, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in USD	Unrealised Gain / (Loss) in USD
Long Positions					
USD	141	FUT US 5YR NOTE (CBT)	Mar 2026	15,352,476	(60,386)
				<u>15,352,476</u>	<u>(60,386)</u>
Short Positions					
USD	(38)	FUT US 10YR NOTE (CBT)	Mar 2026	(4,247,687)	55,182
USD	(10)	FUT US 10YR ULTRA	Mar 2026	(1,141,094)	10,547
USD	(9)	FUT US 2YR NOTE (CBT)	Mar 2026	(1,876,078)	1,494
				<u>(7,264,859)</u>	<u>67,223</u>
					<u><u>6,837</u></u>

Note 12 - Breakdown of the realised/ change in unrealised results on investments

For the year ended January 31, 2026, the breakdown of the Net realised/change in unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

	<i>USD</i>
Realised profit on investments	953,092
Realised loss on investments	<u>(2,973,570)</u>
Net realised loss on investments	<u><u>(2,020,478)</u></u>
	<i>USD</i>
Change in unrealised profit on investments	2,803,621
Change in unrealised loss on investments	<u>(44,423)</u>
Change in net unrealised result on investments	<u><u>2,759,198</u></u>

Note 13 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended January 31, 2026, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

[次へ](#)

ASSET BACKED SECURITIES FUND**Statement of Investments****as at January 31, 2026***(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
UNITED STATES OF AMERICA					
COMMERCIAL MORTGAGE BACKED SECURITIES					
USD	2,000,000	FNA 2018-M14 A2 FRN 25/08/28	1,708,836	1,810,113	6.10
USD	2,000,000	FNA 2018-M7 A2 FRN 25/03/28	1,656,108	1,655,673	5.57
USD	2,000,000	FHMS K-1510 A1 3.5600% 25/11/30	1,490,467	1,546,943	5.20
USD	1,500,000	FHMS K530 A2 FRN 25/09/29	1,507,811	1,538,659	5.17
USD	1,500,000	FHMS K086 A2 FRN 25/11/28	1,489,043	1,498,293	5.04
USD	1,400,000	FHMS K094 A2 2.9030% 25/06/29	1,365,055	1,357,261	4.56
USD	1,235,000	FHMS K083 A2 FRN 25/09/28	1,185,889	1,239,503	4.17
USD	1,187,000	FNA 2023-M1S A2 FRN 25/04/33	1,173,008	1,194,316	4.02
USD	1,150,000	FHMS Q027 A2 4.6560% 25/08/31	1,149,970	1,160,698	3.90
USD	1,200,000	FNA 2022-M1 A2 FRN 25/10/31	970,922	1,051,130	3.53
USD	1,000,000	FHMS K-164 A2 5.0000% 25/05/34	1,032,578	1,032,918	3.47
USD	1,000,000	FHMS K091 A2 3.5050% 25/03/29	1,010,391	985,740	3.31
USD	1,000,000	FHMS KG01 A10 2.9390% 25/04/29	893,906	964,996	3.24
USD	1,000,000	FNA 2022-M13 A2 FRN 25/06/32	868,594	910,845	3.06
USD	1,000,000	FHMS K142 A1 2.4000% 25/12/31	924,015	907,013	3.05
USD	885,000	FHMS K-153 A2 FRN 25/12/32	846,238	859,478	2.89
USD	800,000	FHMS K516 A2 5.4770% 25/01/29	823,998	832,102	2.80
USD	700,000	FHMS K-163 A2 FRN 25/03/34	722,531	729,449	2.45
USD	1,000,000	FHMS K122 A1 0.8630% 25/05/30	673,272	716,592	2.41
USD	706,000	FHMS KG07 A2 FRN 25/08/32	663,144	657,321	2.21
USD	800,000	FNA 2018-M2 A2 FRN 25/01/28	579,888	601,463	2.02
USD	600,000	FNA 2023-M4 A2 FRN 25/09/32	547,969	585,660	1.97
USD	650,000	FNA 2020-M53 A2 FRN 25/11/32	527,109	556,432	1.87
USD	500,000	FHMS K-165 A1 4.6100% 25/10/33	493,234	503,532	1.69
USD	2,000,000	FHMS KL1E A1E 2.835% 25/02/27	475,410	466,532	1.57
USD	500,000	FHMS K119 A2 1.5660% 25/09/30	404,883	447,728	1.51
USD	500,000	FHMS KG06 A2 1.7770% 25/10/31	428,262	440,451	1.48
USD	476,000	FHMS KG04 A2 1.4870% 25/11/30	398,799	419,287	1.41
USD	402,000	FHMS K158 A2 FRN 25/12/30	401,827	398,551	1.34
USD	300,000	FHMS K-160 A2 FRN 25/08/33	303,762	304,339	1.02
USD	300,000	FHMS K080 A2 FRN 25/07/28	287,473	299,863	1.01
USD	400,000	FNA 2022-M5 A1 FRN 01/01/34	267,128	280,336	0.94
USD	260,000	FHMS KG05 A2 2.0000% 25/01/31	220,309	234,218	0.79
USD	250,000	FNA 2021-M3G A2 FRN 25/01/31	202,803	218,963	0.74

*(1) Nominal value is expressed in security original currency.**The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

ASSET BACKED SECURITIES FUND**Statement of Investments (continued)****as at January 31, 2026***(expressed in US Dollars)*

Ccy	Nominal Value(1)	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
COMMERCIAL MORTGAGE BACKED SECURITIES (CONTINUED)					
USD	100,000	FNA 2024-M1 A2 FRN 25/01/34	98,977	100,600	0.34
USD	100,000	FHMS KSG4 A2 FRN 25/08/32	93,891	94,561	0.32
USD	100,000	FNA 2023-M1 1A1 FRN 25/11/29	90,792	91,694	0.31
USD	17,478,250	JPMCC 13-LC11 XB IO 0.729% 15/04/46	350,356	3,725	0.01
USD	69,666,666	CGCMT 13-375P XA IO FRN 10/05/35	0	0	0.00
			28,328,648	28,696,978	96.49
MORTGAGE BACKED SECURITIES - POOLS					
USD	700,000	FN BS3910 2.0800% 01/11/31	627,156	617,711	2.08
USD	410,000	FNCL POOL 891477 6.5% 01/04/36	15,739	14,716	0.05
USD	948,723	FNCL POOL 929125 6.5% 01/02/38	10,429	9,705	0.03
USD	420,000	FNCL POOL 928843 6.5% 01/11/37	3,924	3,687	0.01
			657,248	645,819	2.17
		Total UNITED STATES OF AMERICA	28,985,896	29,342,797	98.66
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	28,985,896	29,342,797	98.66
Total Investments			28,985,896	29,342,797	98.66

*(1) Nominal value is expressed in security original currency.**The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

ASSET BACKED SECURITIES FUND**Economic and Geographical Division of Investments**

as at January 31, 2026

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA	
Financials	98.66
	98.66
Total Investments	98.66

（２）【2025年1月31日終了年度】

①【貸借対照表】

アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド

純資産計算書

2025年1月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券一時価 (取得価額33,519,364米ドル)	2	31,117,067	4,959,749
銀行預金		557,113	88,798
先物契約に係る未収証拠金		45,441	7,243
未収収益		118,379	18,868
現金および現金等価物に係る利息		41	7
資産合計		31,838,041	5,074,665
負債			
先物契約に係る未実現損失	11	11,863	1,891
ブローカーへの未払金		490,948	78,252
未払費用	8	139,598	22,251
負債合計		642,409	102,394
純資産		31,195,632	4,972,272
発行済受益証券数		3,221,622	
1口当たり純資産価格		9.68米ドル	1,543円

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

運用計算書

2025年1月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
預金利息		14,554	2,320
債券利息（源泉税控除後）		1,468,244	234,023
収益合計		1,482,798	236,343
費用			
投資顧問報酬	4	129,973	20,716
代行協会員報酬	5	97,426	15,529
管理事務代行報酬	7	10,721	1,709
保管報酬	6	20,556	3,276
銀行預金に係る支払利息		2,816	449
コルレス銀行報酬		1,001	160
管理報酬	3	6,498	1,036
法務報酬		5,277	841
海外登録費用		40,000	6,376
現金支出費		9,737	1,552
専門家報酬		41,192	6,566
印刷および公告費		1,081	172
年次税	10	16,047	2,558
その他の費用		9,650	1,538
費用合計		391,975	62,477
純投資収益		1,090,823	173,866
投資有価証券に係る実現純損失	12	(1,039,272)	(165,650)
先物契約に係る実現純損失		(23,902)	(3,810)
外貨に係る実現純損失		(294)	(47)
当期実現純損失		(1,063,468)	(169,506)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	12	1,088,532	173,501
先物契約に係る未実現純損益の変動		(77,500)	(12,353)
当期末実現純利益		1,011,032	161,148
運用の結果による純資産の純増加		1,038,387	165,509

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド

財務書類に対する注記

2025年1月31日現在

注1－組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*Fonds Commun de Placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたアセット・バック・セキュリティーズ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国エスペランジュに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他のファンドの資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国で設立され、2010年12月17日の投資信託に関する法律（随時改正済）（「2010年法」）のパートIIの下で適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドの受益証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。すべての受益証券は、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。約款は、受益者集会について定めていない。

ファンドの存続期間は、当初2008年1月31日までで設定されたが、10年延長され2018年1月31日までとなり、さらに10年延長され2028年1月31日までとなっている。

ファンドの投資目的は、主に米ドル建の利付債券に分散投資することにより、米国財務省中期証券の高水準のインカム・ゲインおよび投資家にとってより魅力的なリターンを追求することである。

ファンドの資産は、主にモーゲージ・バック証券（「MBS」）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券（「CMB S」）、アセット・バック証券（「ABS」）およびこれらに類似した証券に配分および投資されることを意図している。

モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に加えて、管理会社はファンドの資産を米国政府およびその関連機関の債券または高格付けの短期金融商品に投資することができる。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値により評価される。
- b) 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- c) 相場価格が入手できないか、または上記a)および／またはb)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- d) 現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生利息を加えた価額で評価される。

異常な事態により、上記のような評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、当該取引日に会計処理される。受取利息は、発生ベースで認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得価額に基づいて算出される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建の収益および費用は、取引日の適切な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建の投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有する有価証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券による実現純損益および未実現純損益の変動に計上される。

2025年1月31日現在の為替レート：

1米ドル = 0.96270 ユーロ

アセット・バック証券および関連証券

アセット・バック証券は、既知のペイダウン・ファクターの基準で会計処理される。当該ファクターは、証券の価格に適用される。ファクターは、資産の対象プールからの償還（「ペイダウン」）に関して適用される割引率を表す。

証券に関する市場価格の変動は、運用計算書の未実現損益として計上される。

ペイダウンが行われる時はいつでも、ファクターはそれに応じて調整され、収益に関する変動の割合は、運用計算書に計上される。

「事後告知（TBA）」は、購入または売却されたアセット・バック証券で、その一般的特徴（クーポン、公正価額、価格および決済日）は取引時に知られているが、特定プールおよびその対象資産が未だ定められていないものである。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は、各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書に、未実現利益は資産として、未実現損失は負債として計上される。ファンドは契約終結時に、開始時の契約価額と終結時の評価額との差額に等しい実現損益を計上する。

注3－管理報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.02%の管理報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注4－投資顧問報酬

投資顧問会社は、投資運用・顧問業務について、当該四半期中の日々の純資産総額の平均額の以下に記載の年率で投資顧問報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する。

4億5千万米ドルまでの部分	0.400%
4億5千万米ドル超9億米ドルまでの部分	0.375%
9億米ドル超の部分	0.350%

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、随時当事者間で合意される四半期報酬を支払う。

注５－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、当該四半期中の日々の純資産総額の平均額の以下に記載の年率で代行協会員報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

４億５千万米ドルまでの部分	0.300%
４億５千万米ドル超９億米ドルまでの部分	0.325%
９億米ドル超の部分	0.350%

注６－保管報酬

保管受託銀行は、当該四半期中のファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.05%（年間最低額20,000米ドル）の保管報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用および現金支出費（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）、ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担する。

注７－管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.03%（年間最低額10,000米ドル）の管理事務代行報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注８－未払費用

	(米ドル)
投資顧問報酬	31,823
代行協会員報酬	23,854
管理事務代行報酬	2,500
保管報酬	5,000
管理報酬	1,591
海外登録費用	33,516
現金支出費	2,384
専門家報酬	37,620
年次税	1,310
未払費用	<u>139,598</u>

注９－分配

管理会社は、インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインから毎月の分配またはその他の分配も宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドのその他の資産から分配を行うことができる。

管理会社は、毎月５日現在の受益者に対して、主にインカム・ゲインから、また年１回実現キャピタル・ゲインから分配を行う予定である。

分配の結果、ファンドの純資産総額が2010年法に規定された最低額の米ドル相当金額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に受領されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2025年１月31日に終了した年度に、ファンドは、総額721,124米ドルの分配を行った。

分配は受益者に対して、以下のように行われた。

分配落日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2024年2月6日	2024年2月13日	0.018	63,141
2024年3月6日	2024年3月12日	0.017	59,038
2024年4月8日	2024年4月12日	0.016	55,476
2024年5月7日	2024年5月14日	0.019	65,194
2024年6月6日	2024年6月12日	0.017	57,796
2024年7月8日	2024年7月12日	0.017	57,683
2024年8月6日	2024年8月13日	0.019	64,032
2024年9月6日	2024年9月12日	0.016	53,565
2024年10月7日	2024年10月11日	0.018	60,005
2024年11月6日	2024年11月13日	0.017	56,502
2024年12月6日	2024年12月12日	0.019	62,747
2025年1月6日	2025年1月10日	0.020	65,945
			721,124

注10－税金

ファンドは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11－先物契約

2025年1月31日現在、ファンドは以下の未済先物契約を有していた。

通貨	約定数	銘柄	満期日	時価 (米ドル)	未実現（損失） (米ドル)
		ロング・ポジション（買持高）			
米ドル	26	米国5年国債先物（シカゴ証券取引所）	2025年3月	2,770,625	(11,863)
				2,770,625	(11,863)
					(11,863)

注12－投資有価証券に係る実現損益／未実現損益の変動の内訳

ファンドの運用計算書に記載されている、2025年1月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現損益／未実現損益の変動の内訳は、以下のとおりである。

	(米ドル)
投資有価証券に係る実現利益	17,747,606
投資有価証券に係る実現損失	(18,786,878)
投資有価証券に係る実現純損失	(1,039,272)
	(米ドル)
投資有価証券未実現利益の変動	1,365,106
投資有価証券未実現損失の変動	(276,574)
投資有価証券未実現純損益の変動	1,088,532

注13－取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2025年1月31日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

[次へ](#)

ASSET BACKED SECURITIES FUND

Statement of Net Assets
as at January 31, 2025
(expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: USD 33,519,364)</i>	2	31,117,067
Cash at banks		557,113
Margin receivable on future contracts		45,441
Accrued income		118,379
Interest on cash and cash equivalents		41
Total Assets		31,838,041
LIABILITIES		
Unrealised loss on future contracts	11	11,863
Payable to brokers		490,948
Accrued expenses	8	139,598
Total Liabilities		642,409
NET ASSETS		31,195,632
Number of Units Outstanding		3,221,622
Net Asset Value per Unit		9.68

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

ASSET BACKED SECURITIES FUND

Statement of Operations
for the year ended January 31, 2025
(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		14,554
Interest on bonds (net of withholding tax)		1,468,244
Total Income		<u>1,482,798</u>
EXPENSES		
Investment Manager fees	4	129,973
Agent Company fees	5	97,426
Administrator fees	7	10,721
Depository fees	6	20,556
Interest paid on bank accounts		2,816
Correspondent bank fees		1,001
Management Company fees	3	6,498
Legal fees		5,277
Overseas registration fees		40,000
Out-of-pocket expenses		9,737
Professional fees		41,192
Printing and publication fees		1,081
Subscription tax	10	16,047
Other expenses		9,650
Total Expenses		<u>391,975</u>
NET INVESTMENT INCOME		<u>1,090,823</u>
Net realised loss on investments	12	(1,039,272)
Net realised loss on future contracts		(23,902)
Net realised loss on foreign currencies		(294)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(1,063,468)</u>
Change in net unrealised result on investments	12	1,088,532
Change in net unrealised result on future contracts		(77,500)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>1,011,032</u>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u><u>1,038,387</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

ASSET BACKED SECURITIES FUND**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2025****Note 1 - Organisation**

ASSET BACKED SECURITIES FUND (hereinafter referred to as the “Fund”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*Fonds Commun de Placement*), is an unincorporated co-proprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a société anonyme incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the “2013 Law”).

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended from time to time (the “2010 Law”), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The ownership of a Unit in the Fund affords the Unitholder the opportunity of having its investment spread over the whole range of securities held by the Fund. All Units have equal rights as to dividend, repurchase, and proceeds in a liquidation. The Management Regulations do not provide for meetings of Unitholders.

The Fund was initially established for a period expiring on January 31, 2008. The duration of the Fund has however been extended for the first time for a period of ten years to expire on January 31, 2018 and re-extended for a further period of ten years to expire on January 31, 2028.

The Fund's investment objective is to seek a high level of income as well as an attractive return for investors relative to those of the obligations of the U.S. Treasury with intermediate maturity through investing in a diversified portfolio primarily consisting of fixed income securities denominated in U.S. dollar.

It is intended that the Fund's assets will primarily be allocated to and invested in mortgage backed securities (“MBS”), commercial mortgage backed securities (“CMBS”), asset backed securities (“ABS”) and securities equivalent in nature to such securities.

In addition to mortgage-related and other asset backed securities, the Management Company may invest the Fund's assets in obligations of the U.S. government, its instrumentalities or agencies, or high grade money market instruments.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

ASSET BACKED SECURITIES FUND**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2025 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***INVESTMENTS IN SECURITIES*

- a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market will be valued at the last available price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available price at the Stock Exchange or market which constitutes the main market for such securities, will be determining;
- b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market will be valued at their last available market price;
- c) securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, will be valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sales prices;
- d) cash and other liquid assets will be valued at their face value with interest accrued;

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorized, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in US Dollars (“USD”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and change in unrealised gain or loss from investments.

Currency rate as at January 31, 2025:

1 USD = 0.96270 EUR

ASSET BACKED SECURITIES AND RELATED SECURITIES

Asset Backed Securities are accounted for on the basis of known paydown factors. This factor is applied to the price of the security. The factor represents the discount that is applied for the repayments from the underlying pool of assets (the “paydown”).

Changes in market price results for the securities are recorded as unrealised gains or losses in the Statement of Operations.

ASSET BACKED SECURITIES FUND

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2025 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

Whenever paydowns are made, the factor is adjusted accordingly and the proportions of the change relating to income are recorded in the Statement of Operations.

“To be announced” transactions (TBA) stands for asset-backed securities that have been purchased, or sold, for which the general characteristics (coupon, fair value, price and settlement date) are known at the time of the trade, but for which the specific pool, and its underlying assets, have not yet been defined.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Management Company fees

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.02% of the average daily Net Asset Value of the assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager receives for its management and advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets during the relevant quarter.

For a portion up to USD 450 million	0.400%
For a portion over USD 450 million up to USD 900 million	0.375%
For a portion over USD 900 million	0.350%

The Investment Manager pays to the Investment Adviser, quarterly fees as from time to time agreed between themselves.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets during the relevant quarter.

For a portion up to USD 450 million	0.300%
For a portion over USD 450 million up to USD 900 million	0.325%
For a portion over USD 900 million	0.350%

ASSET BACKED SECURITIES FUND**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2025 (continued)****Note 6 - Depositary fees**

The Depositary is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.05% of the average daily Net Asset Value of the Fund during the relevant quarter, with a minimum fee of USD 20,000 per annum.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund.

Note 7 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive an administrator fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.03% of the average daily Net Asset Value of the Fund during the relevant quarter, with a minimum fee of USD 10,000 per annum.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>USD</i>
Investment Manager fees	31,823
Agent Company fees	23,854
Administrator fees	2,500
Depositary fees	5,000
Management Company fees	1,591
Overseas registration fees	33,516
Out-of-pocket expenses	2,384
Professional fees	37,620
Subscription tax	1,310
Accrued expenses	139,598

Note 9 - Distributions

The Management Company may declare monthly or other interim distributions of net investment income and net realised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of dividends, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make distributions to Unitholders mainly from net investment income as of the 5th day of each month and from net realised capital gains once a year.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in USD of the minimum provided by the 2010 Law.

Distributions not collected within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund.

For the year ended January 31, 2025, the Fund distributed a total amount of USD 721,124.

ASSET BACKED SECURITIES FUND**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2025 (continued)****Note 9 - Distributions (continued)**

Distributions were done to Unitholders in the following respective manner:

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
February 06, 2024	February 13, 2024	0.018	63,141
March 06, 2024	March 12, 2024	0.017	59,038
April 08, 2024	April 12, 2024	0.016	55,476
May 07, 2024	May 14, 2024	0.019	65,194
June 06, 2024	June 12, 2024	0.017	57,796
July 08, 2024	July 12, 2024	0.017	57,683
August 06, 2024	August 13, 2024	0.019	64,032
September 06, 2024	September 12, 2024	0.016	53,565
October 07, 2024	October 11, 2024	0.018	60,005
November 06, 2024	November 13, 2024	0.017	56,502
December 06, 2024	December 12, 2024	0.019	62,747
January 06, 2025	January 10, 2025	0.020	65,945
			<u>721,124</u>

Note 10 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 11 - Future contracts

As at January 31, 2025, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in USD	Unrealised (Loss) in USD
Long Positions					
USD	26	FUT US 5YR NOTE (CBT)	Mar 2025	2,770,625	(11,863)
				<u>2,770,625</u>	<u>(11,863)</u>
					<u>(11,863)</u>

ASSET BACKED SECURITIES FUND**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2025 (continued)****Note 12 - Breakdown of the realised/ change in unrealised results on investments**

For the year ended January 31, 2025, the breakdown of the Net realised/change in unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

	<i>USD</i>
Realised profit on investments	17,747,606
Realised loss on investments	(18,786,878)
Net realised loss on investments	<u>(1,039,272)</u>

	<i>USD</i>
Change in unrealised profit on investments	1,365,106
Change in unrealised loss on investments	(276,574)
Change in net unrealised result on investments	<u>1,088,532</u>

Note 13 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended January 31, 2025, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2026年5月末日現在）

	米ドル	千円（Ⅳ、Ⅴを除く）
Ⅰ．資産総額	29,119,253.09	4,641,318
Ⅱ．負債総額	113,121.70	18,030
Ⅲ．純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	29,006,131.39	4,623,287
Ⅳ．発行済口数	2,951,552口	
Ⅴ．1口当たり純資産価格 $\left[\frac{\text{Ⅲ}}{\text{Ⅳ}} \right]$	9.83	1,567円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者集会は開催されません。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

適用あるアメリカ合衆国の法令に基づく例外を利用する場合を除いて、アメリカ合衆国、その領土もしくは属領の市民または居住者、または、アメリカ合衆国法もしくは州法を準拠法として設立され、存続する法人、パートナーシップ、信託またはその他の者に対しては発行または譲渡することはできません。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約6,962万円）で、2026年5月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約464万円）の記名株式15株を発行済です。

最近5年間の資本の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、2010年法第102条第1項(c) および2013年法第7条第1項(c) の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授権された業務遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授権された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授権された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議または行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

投資顧問会社は管理会社に投資顧問業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、2010年法の第15章に基づく管理会社および2013年法に基づくAIFMとして認可されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年法の第101条第2項および同法別紙Ⅱに基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立されたUCITSの管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立されたUCIの付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDに定義されるAIFに関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Ⅰに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対しても上記の運用、管理および販売業務を行うことができます。

管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、ファンドの投資顧問・運用業務を投資顧問会社であるブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに委託しており、またファンド資産の保管業務およびその他の管理業務を保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人であるノムラ・バンク・ルクセンブルグS.A.に委託しています。

管理会社は、2026年5月末日現在以下の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約2.4兆円です。

（2026年5月末日現在）

国別（設立国）	種類別 （基本的性格）	本数	純資産額の合計 （通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	1	1,719,942,889.66 豪ドル
		1	68,682,082.37 カナダ・ドル
		1	42,224,092.47 英ポンド
		1	292,361,048.94 ニュージーランド・ドル
		2	9,589,989,734.29 米ドル
	その他	5	318,321,514.88 豪ドル
		2	4,142,549.55 カナダ・ドル
		8	11,633,919.89 スイス・フラン
		15	154,332,312.84 ユーロ
		5	9,587,338.22 英ポンド
		15	217,343,815,202.00 円
		1	26,110,022.43 メキシコ・ペソ
		4	140,964,193.35 ニュージーランド・ドル
		1	2,586,538,359.83 トルコ・リラ
		21	1,239,083,214.89 米ドル
ケイマン諸島	その他	3	152,306,126.89 豪ドル
		2	138,795,572.98 ユーロ
		3	49,758,108.61 ニュージーランド・ドル
		7	294,233,949.35 米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年5月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.66円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
- d. 管理会社の監査人は、2025年3月31日に終了した事業年度より、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムからケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルに変更されています。

(1) 【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約貸借対照表

2025年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2025年3月31日		2024年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
D. 流動資産					
II. 債権					
a) 1年以内期限到来	3、10	975,254	181,066	662,453	122,991
IV. 銀行預金および手許現金	10	11,537,859	2,142,119	10,861,474	2,016,541
E. 前払金					
		49,874	9,260	49,874	9,260
資産合計		12,562,987	2,332,444	11,573,801	2,148,792
資本金、準備金および負債					
A. 資本金および準備金					
I. 払込済資本金					
	4	375,000	69,623	375,000	69,623
IV. 準備金	5	1,582,500	293,807	1,537,500	285,452
V. 繰越損益	5	8,969,029	1,665,190	8,437,407	1,566,489
VI. 当期損益		804,764	149,412	576,622	107,056
		11,731,293	2,178,032	10,926,529	2,028,619
C. 債務					
b) 1年以内期限到来	7	831,694	154,412	647,272	120,173
		831,694	154,412	647,272	120,173
資本金、準備金および負債合計		12,562,987	2,332,444	11,573,801	2,148,792

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約損益計算書

2025年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2025年3月31日		2024年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5. 総損益	8、10	2,211,254	410,541	1,666,378	309,380
6. 人件費		(1,389,901)	(258,049)	(1,171,966)	(217,587)
a) 賃金および給与	9	(1,265,159)	(234,889)	(1,043,167)	(193,674)
b) 社会保障費	9	(124,742)	(23,160)	(128,799)	(23,913)
i) 年金に関するもの		(79,731)	(14,803)	(78,780)	(14,626)
ii) その他の社会保障費		(45,011)	(8,357)	(50,019)	(9,287)
8. その他の営業費用		(40,000)	(7,426)	(40,000)	(7,426)
10. 固定資産の一部を構成するその他の投資、その他の有価証券および貸付金からの収益					
a) 関連会社によるもの	10	283,510	52,636	335,815	62,347
b) a) に含まれないその他の収益		2,824	524	—	—
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	10	(1)	(0)	(41)	(8)
b) その他の利息および類似の費用		(3,133)	(582)	(6,886)	(1,278)
15. 損益に係る税金	6	(262,464)	(48,729)	(204,003)	(37,875)
16. 税引後損益		802,089	148,916	579,297	107,552
17. 1から16の科目に含まれないその他の税金	6	2,675	497	(2,675)	(497)
18. 当期損益		<u>804,764</u>	<u>149,412</u>	<u>576,622</u>	<u>107,056</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2025年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として要約損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としてのライセンスを2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法（修正済）第15章に基づくライセンスを2017年11月16日付でC S S Fから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMライセンスの範囲は2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

作成の基準

当社の事業年度は、毎年4月1日に開始し、3月31日に終了する。

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

当財務書類は、継続企業の前提の基準を適用して作成されている。

当社は、2002年12月19日法（修正済）に基づき、小規模会社と定義されている。したがって、当財務書類は、当該法律で認められる範囲で要約貸借対照表および要約損益計算書から構成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の要約損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、要約損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整は、行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

債務に計上される引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

前払金

前払費用は、当事業年度に支払われたが、翌事業年度に関連する費用から構成されている。

債務

債務には、当事業年度に関連するが、翌事業年度に支払われる費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注３－１年以内に支払期限が到来する債権

2025年３月31日および2024年３月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2025年３月31日 (ユーロ)	2024年３月31日 (ユーロ)
売掛金	813,126	481,997
その他の債権（注６）	162,128	180,456
	<u>975,254</u>	<u>662,453</u>

2025年３月31日現在、売掛金は、管理報酬267,210ユーロ（2024年３月31日：268,010ユーロ）、リスク管理サービス報酬37,500ユーロ（2024年３月31日：33,750ユーロ）、AIFMDおよび報告手数料35,369ユーロ（2024年３月31日：35,669ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）およびマスター・トラスト・カンパニー（「MTC」）へのリスクおよびファンド・サポート・サービス報酬467,860ユーロ（2024年３月31日：143,050ユーロ）ならびにその他の雑収入または未収金5,187ユーロ（2024年３月31日：1,518ユーロ）で構成されている。注10も参照のこと。

その他の債権は、前払税162,128ユーロ（2024年３月：180,456ユーロ）で構成されている。

当社は、要約貸借対照表を作成するにあたり、前年度は「その他の資産」に分類されていた金額を当年度は「その他の債権」に分類している。

注４－払込済資本金

2025年３月31日および2024年３月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2025年３月31日および2024年３月31日現在、当社は、自社株を購入していない。

注５－準備金および繰越損益

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の配当不能 準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2024年３月31日現在残高	37,500	1,500,000	8,437,407
前期損益の配分*	—	—	576,622
富裕税準備金の取毀し	—	(230,000)	230,000
富裕税準備金の配分	—	275,000	(275,000)
2025年３月31日現在残高	<u>37,500</u>	<u>1,545,000</u>	<u>8,969,029</u>

* 2024年７月１日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の配当不能準備金

2016年から富裕税を減額するための基準を定めた2016年６月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき（前年度の法人税を控除した）最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年７月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は前述の金額（控除後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額）のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の５倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の配当不能準備金」として計上することを決定した。

2024年7月1日に開催された年次総会により、2019年の富裕税準備金（230,000ユーロ）が全額取り毀され、2025年の富裕税準備金として275,000ユーロが設定された。

2025年3月31日現在、制限的準備金は1,545,000ユーロであり、これは2020年から2025年までの年度の富裕税の6倍に相当する。（2024年3月31日：1,500,000ユーロ）

注6－税金

法人税率は18.19%（雇用基金への拠出金の7%を含む）に、エスペランジュの地方事業税率は6.75%に引き下げられている。

2025年3月31日に終了した事業年度に、126,128ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、OECD/EU第2の柱ルール（グローバル・ミニマム課税、GloBEルール）の適用対象となる日本のグループ企業の一員である。当該ルールは、年間総収入金額が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業グループに対し、15%のグローバル・ミニマム法人税率を国別の利益に対して課税する原則を盛り込んでいる。第2の柱ルールは、当社が設立されたルクセンブルグで制定され、2023年12月31日以降に開始する事業年度から適用されている。第2の柱ルールに基づき、当社は、管轄区域における第2の柱ルールの実効税率（ETR）と最低税率15%との差額相当の追加税を支払う義務を負う。第2の柱ルールには、最初の3事業年度にGloBE ETR計算の完全実施に伴う遵守負担を最小化するための移行措置も盛り込まれている。これに関連して、最新の国別報告データに基づき影響を評価した結果、当社を含むグループ内のルクセンブルグ法人は、第2の柱ルールに従う追加の税金を負担する見込みはないことが結論付けられた。

要約損益計算書1から16の科目に含まれないその他の税金は、前年度に発生し総損益で認識された富裕税繰延額の戻入れで構成されている。前年度の金額は、比較可能性を確保するため、総損益から1から16の科目に含まれないその他の税金に再分類された。

注7－1年以内に支払期限が到来する債務

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
内部および法定監査報酬	88,770	107,600
社会保障および給与税	56,014	45,024
未払法人税（注6）	466,601	332,730
所在地事務報酬	24,294	24,294
従業員関連	187,266	131,943
その他	8,749	5,681
	<u>831,694</u>	<u>647,272</u>

注8－総損益

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
サービス報酬	2,516,889	1,964,635
その他の外部費用	(305,635)	(298,257)
	<u>2,211,254</u>	<u>1,666,378</u>

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度のサービス報酬には、管理報酬1,268,499ユーロ（2024年3月31日：1,243,748ユーロ）、リスクおよびファンド・サポート925,727ユーロ（2024年3月31日：414,968ユーロ）、リスク管理サービス報酬168,096ユーロ（2024年3月31日：161,244ユーロ）、AIFMDおよび報告報酬141,125ユーロ（2024年3月31日：142,675ユーロ）およびその他の報酬13,442ユーロ（2024年3月31日：2,000ユーロ）が含まれている。

2025年3月31日に終了した年度のその他の外部費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2024年3月31日：96,900ユーロ）、内部および法定監査報酬89,263ユーロ（2024年3月31日：107,495ユーロ）、法務報酬19,197ユーロ（2024年3月31日：1,263ユーロ）およびその他の費用100,000ユーロ（2024年3月31日：95,274ユーロ）で構成されている。

前年度にその他の外部費用に分類されていた2,675ユーロは、当年度との比較を可能にするため、要約損益計算書1から16の科目に含まれないその他の税金に再分類された。

注9－平均従業員数

2025年3月31日に終了した年度に、当社は平均9.3名（2024年3月31日：8.0名）の従業員を雇用していた。

注10－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

債権には、リスク管理報告および配当管理を含むファンド業務に関してGFTCから支払われる未収金467,860ユーロが含まれている。債務には、サポート・サービスに対する報酬の一部として銀行に支払う未払金24,294ユーロが含まれている。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に銀行と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサポート・サービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書（随時改正済）に署名した。2025年3月31日に終了した年度に、銀行により比例按分で請求された年額97,175ユーロ（付加価値税込み）（2024年3月31日：96,900ユーロ）は、要約損益計算書の「総損益」において控除されている。

同じ勘定科目のもとらびに2024年3月1日付で効力が発生しているGFTCおよびMTCとの間で締結されたリスクおよびファンド・サポート・サービス契約に基づいて、当社はファンド業務を944,761ユーロ（2024年3月31日：437,463ユーロ）で提供した。

注11－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、要約貸借対照表から除外されている。当該資産は、2025年3月31日現在、約9,896百万ユーロ（2024年3月31日：10,327百万ユーロ）である。

注12－行政、管理および監督機関の構成員に対して付与された貸付金、融資および保証

2025年3月31日に終了した年度に、当社は、行政、管理および監督機関の構成員に対して、いかなる貸付金、融資、保証も付与していない。

注13－後発事象

決算日より後に重大な事象は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Abridged Balance Sheet as at March 31, 2025
(expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2025</u>	<u>March 31, 2024</u>
ASSETS			
D. Current Assets			
II. Debtors			
a) becoming due and payable within one year	3, 10	975,254	662,453
IV. Cash at bank and in hand	10	11,537,859	10,861,474
E. Prepayments		49,874	49,874
TOTAL (ASSETS)		<u>12,562,987</u>	<u>11,573,801</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
A. Capital and Reserves			
I. Subscribed capital	4	375,000	375,000
IV. Reserves	5	1,582,500	1,537,500
V. Results brought forward	5	8,969,029	8,437,407
VI. Results for the financial year		<u>804,764</u>	<u>576,622</u>
		11,731,293	10,926,529
C. Creditors			
b) becoming due and payable within one year	7	<u>831,694</u>	<u>647,272</u>
		831,694	647,272
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>12,562,987</u>	<u>11,573,801</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Abridged Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2025
(expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2025</u>	<u>March 31, 2024</u>
1. to 5. Gross results	8, 10	2,211,254	1,666,378
6. Staff costs		(1,389,901)	(1,171,966)
a) wages and salaries	9	(1,265,159)	(1,043,167)
b) social security costs	9	(124,742)	(128,799)
<i>i) relating to pensions</i>		<i>(79,731)</i>	<i>(78,780)</i>
<i>ii) other social security costs</i>		<i>(45,011)</i>	<i>(50,019)</i>
8. Other operating expenses		(40,000)	(40,000)
10. Income from other investments, other securities and loans forming part of the fixed assets			
a) Derived affiliated undertakings	10	283,510	335,815
b) other income not included under a)		2,824	---
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(1)	(41)
b) other interest and similar expenses		(3,133)	(6,886)
15. Tax on results	6	(262,464)	(204,003)
16. Results after taxation		802,089	579,297
17. Other taxes not shown under items 1 to 16	6	2,675	(2,675)
18. Results for the financial year		<u>804,764</u>	<u>576,622</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025**

Note 1 – General

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Abridged Profit and Loss Account as “Gross results”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM licence to manage investment funds exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The Company’s accounting year starts on 1 April and ends on 31 March every year.

The Annual Accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The going concern basis has been applied in preparing these Annual Accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025 (continued)**

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

The Company is defined as a small company under the law of 19 December 2002 as amended. Consequently, these Annual Accounts consist of an Abridged Balance Sheet and an Abridged Profit and Loss Account as permitted by that law.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the Annual Accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the Abridged Profit and Loss Account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the Abridged Profit and Loss Account. Unrealized gains are not taken into account.

Debtors

Debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions, which are recorded under Creditors, are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Prepayments

Prepaid expenses consist of expenses paid during the financial year but relating to a subsequent financial year.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
 for the year ended March 31, 2025 (continued)**

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross results

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Debtors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025 EUR	March 31, 2024 EUR
Trade debtors	813,126	481,997
Other debtors (Note 6)	162,128	180,456
	<u>975,254</u>	<u>662,453</u>

As at March 31, 2025, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 267,210 (March 31, 2024: EUR 268,010), risk management services for EUR 37,500 (March 31, 2024: EUR 33,750), AIFMD and reporting fees for EUR 35,369 (March 31, 2024: 35,669), Risk and Fund Support services to Global Funds Trust Company (“GFTC ”) and Master Trust Company (“ MTC ”) for EUR 467,860 (March 31, 2024: EUR 143,050) and other miscellaneous income or reimbursement receivable for EUR 5,187 (March 31, 2024: EUR 1,518). Please also refer to Note 10.

Otherdebtors consist of tax advances paid for an amount of EUR 162,128 (March 2024: 180,456).

As the Company adapted in preparing Abridged Balance Sheet, the amount which has been classified as Other assets in prior year is now presented under Other debtors.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2025 and 2024, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2025 and 2024, the Company has not purchased its own shares.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025 (continued)

Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other non available reserves	Results brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2024	37,500	1,500,000	8,437,407
Allocation of previous year 's results*	---	---	576,622
Release of net wealth tax (“ NWT ”) reserve	---	(230,000)	230,000
Allocation to NWT reserve	---	275,000	(275,000)
Balance as at March 31, 2025	37,500	1,545,000	8,969,029

* As per decision of the Annual General Meeting as at July 1st, 2024.

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other non available reserves

Based on the Circular Fort. N ° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N ° 51 (the “Circular”) indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other non available reserves” .

As per Annual General Meeting held on July 1, 2024, the 2019 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 230,000, and a NWT reserve of EUR 275,000 was constituted for 2025.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025 (continued)**

Note 5 – Reserves and Results brought forward (continued)

As at March 31, 2025, the restricted reserve amounted EUR 1,545,000 representing six times the NWT credited for the years from 2020 to 2025 (March 31, 2024: EUR 1,500,000).

Note 6 – Taxes

The Corporate Income tax rate has decreased to 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

For the financial year ending March 31, 2025, a tax advance of EUR 126,128 was paid to the Luxembourg Tax Administration.

GlobalFunds Management S.A. is part of a Japanese group that falls within the scope of the OECD/EU Pillar 2 rules incorporating the principle of establishing a global minimum corporate income tax rate of 15% on the profits by country of multinational groups with annual revenues exceeding EUR 750 million. Pillar 2 legislation was enacted in Luxembourg, the jurisdiction where the Company is incorporated, and has come into effect for fiscal years starting on or after 31 December 2023. Under this legislation, the Company is liable to pay a top-up tax for the difference between its Pillar Two effective tax rate (“ETR”) per jurisdiction and the 15% minimum tax rate. The Pillar Two legislation also includes transitional safe harbor rules designed to minimize the compliance burden associated with undertaking the full GloBE ETR calculation for the first three fiscal years. In this context, an impact assessment based on the latest historic country-by-country reporting data has concluded that the Luxembourg entities of the Group, including the Company, are not expected to incur additional taxes in accordance with BEPS Pillar 2.

Other taxes not shown under items 1 to 16 consists of reversal of net worth tax accrual incurred in prior year, which was recognized in Gross results. The prior year amount has been reclassified from Gross results to Other taxes not shown under items 1 to 16 to provide comparability.

Note 7 – Creditors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Internal and statutory audit fees	88,770	107,600
Social security and salary tax	56,014	45,024
Income Tax payable (Note 6)	466,601	332,730
Domiciliation fees	24,294	24,294
Staff related	187,266	131,943
Other	8,749	5,681
	<u>831,694</u>	<u>647,272</u>

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025 (continued)

Note 8 – Gross results

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Services fees	2,516,889	1,964,635
Other external charges	(305,635)	(298,257)
	<u>2,211,254</u>	<u>1,666,378</u>

For the years ended March 31, 2025 and 2024, the Services fees include the management fees of EUR 1,268,499 (March 31, 2024: EUR 1,243,748), Risk and Fund Support of EUR 925,727 (March 31, 2024: EUR 414,968), Risk management services fees of EUR 168,096 (March 31, 2024: EUR 161,244), AIFMD and reporting fees of EUR 141,125 (March 31, 2024: EUR 142,675) and other fees of EUR 13,442 (March 31, 2024: EUR 2,000).

For the year ended March 31, 2025, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2024: EUR 96,900), internal and statutory audit fees for EUR 89,263 (March 31, 2024: EUR 107,495), legal fees for EUR 19,197 (March 31, 2024: EUR 1,263) and other charges for EUR 100,000 (March 31, 2024: EUR 95,274).

An amount of EUR 2,675 has been reclassified from prior year Other external charges to Other taxes not shown under items 1 to 16 to provide comparability to current year amount.

Note 9 – Average Staff

For the year ended March 31, 2025, the Company has employed in average 9.3 persons (March 31, 2024: 8.0 persons).

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Debtors include an amount of EUR 467,860, which is receivable from GFTC for Fund services including for risk management reporting and dividend control. Creditors include an amount of EUR 24,294 to the Bank as part of the remuneration of the support service provided.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025 (continued)**

Note 10 – Related parties(continued)

The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain support services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 97,175 including VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 96,900) is recorded in deduction of the caption "Gross results" in the Abridged Profit and Loss Account.

Under the same caption and according to the Risk and Fund Support Services Agreement which was concluded with GFTC and MTC, which is effective since March 1, 2024 and which replaces previous agreements, the Company has provided Fund services for an amount of EUR 944,761 (March 31, 2024: EUR 437,463).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the Abridged Balance Sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,896 million as at March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 10,327 million).

Note 12 – Advances, Loans, and guarantees granted to the members of administrative, managerial and supervisory bodies

For the year ended March 31, 2025, the Company has not granted any advances, loans, guarantees to the members of administrative, managerial, and supervisory bodies.

Note 13 – Subsequent events

No significant event has occurred after the closing date.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年5月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.66円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約貸借対照表

2025年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2025年 9月30日		2024年 9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
D. 流動資産					
II. 債権					
a) 1年以内期限到来	3、10	1,035,558	192,262	945,580	175,556
IV. 銀行預金および手許現金	10	10,579,097	1,964,115	11,063,322	2,054,016
E. 前払金					
		190,049	35,284	36,391	6,756
資産合計		11,804,704	2,191,661	12,045,293	2,236,329
資本金、準備金および負債					
A. 資本金および準備金					
I. 払込済資本金	4	375,000	69,623	375,000	69,623
IV. 準備金	5	1,632,500	303,090	1,582,500	293,807
V. 繰越損益	5	8,973,793	1,666,074	8,969,029	1,665,190
VI. 当期損益		151,336	28,097	426,821	79,244
		11,132,629	2,066,884	11,353,350	2,107,863
C. 債務					
b) 1年以内期限到来	7	672,075	124,777	691,943	128,466
		672,075	124,777	691,943	128,466
資本金、準備金および負債合計		11,804,704	2,191,661	12,045,293	2,236,329

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約損益計算書

2025年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5. 総損益	8、10	911,491	169,227	1,080,982	200,695
6. 人件費		(770,312)	(143,016)	(657,625)	(122,095)
a) 賃金および給与	9	(691,555)	(128,394)	(594,957)	(110,460)
b) 社会保障費	9	(78,757)	(14,622)	(62,668)	(11,635)
i) 年金に関するもの		(49,286)	(9,150)	(41,898)	(7,779)
ii) その他の社会保障費		(29,471)	(5,472)	(20,770)	(3,856)
8. その他の営業費用		(20,000)	(3,713)	(20,000)	(3,713)
10. 固定資産の一部を構成するその他の投資、その他の有価証券および貸付金からの収益					
a) 関連会社によるもの	10	69,131	12,835	163,508	30,357
b) a) に含まれないその他の収益		—	—	4,168	774
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	10	(310)	(58)	—	—
b) その他の利息および類似の費用		(4,564)	(847)	—	—
15. 損益に係る税金	6	(52,168)	(9,686)	(146,887)	(27,271)
16. 税引後損益		133,268	24,743	424,146	78,747
17. 1から16の科目に含まれないその他の税金	6	18,068	3,355	2,675	497
18. 当期損益		<u>151,336</u>	<u>28,097</u>	<u>426,821</u>	<u>79,244</u>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2025年9月30日に終了した期間

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L-5826 ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として要約損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としてのライセンスを2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法（修正済）第15章に基づくライセンスを2017年11月16日付でCSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMライセンスの範囲は2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

作成の基準

当社の事業年度は、毎年4月1日に開始し、3月31日に終了する。

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

当中間財務書類は、継続企業の前提の基準を適用して作成されている。

当社は、2002年12月19日法（修正済）に基づき、小規模会社と定義されている。したがって、当財務書類は、当該法律で認められる範囲で要約貸借対照表および要約損益計算書から構成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本期間の要約損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、要約損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整は、行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

債務に計上される引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

前払金

前払費用は、当事業期間に支払われたが、翌事業期間に関連する費用から構成されている。

債務

債務には、当事業期間に関連するが、翌事業期間に支払われる費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3－1年以内に支払期限が到来する債権

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間について、以下のとおり分析される。

	2025年9月30日 (ユーロ)	2024年9月30日 (ユーロ)
売掛金	899,951	846,415
その他の債権（注6）	135,607	99,165
	<u>1,035,558</u>	<u>945,580</u>

2025年9月30日現在、売掛金は、管理報酬241,905ユーロ（2024年9月30日：273,977ユーロ）、リスク管理サービス報酬37,500ユーロ（2024年9月30日：33,750ユーロ）、AIFMDおよび報告手数料35,369ユーロ（2024年9月30日：35,669ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）およびマスター・トラスト・カンパニー（「MTC」）へのリスクおよびファンド・サポート・サービス報酬573,610ユーロ（2024年9月30日：499,300ユーロ）ならびにその他の雑収入または未収金11,567ユーロ（2024年9月30日：3,719ユーロ）で構成されている。注10も参照のこと。

その他の債権は、前払税135,607ユーロ（2024年9月30日：99,165ユーロ）で構成されている。

当社は、要約貸借対照表を作成するにあたり、前期間は「その他の資産」に分類されていた金額を当期間は「その他の債権」に分類している。

注4－払込済資本金

2025年9月30日および2024年9月30日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2025年9月30日および2024年9月30日現在、当社は、自社株を購入していない。

注5－準備金および繰越損益

当期中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の配当不能 準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2025年3月31日現在残高	37,500	1,545,000	8,969,029
前期損益の配分*	—	—	804,764
株主への配当	—	—	(750,000)
富裕税準備金の取毀し	—	(250,000)	250,000
富裕税準備金の配分	—	300,000	(300,000)
2025年9月30日現在残高	<u>37,500</u>	<u>1,595,000</u>	<u>8,973,793</u>

* 2025年9月26日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の配当不能準備金

2016年から富裕税を減額するための基準を定めた2016年6月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき（前年度の法人税を控除した）最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は前述の金額（控除後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額）のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の配当不能準備金」として計上することを決定した。

2025年9月26日に開催された年次総会により、2020年の富裕税準備金（250,000ユーロ）が全額取り毀され、2026年の富裕税準備金として300,000ユーロが設定された。

2025年9月30日現在、制限的準備金は1,595,000ユーロであり、これは2020年から2025年までの年度の富裕税の5倍に相当する。

注6－税金

法人税率は18.19%（雇用基金への拠出金の7%を含む）に、エスペランジュの地方事業税率は6.75%に据え置かれている。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、OECD/EU第2の柱ルール（グローバル・ミニマム課税、GloBEルール）の適用対象となる日本のグループ企業の一員である。当該ルールは、年間総収入金額が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業グループに対し、15%のグローバル・ミニマム法人税率を国別の利益に対して課税する原則を盛り込んでいる。第2の柱ルールは、当社が設立されたルクセンブルグで制定され、2023年12月31日以降に開始する事業年度から適用されている。第2の柱ルールに基づき、当社は、管轄区域における第2の柱ルールの実効税率（ETR）と最低税率15%との差額相当の追加税を支払う義務を負う。第2の柱ルールには、最初の3事業年度にGloBE ETR計算の完全実施に伴う遵守負担を最小化するための移行措置も盛り込まれている。これに関連して、最新の国別報告データに基づき影響を評価した結果、当社を含むグループ内のルクセンブルグ法人は、第2の柱ルールに従う追加の税金を負担する見込みはないことが結論付けられた。

要約損益計算書1から16の科目に含まれないその他の税金は、2025年9月30日に終了した期間においては付加価値税の還付金で構成されている。2024年9月30日に終了した期間の金額は、前年度に発生した富裕税繰延額の戻入れである。

注7－1年以内に支払期限が到来する債務

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間について、以下のとおり分析される。

	2025年9月30日 (ユーロ)	2024年9月30日 (ユーロ)
内部および法定監査報酬	58,505	71,627
社会保障および給与税	48,717	49,758
未払法人税（注6）	330,107	365,837
所在地事務報酬	72,881	72,881
従業員関連	157,927	129,997
その他	3,938	1,843
	<u>672,075</u>	<u>691,943</u>

注8－総損益

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間について、以下のとおり分析される。

	2025年9月30日 (ユーロ)	2024年9月30日 (ユーロ)
サービス報酬	1,213,367	1,236,760
その他の外部費用	(301,876)	(155,778)
	<u>911,491</u>	<u>1,080,982</u>

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間のサービス報酬には、管理報酬576,752ユーロ（2024年9月30日：617,235ユーロ）、リスクおよびファンド・サポート・サービス報酬483,222ユーロ（2024年9月30日：464,683ユーロ）、リスク管理サービス報酬71,875ユーロ（2024年9月30日：70,313ユーロ）、AIFMDおよび報告報酬70,838ユーロ（2024年9月30日：71,087ユーロ）およびその他の報酬10,680ユーロ（2024年9月30日：13,442ユーロ）が含まれている。

2025年9月30日に終了した期間のその他の外部費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ（2024年9月30日：48,588ユーロ）、内部および法定監査報酬43,500ユーロ（2024年9月30日：44,772ユーロ）、法務報酬457ユーロ（2024年9月30日：5,429ユーロ）およびその他の費用209,331ユーロ（2024年9月30日：56,989ユーロ）で構成されている。

注9－平均従業員数

2025年9月30日に終了した期間に、当社は平均10名（2024年9月30日：8.7名）の従業員を雇用していた。

注10－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

債権には、リスク管理報告および配当管理を含むファンド業務に関してGFTCから支払われる未収金573,610ユーロが含まれている。債務には、サポート・サービスに対する報酬の一部として銀行に支払う未払金72,881ユーロが含まれている。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に銀行と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサポート・サービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書（随時改正済）に署名した。銀行により比例按分で請求された年額97,175ユーロ（付加価値税込み）は、2025年9月30日に終了した期間については48,588ユーロ（2024年9月30日：48,588ユーロ）に相当し、要約損益計算書の「総損益」において控除されている。

同じ勘定科目のもとならびに2024年3月1日付で効力が発生しているGFTCおよびMTCとの間で締結されたリスクおよびファンド・サポート・サービス契約に基づいて、当社はファンド業務を483,222ユーロ（2024年9月30日：464,683ユーロ）で提供した。

注11－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、要約貸借対照表から除外されている。当該資産は、2025年9月30日現在、約9,349百万ユーロ（2024年9月30日：10,652百万ユーロ）である。

注12－行政、管理および監督機関の構成員に対して付与された貸付金、融資および保証

2025年9月30日に終了した期間に、当社は、行政、管理および監督機関の構成員に対して、いかなる貸付金、融資、保証も付与していない。

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けまたは金銭の貸与を受けることはできません。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ、国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々(i)公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または(ii)適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

利益相反

投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および／または管理事務代行会社（各々の取締役、役員、従業員を含む）に利益相反が生じることがあります。つまり、投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、ファンドのためにのみ、その役務を行うのではなく、ファンドの受益者と相反する利害を有するその他第三者のためにも行うことがあります。かかる場合、投資顧問会社および副投資顧問会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充当可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、ファンドが(i)投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社が運用、助言、または支配する企業に関係する投資を行うことがあるという事実、または(ii)投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しファンドの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。かかる場合、各々は、ファンドに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって可能な限り最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、かかる利益相反が通常の商取引ベースで公正に解決されるように努めます。

投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、ファンドの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、彼ら自身またはその関連会社が関わる取引行動についてファンドに通知します。

投資顧問会社および副投資顧問会社は、そのすべての時間または大半の時間をファンドの業務に費やすことを要求されるのではなく、投資顧問契約および副投資顧問契約に基づくその義務の遂行に関連して適正に努力することのみを要求されます。

諸規制やファンドの投資方針により、投資顧問会社および副投資顧問会社により運用される他の運用口座または投資ビークルに提供される投資の機会への参加を、ファンドが禁じられることがあります。

さらに、利益相反は、保管受託銀行と評価代理人が同一の事業体であることによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されます。保管受託銀行および評価代理人の業務を行うにあたっては、2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において2013年法に従い受益者に開示します。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の解散に関しては、株主総会において、ルクセンブルグの法律に規定される要件に基づき、決議が行われなくてはなりません。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの法令の規定に基づき、UCITSおよびAIFを管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社はその業務を譲渡することができます。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、定款変更に必要な方法により採択される株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（「投資顧問会社」） (BlackRock Financial Management, Inc.)

(1) 資本金の額

2025年12月末日現在、25,073百万米ドル（約3兆9,964億円）

(2) 事業の内容

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクは、1988年に米国デラウェア州法に基づいて設立され、個人および機関投資家に高品質の固定利付証券を中心とする投資顧問および資産運用サービスを提供しています。ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクの運用専門家は、モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券、政府証券、企業証券および地方政府証券の設定、分析および投資について幅広い経験を有しており、また会社の資源の相当な割合をかける複合証券の評価に必要な分析システムの開発に投入しています。

2. 野村アセットマネジメント株式会社（「副投資顧問会社」）

(1) 資本金の額

2026年5月末日現在、171億8,035万円

(2) 事業の内容

野村アセットマネジメント株式会社は、1959年に日本法に基づいて野村證券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更しました。野村アセット・マネジメント投信株式会社は2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社に商号が変更されました。

野村アセットマネジメント株式会社は、海外子会社および国内支店を通じて日本国内および海外の多様な投資家に投資運用・助言、資産運用および他の関連サービスを提供しています。

3. ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

(1) 資本金の額

2026年5月末日現在、28百万ユーロ（約51億9,848万円）

(2) 事業の内容

1990年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

4. 野村證券株式会社（日本における「販売会社」および「代行協会員」）

(1) 資本金の額

2026年5月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

1. ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（「投資顧問会社」） ファンドに関する投資顧問・運用業務を行います。

2. 野村アセットマネジメント株式会社（「副投資顧問会社」） ファンドに関する副投資助言業務を行います。

3. ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理事務代行業務、発行会社代理人業務（純資産価額の計算を含みます。）および評価代理人業務等を行います。

4. 野村證券株式会社（日本における「販売会社」および「代行協会員」）

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.、野村アセットマネジメント株式会社および野村證券株式会社の最終的な親会社は、野村ホールディングス株式会社です。

第3【投資信託制度の概要】

（2026年7月付）

I. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「S I C A R」という。）に関する2004年6月15日法（改正済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（改正済）
A I F	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EU）No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU（改正済）
A I F M D IIまたはUCITS VI指令	委託の取決め、流動性リスク管理、監督当局への報告、預託・保管業務の提供およびオルタナティブ投資ファンドによるローン・オリジネーションに関して指令2011/61/EUおよび指令2009/65/ECを改正する、2024年3月13日付欧州議会および欧州理事会指令（EU）2024/927
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013
ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011（直近では、規則（EU）2025/914により改正済）
C E S R	欧州証券市場監督局（ESMA）によって代替された欧州証券規制委員会
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
C S Dまたは中央証券預託機関	指令98/26/ECおよび指令2014/65/EUならびに規則（EU）No.236/2012を改正する、欧州連合における証券決済の改善および中央証券預託機関に関する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）No.909/2014第2条第1項第1）号に定義される中央証券預託機関
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
指令2014/65/EU	指令2002/92/ECおよび指令2011/61/EUを改正する、金融商品市場に関する2014年5月15日付欧州議会および欧州理事会指令2014/65/EU
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EUまたは欧州連合	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
K I DまたはPRI I P s K I D	規則1286/2014において言及される主要情報文書
K I I DまたはUCITS K I I D	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国

メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131
非個人向け パートIIファンド パートIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められていないパートIIファンド （特にUCITS IV指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド PRIIP PRIIPs規則または 規則1286/2014 RAIF 登録AIFM	2010年法パートIIに基づく投資信託 PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品 パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIPs）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286/2014（改正済） 2016年法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド 運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パートIIファンド RESA	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められているパートIIファンド ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SFDR	金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088（改正済）
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則（EU）No.648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
タクソノミー規則	規則（EU）2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020/852
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS IV指令または 指令2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC
UCITS VI指令または AIFMD II	委託の取決め、流動性リスク管理、監督当局への報告、預託・保管業務の提供およびオルタナティブ投資ファンドによるローン・オリジネーションに関して指令2011/61/EUおよび指令2009/65/ECを改正する、2024年3月13日付欧州議会および欧州理事会指令（EU）2024/927
UCITS所在加盟国	UCITS IV指令第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社 または第15章管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

II. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

1) 規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

a) 投資信託（UCI）

- － UCITS、すなわち、指令2009/65/ECに基づき認可され、2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- － パートIIファンド、すなわち、2010年法パートIIに基づく投資信託
- － SIF、すなわち、2007年法に基づく専門投資信託

b) UC I以外の投資ビークル

- － SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- － 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する改正2005年7月13日法に基づく年金基金
- － 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合）

2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- － 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合）
- － RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

AIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパートIIファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパートIIファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則、告示およびFAQにより補完されるが、これらは本概要説明の一部を構成するものではない。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制ならびにESMAが発行する指針および／またはFAQ/Q&AがUCIに適用される。

ルクセンブルグにおけるUCITSおよびパートIIファンドを規制するその他の法律および規制には、ルクセンブルグまたは欧州の追加的な規則も含まれる。これらは、投資信託のみを対象としているわけではないものの、投資信託に適用される可能性がある。これらの規則および規制については、本概要では扱っていない。

重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

III. 規制を受けるルクセンブルグ投資信託の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパートIのUCITSおよびパートIIのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- パートI UCITS（以下「パートI」という。）
- パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）
- パートIII 外国のUCI
- パートIV 管理会社
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パートIおよびパートIIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement)（以下「FCP」という。）
- 2) 投資法人 (investment companies)
 - － 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
 - － 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型UCITSおよび会社型UCITSならびにパートIIファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1 契約型投資信託（ＦＣＰ）

契約型の投資信託は、ＦＣＰそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 ＦＣＰの概要

ＦＣＰは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家は、その投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。ＦＣＰは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、ＦＣＰに投資することにより、ＦＣＰに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、ＦＣＰの約款（以下を参照のこと。）に基づく。ＦＣＰへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、ＦＣＰの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2 ＦＣＰの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、受益証券または端数の受益証券の登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パートⅠファンド（すなわちUCITS）の受益証券は、ＦＣＰによりいつでも買い戻されるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買い戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートⅡファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、ＦＣＰの受益証券の発行価格および買い戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75（廃止済）は、第G章において、パートⅡファンドがその受益証券の発行価格および買い戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定めていた。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。CSSF告示25/901では、2010年法第157条（2）に照らして、発行価格および買い戻価格の決定日について、当該証券の発行および買い戻しの頻度による旨規定されている。パートⅡファンドの投資家がその保有証券を買い戻す権利を有する場合、買い戻しの頻度は、当該ファンドまたはコンパートメントの投資方針に基づき決定されなければならない。この場合、当該ファンドまたはコンパートメントの投資方針は、特にプライベート投資を予定するものである場合には、買い戻しの頻度を月1回未満とすることを正当化し得る。買い戻しの頻度は、必ずしも申込みの頻度と一致するとは限らない。このことは、有効な法令に従って行われなければならない純資産価額の計算には影響を及ぼさない。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

ＦＣＰの配分方針は約款の定めに従う。

UCITSに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートⅡファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- ＦＣＰの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSとして資格を有するＦＣＰとしての認可が得られてから6か月以内およびパートⅡファンドとして資格を有するＦＣＰとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、ＦＣＰの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買い戻価格は、UCITSの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートⅡファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - a) ＦＣＰの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - c) 配分方針
 - d) 管理会社がＦＣＰから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - e) 公告に関する規定
 - f) ＦＣＰの会計の決算日
 - g) 法令に基づく場合以外のＦＣＰの解散事由

h) 約款変更手続

i) 受益証券発行手続

j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

管理会社は、運用しているF C Pの受益者の利益のために、2010年法第12条に規定されるところにより、受益証券の申込み、買戻しおよび償還を一時停止し、またはその他の流動性管理ツールを発動することができる。この点に関する詳細については、4.1.3「流動性管理ツール」も参照のこと。

3.1.3 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた信用機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたF C Pのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. F C Pの形態をとるU C I T Sおよび個人向けパートIIファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にF C Pの受益証券の申込みにおいてF C Pの受益者によりまたはF C Pの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、F C Pのすべての現金がa) F C P名義、F C Pを代理する管理会社名義またはF C Pを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC¹第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

F C Pを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

¹ 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

C. F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

- i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
- ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- i) F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、
- ii) F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するF C Pの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) F C Pの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはF C Pの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された業務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された業務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし（ただし、当該第三者が、投資家のC S D（規則（E U）No.909／2014第29条第3項および同規則第48条第10項に基づき採択された委任法に定義される。）としての資格において行為する中央証券預託機関である場合を除く。）、かつ、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された業務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その業務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するF C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) F C Pを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの業務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

2010年法第18条の2第（4）項の目的上、発行体のC S D（規則（E U）No.909／2014第29条第3項および同規則第48条第10項に基づき採択された委任法に定義される。）としての資格において行為する中央証券預託機関による業務の提供は、当該預託機関の保管業務の委託とはみなされない。本条の目的上、投資家のC S D（当該委任法において定義される。）としての資格において行為する中央証券預託機関による業務の提供は、当該預託機関の保管業務の委託とみなされるものとする。

F. 保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、F C Pを代理する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず

らず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。最後に保管受託銀行を務めた機関は、FCPの清算が終了するまで、FCPのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含め、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPは、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

（さらなる詳細については、以下IV.3を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

UCITSについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2 会社型投資信託

ルクセンブルグのUCITSおよびパートIIファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1 変動資本を有する投資法人（SICAV）

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法パートIに従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

パートII SICAVとは、ルクセンブルグ法に準拠する、公開有限責任会社（société anonyme）、株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）、普通リミテッド・パートナーシップ（société en commandite simple）、特別リミテッド・パートナーシップ（société en commandite spéciale）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合（société coopérative organisée sous forme de société anonyme）の形態を採用している会社のうち、以下に該当するものを意味する。

- 投資リスク分散のためにその資金を資産に投資し、その資産の運用結果の恩恵を投資家に提供することを唯一の目的とするもの
- その証券またはパートナーシップ持分が、公募または私募によって一般に募集されることが意図されているもの
- その規約またはパートナーシップ契約において、資本金が常に当該会社の純資産の金額と同額となる旨規定されているもの

株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップの法的形態を採用しているパートII SICAVは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されるものとし、当該SICAVが第三国で設立されたAIFMにより運用される場合、AIFMDの第66条第3項の適用を受ける。

パートII SICAVは、商事会社に適用される一般規定、特に（2010年法により適用除外されていない限り）1915年法に従うものとする。

3.2.1.2 2010年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象であり、UCITSとしての資格を有するSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パートIに従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。

パートII SICAVは、投資証券払込剰余金またはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した投資証券資本を維持しなければならない。当該投資証券資本は、125万ユーロを下回ってはならない。この最低額は、SICAVの認可後12か月以内に達成しなければならない。CSSF規則によりかかる最低額は、250万ユーロに引き上げることができる。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約またはパートナーシップ契約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも証券またはパートナーシップ持分を発行することができる。
- 規約またはパートナーシップ契約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて証券またはパートナーシップ持分を買い戻す。
- UCITSおよびパートIIファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの証券またはパートナーシップ持分²を発行しない。
- UCITSおよびパートIIファンドの規約またはパートナーシップ契約³は、発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。UCITSについては、規約に別段の

定めがない限り、S I C A Vの資産の評価は、証券取引所への正式な上場が認められている証券の場合、証券取引所における最新の相場に基づくものとする（ただし、当該相場が代表的なものでない場合はこの限りではない。）。かかる証券取引所への上場が認められていない証券およびかかる証券取引所への上場が認められているが最新の相場が代表的なものでない証券については、評価は、推定実現価格に基づくものとし、かかる価格は慎重かつ誠実に見積らなければならない。パートIIファンドについては、規約またはパートナーシップ契約に別段の定めがない限り、S I C A Vの資産の評価は、公正価格に基づくものとする。この価格は、規約またはパートナーシップ契約に定める手続に従い決定されるものとする。

- － S I C A Vは、その投資主の利益のために、2010年法第28条に規定されるところにより、その投資証券の申込み、買戻しおよび償還を一時停止し、またはその他の流動性管理ツールを発動することができる。この点に関する詳細については、4.1.3「流動性管理ツール」も参照のこと。
- － 証券またはパートナーシップ持分の発行および買戻しは、以下の期間および場合に、禁止されるものとする。
 - a) S I C A Vの保管受託銀行が不在となる期間中
 - b) 保管受託銀行が清算され、もしくは破産宣告を受け、債権者との取決め、支払停止もしくは管理下の経営を求め、または類似の手続に服する場合
- － 規約またはパートナーシップ契約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する（UCITSについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- － 規約またはパートナーシップ契約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- － S I C A Vの証券またはパートナーシップ持分は無額面とする。

2 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパートIIファンドにのみ適用される。

3 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパートIIファンドにのみ適用される。

3.2.2 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

A. S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単一の保管受託銀行が任命されるようにする。CSSFにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

FCPの保管受託銀行に関して上記III.3.1.3Aに記載される条件は、S I C A Vの保管受託銀行に対しても適用される。

B. S I C A Vの形態をとるUCITSおよび個人向けパートIIファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － S I C A Vの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って執行されるようにすること。
- － S I C A Vの投資証券の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること。
- － 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を執行すること。
- － S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にS I C A Vの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A V名義またはS I C A Vを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

S I C A Vを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. S I C A Vの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、S I C A Vを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってS I C A Vに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- i) S I C A Vから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてS I C A Vの所有権を確かめることによってかかる資産のS I C A Vによる所有を確認し、
- ii) S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行が保管するS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された業務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、F C Pに関して上記III.3.1.3Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された業務を第三者に委託する可能性がある。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、F C Pの保管受託銀行がF C PおよびF C Pの受益者に対して負う責任に関して上記III.3.1.3Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。

G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。通知期間の終了時までには新たな保管受託銀行が任命されない場合、C S S Fは、2010年法第130条第1項に定めるリストからS I C A Vを除外するものとする。最後に保管受託銀行を務めた機関は、S I C A Vの清算が終了するまで、S I C A Vのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含め、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手続の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（U C I T S）または第16章（例えば、パートIIファンド）に従い管理会社によって運営される。

U C I T S S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記IV.3.4に詳述されるC S S F告示18/698に従う。

3.2.4 関係法人

前記Ⅲ.3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 管理会社を指定していない会社型U C I T Sの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、U C I T Sとしての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- － S I C A Vの取締役は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、当該条件を充たし、かつ、当該S I C A Vに常勤で雇用されている者、または当該S I C A Vの事業遂行に常勤で専念する当該S I C A Vの業務執行メンバーもしくは経営機関の構成員であって、欧州連合内に住所を有する少なくとも2名の自然人により決定されなければならない。「取締役」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- － さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、U C I T S S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該U C I T S S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下のⅣ.3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と読み替えられる。
- S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 指令2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則（E C）No 1060/2009、規則（E U）No 648/2012、規則（E U）No 600/2014、規則（E U）No 909/2014および規則（E U）2016/1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2022/2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグのU C I T SおよびパートIIファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

かかるUCIの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

CSSFは、2010年法（および2007年法）に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは配分方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス/受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス/受益証券クラスのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス/受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないうことに留意するべきである。2017年1月30日付UCITSの投資証券クラスに関するESMA意見には、UCITSが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を(i) 共通の投資目的、(ii) 連鎖がないこと、(iii) 事前決定および(iv) 透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面であなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料によって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 流動性管理ツール

UCITS VI指令およびAIFMD IIに基づき、2026年4月16日より、UCITSまたは（該当する場合には）その管理会社、およびオープン・エンド型AIFを運用する認可されたAIFMに対し、流動性管理ツールに関する追加の要件が導入された。

当該UCITS、管理会社および認可AIFMは、指令2009/65/ECおよびAIFMDにおいて定めるリストの中から、少なくとも2つの流動性管理ツールを選定することを義務付けられている（ただし、マネー・マーケット・ファンドについては、1つの流動性管理ツールを選定すれば足りる。）。

2026年2月27日、指令2009/65/ECおよびAIFMDを補完する、流動性管理ツールの特性について規定した最終的なRTS（UCITSに関する欧州委員会委任規則（EU）2026/466およびAIFMに関する欧州委員会委任規則（EU）2026/465）が、欧州連合官報に掲載された。これは、流動性管理ツールの決定および調整に関するESMAの指針を補完するものである。当該指針の初版は、2025年4月にESMAにより公表され、2025年12月に改訂された。選定された流動性管理ツールの発動/解除、ならびに当該ツールの利用に関する業務上および管理上の取決めについては、詳細な方針および手順を整備しなければならない。選定された流動性管理ツールは、AIF/UCITSの規則または設立文書に記載しなければならない、また、目論見書においてもその情報が記載されなければならない。

UCITS VI指令およびAIFMD IIは、2010年法および2013年法を改正する2026年3月3日法により、ルクセンブルグ法に移行された。

4.2 1915年法

商社会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立企画人の身元
- (ii) 法人の形態および名称
- (iii) 登録事務所
- (iv) 法人の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- (viii) 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。2010年法第26条第（5）項では、現物出資の対価としての受益証券の発行の場合に、承認された法定監査人による報告書の作成を免除する特例を導入することにより、UCITSに対し新たな柔軟性を認めている。

- (x) 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 法人の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パートIに基づき適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章（第40条ないし第52条）に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) C S S Fは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、C S S Fに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびU C I T Sの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。

(注) 2025年6月26日、E S M Aは、指令2007/16/EC（適格資産指令、通称「E A D」）の見直しに関する欧州委員会への技術的助言についての最終報告書を公表した。これは、2023年6月に欧州委員会がE S M Aに対し、U C I T Sの投資対象に関する適格基準の調和、主要概念の明確化およびオルタナティブ資産（例えば、ローン、C A T ボンド、コモディティ、暗号資産、非上場株式）へのエクスポージャーの取扱いへの対応に焦点を当て、E A Dの見直しの必要性について報告するよう要請したことを受けたものである。E A Dは、指令2009/65/ECに基づき、U C I T Sが投資できる資産についてより詳細に規定するものである。

- (3) 2008年2月19日に、C S S Fは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339（以下「告示08/339」という。）を出した。

告示08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、U C I T Sがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にC S S Fにより出された告示08/380により改正された。

- (4) 2008年6月4日に、C S S Fは、特定の証券貸借取引においてU C I T Sが利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F告示08/356（以下「告示08/356」という。）を出した。

告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、U C I T Sのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってU C I T Sのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。⁴

- (5) C S S F告示14/592は、E T FおよびE T Fを扱う他のU C I T Sの問題に関するE S M A指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、U C I T Sおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。
- (6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのU C I は、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないU C I は、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、i) 公的債務固定純資産価額のファンド、ii) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、およびiii) 変動純資産価額のファンド（VNAV）（短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。）である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するU C I T Sに追加的な投資制限が適用される。

- (7) 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくU C I T S(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、U C I T S（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、U C I T Sのみに適用され、その他の種類のU C Iには適用されない。2010年法に従い、C S S Fは、2010年法の特定の規定を明確化したC S S F規則10-05を採用している。

B. U C I T Sフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のU C I T S（以下「マスター」という。）に投資するU C I T Sであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- － 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- － 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- － 事業を行う上で必須の動産または不動産

⁴ 2025年12月19日にC S S F告示25/901が発効したことに伴い、C S S F告示08/356の規定は、パートIIファンドには適用されなくなった。

3. U C I T Sの管理会社／第15章の管理会社

U C I T Sを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するU C I T S管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づきUCITS管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、ESMAに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はUCITS管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、

- 投資顧問業務
- UCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- 金融商品に関する注文の受理および送達
- 2010年法第101条に従って管理会社が運用しているUCITSに関連して、または本項に従って管理会社が提供している業務に関連して、管理会社が既に提供しているその他の業務または活動（ただし、当該業務または活動を他の者に提供することにより生じる潜在的な利益相反が適切に管理されている場合に限る。）

(c) ベンチマーク規則に従ったベンチマークの管理業務

管理会社は、いかなる場合も、本項に掲げる業務のみを提供するものとして、2010年法第15章に基づく認可を受けることはできない。管理会社は、自ら運用しているUCITSにおいて使用される指数に関連して、上記(c)に掲げる業務を提供することを認められない。

- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条第1項ないし第4項および第5項の2ないし第8項、第37-2条第1項ないし第2項の2、第37-3条第1項ないし第8項の3および第37-3条の2、ならびに金融担保取決めにに関する2005年8月5日法(改正済)第13条第4段落は、1993年法別表IIのセクションBに掲げる一または複数の金融商品に関して管理会社により行われる上記(3)の(a)および(b)の業務提供に準用される。

- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集合的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売、AIFの資産に関連する活動、AIFに代わって行うローンのオリジネーションおよび証券化特別目的事業体のサービシング等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- (i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - (iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- ー これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則（EU）No. 1093/2010、規則（EU）No. 575/2013、規則（EU）No. 600/2014および規則（EU）No. 806/2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる資本金は、流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、当該条件を充たし、かつ、当該管理会社に常勤で雇用されている者、または当該管理会社の事業遂行に常勤で専念する当該管理会社の業務執行メンバーもしくは経営機関の構成員であって、欧州連合内に住所を有する少なくとも2名の自然人により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載し、管理会社の事業遂行のために利用される人的および技術的資源、ならびに実質的に管理会社の事業遂行を行う者に関する情報を明記した活動計画を添付しなければならない。これには、以下が含まれる。
 - (i) 当該者の職務、役職および役職レベルに関する説明
 - (ii) 管理会社内外における当該者の報告系統および責任範囲に関する説明
 - (iii) 当該者それぞれが各職務に割いている時間の概要
 - (iv) 管理会社が、2010年法に基づく自己の義務、ならびにSFDR第3条第1項、第6条第1項a)および第13条第1項に基づく自己の義務をどのように遵守する予定であるかに関する情報、ならびに当該義務の遵守のために管理会社が利用する適切な人的および技術的資源に関する詳細な説明
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 管理会社の経営陣の構成員は、十分な評価を得ており、かつ、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。
 - (i) 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、（二層制度における）監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記(c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員（場合に応じて）
 - (ii) その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員
- (g) 管理会社は、2010年法第110条に従って、第三者への業務の委託および再委託に関して締結される取決めに、少なくとも以下を含む情報を提供するものとする。
 - (i) 管理会社の正式名称および関連する識別情報
 - (ii) 各委託先について、
 - ・ 正式名称および関連する識別情報
 - ・ 設立法域
 - ・ 関連する場合は、監督当局
 - (iii) 管理会社が以下の業務のために活用する人的および技術的資源の詳細な説明
 - ・ 管理会社内での日々のポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務の遂行
 - ・ 委託した活動の監視
 - (iv) 管理会社が運用しているまたは運用予定の各UCITSについて、
 - ・ 委託したポートフォリオ運用業務の概要（当該委託が部分的なものか全面的なものを含む。）
 - ・ 委託したリスク管理業務の概要（当該委託が部分的なものか全面的なものを含む。）
 - (v) 委託した活動を監視するために管理会社が行う予定の定期的なデュー・ディリジェンス措置に関する説明
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合のみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、上記(8)(f)にて言及される管理会社の経営陣の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

管理会社は、当初の認可を受けた際の条件に重要な変更があった場合、特に、2010年法第102条に従い提供される情報に重要な変更があった場合には、その実施前に、C S S Fに通知するものとする。

(13) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則（EC）No 1060/2009、規則（EU）No 648/2012、規則（EU）No 600/2014、規則（EU）No 909/2014および規則（EU）2016/1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2022/2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

一 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。

- － 上記3.1(3)の業務に関し、信用機関および一定の投資会社の破綻に関する改正2015年12月18日法パートIIIタイトルIIIの規定ならびに1993年法第22－1条の規定に服する。

（注）上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。

- (4) 管理会社は、2010年法別表IIに定める一もしくは複数の業務または2010年法第101条第3項に定めるサービスを管理会社に代わって遂行する業務を第三者に委託しようとする場合、委託取決めが発効する前に、C S S Fに通知するものとする。以下の各条件が充足されなければならない。
- a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該委託による権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家および顧客の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該委託による権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者に対してのみ行うことができ、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
 - d) 当該委託による権限付与が投資運用に関するものであり第三国の者に対して行われる場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する委託は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に対して行ってはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、委託を受けた者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該委託による権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、業務もしくはサービス提供を委託された者に対して随時追加的指示を行うこと、または投資家および顧客の利益にかなう場合は直ちに当該委託を撤回することを妨げるものであってはならない。
 - h) 委託される業務またはサービス提供の性質を勘案し、業務またはサービス提供を委託される者は、当該業務またはサービス提供を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) U C I T Sの目論見書に、2010年法第110条に基づき管理会社が委託を認められているサービスおよび業務を列挙しなければならない。
 - j) 管理会社は、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- (5) 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に業務またはサービスを委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、実質的に、U C I T Sの運用者または2010年法第101条第3項に定めるサービスの提供者としてみなされなくなる程度まで、また、名義のみの団体としてみなされる程度まで、業務またはサービスの委託をすることはしないものとする。
- (6) 上記(4) および(5)にかかわらず、2010年法別表II第3インデントに定めるマーケティング業務が一または複数の販売業者により遂行される場合であって、当該販売業者が、自己のために行為し、かつ、指令2014/65/EUに基づきU C I T Sを販売し、または保険販売に関する2016年1月20日付欧州議会および欧州理事会指令（EU）2016/97に基づき保険ベースの投資商品を通じてU C I T Sを販売する場合には、当該業務は、管理会社と当該販売業者との間の販売契約の有無にかかわらず、上記(4) および(5)の要件の対象となる委託とはみなされないものとする。
- (7) 管理会社は、2010年法別表IIに定める業務の遂行および2010年法第101条第3項に定めるサービスの提供が、2010年法に準拠して行われるよう確保するものとする。この義務は、委託先または再委託先の規制上の地位または所在地にかかわらず適用されるものとする。
- (8) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T Sが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (9) 管理会社が第三者の主導によりU C I T Sを運用し、または運用しようとする場合（U C I T Sが第三者である組成者の名称を使用する場合、または管理会社が第三者である組成者を2010年法第110条に基づく委託先に任命する場合を含む。）、管理会社は、利益相反を考慮の上、2010年法：第110条第1項d)の遵守状況についての詳細な説明および証拠

をC S S Fに提出するものとする。特に、管理会社は、当該第三者との関係により利益相反が生じないよう自ら講じた合理的な措置について明記し、または、当該利益相反の発生を防止できない場合は、当該利益相反がU C I T Sおよびその投資家の利益に悪影響を及ぼすことを防止するために管理会社がどのように当該利益相反を特定し、管理し、監視し、および（該当する場合は）開示したかということにつき、明記するものとする。

- (10) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するU C I T Sの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のU C I T Sの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。

- (11) 管理会社は、上記(10)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するU C I T Sの、および当該U C I T Sの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
 - (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
 - (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
 - (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
 - (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはU C I T Sの各業績評価と、U C I T Sのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
 - (h) 業績評価は、評価プロセスがU C I T Sのより長い期間の業績およびU C I T Sへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するU C I T Sの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
 - (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
 - (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
 - (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
 - (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
 - (m) U C I T Sの法制およびU C I T Sのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するU C I T Sの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、U C I T Sの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するU C I T Sおよび当該U C I T Sの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (12) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めに設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めに設定するものとする。

- (13) 管理会社は、1993年法第1条(I)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

(3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b）の意味における内部運用されるAIF）および登録事務代行会社の機能を行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18/698は、(i) 投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに(ii) 取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MIFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、CSSFは、オープン・エンド型UCIの流動性リスク管理に関するIOSCOの勧告を実施する告示19/733を公表した。当該告示は、運用される各UCIのレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がIOSCOの勧告（当該告示に添付される。）を適用することおよび関連するIOSCOの良好な慣行（IOSCOのウェブサイトで入手可能である。）を利用することをCSSFが期待していることを明確にするものである。

IOSCOの勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、UCIの設計プロセス、UCIの日々の流動性管理および危機管理計画である。

2025年5月26日、IOSCOは、2018年の従前の勧告を更新するものとして、「集団投資スキームの流動性リスク管理に関する勧告（改正版）」の最終版を公表した。IOSCOの2025年勧告には、とりわけ、明確性の向上、ストレス・テストの強化、および流動性管理ツールの利用の促進を図る変更が含まれている。

流動性リスク管理を強化するため、AIFMD IIおよびUCITS VI指令では、オープン・エンド型AIFおよびUCITSについて、少なくとも2つ以上の流動性管理ツールを選定する義務が規定されている（上記4.1.3「流動性管理ツール」に詳述される。）。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

(iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服があ

る場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、U C I T Sが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「U C I T S K I I D」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、目論見書およびK I Dおよびそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- K I Dは、投資家がU C I T Sの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

K I Dは、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書およびK I Dに記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

P R I I P s 規則に従い、いわゆる「P R I I P」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286／2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がP R I I Pに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「P R I I P s K I D」という。）を交付する必要がある。「P R I I P」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

P R I I P s 規則は、2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、U C I T Sは、P R I I P s K I Dを作成しなければならない。

P R I I P s 規則の目的は、（i）P R I I P s K I D（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに（ii）P R I I P市場の参加者全員（P R I I Pの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

P R I I Pのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、U C I T Sを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

U C I T Sの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はU C I T S K I I D／P R I I P s K I D）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのU C I T Sに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10－049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017／1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009／65／ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010／43／EUを法制化する2010年12月22日付C S S F規則No.10－4（2022年7月27日付C S S F規則No.22－05により改正済）
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009／65／ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010／44／EUを法制化する2010年12月22日付C S S F規則No.10－5（改正済）
- ルクセンブルグの投資信託および投資ファンド運用会社が販売前およびクロス・ボーダーの販売において遵守すべき新たな通知および通知解除の手続に関するC S S F告示22／810（C S S F告示11／509を廃止）
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F告示12／540

- － 2010年法パート I に服する U C I T S の預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべての U C I T S（場合に応じて）に適用される規定に関する C S S F 告示16/644（C S S F 告示18/697により改正済）
- － S F T 規則（規則（E U）No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2015/2365）
- － 規則（E U）No 648/2012（E M I R）に基づく報告に関する E S M A 指針の適用に関する C S S F 告示23/846
- － ベンチマーク規則（指令2008/48/E C および指令2014/17/E U ならびに規則（E U）No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2016/1011）（直近では、規則（E U）2025/914により改正済）
- － S F D R（金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019/2088）（改正済）
- － タクソノミー規則（規則（E U）2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2020/852）
- － 純資産価額の計算過誤、投資規則不遵守の事例およびその他 U C I レベルで過誤が生じた場合の投資家保護に関する C S S F 告示24/856

4.2 ルクセンブルグの U C I T S に適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためには C S S F の認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 2010年法パート I に従う U C I T S は、上記(ii) に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S F により認可されないものとする。

a) F C P は、当該 F C P を運用するための管理会社の申請書を C S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書を C S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記 a) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立された U C I T S が指令2009/65/E C に従う管理会社により運用され、指令2009/65/E C に基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S F は、2010年法第123条に従い、当該 U C I T S を運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S F は、以下の場合、2010年法第2条の範囲内において U C I T S の認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づき U C I T S を運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国において U C I T S を運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T S の認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年4月6日付 C S S F 告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るために C S S F に提出する必要はないものとされている。ただし、C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、C S S F は、規則（E U）No.345/2013、規則（E U）No.346/2013および規則（E U）No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019/1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関する E S M A 指針（同指針は2021年8月2日に公表された。）の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、C S S F は、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、U C I T S および A I F のマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、U C I T S または A I F の受益証券/投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コ

コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するE S M A指針をC S S Fが適用し、取り入れることを確認している。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、U C I T S Vの規則により、パートIファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ U C I T S、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパートIの範囲内に該当するU C I T Sに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

2025年3月6日、C S S Fは、U C Iの目論見書に係るビザ付与手続に代わり、新たな「電子識別（e-Identification）」システムが導入される旨のプレスリリースを公表した。さらに、C S S Fは、C S S Fによる事前の承認および審査が法律上義務付けられない目論見書の修正事項の一覧を作成した。すなわち、当該修正事項は、識別番号および日付の付与を受けるためにC S S Fに提出される更新後の目論見書に、直接反映することができる。C S S Fは、その事前審査の対象とならなかった変更について事後分析を行うために追加書類を要求する権利を引き続き留保する。

(vii) 財務報告および監査

1915年法第461-6条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

C S S Fは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびA M L / C F Tの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、U C I T SおよびパートIIファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付C S S F告示02/81に定められる要件を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（S I F、S I C A Rおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- － C S S F 告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付C S S F 規則12-02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなA M L / C F T 外部報告書の作成を導入するものである。
- － C S S F 告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用S I C A V および自己運用A I F について新たな自己評価質問票（以下「S A Q」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125-1条の対象となる第16章管理会社に対するC S S F 告示21/789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してC S S F 告示18/698および19/708を廃止するC S S F 告示23/839によって改正されている。
- － C S S F 告示21/790は、すべてのU C I T S、パートIIファンド、S I F およびS I C A R について新たなS A Q を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S F に提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S F が、U C I に対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C I の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 告示97/136（CSSF告示08/348により改正）およびC S S F 告示15/627（C S S F 告示25/871により改正済）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

(ix) 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

(1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、C S S F は、下記(2) 記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- － 2010年法パートI およびパートII に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S F の監督に服する、U C I 業務に貢献する事業
- － 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
- － （U C I が任意清算される場合）清算人

(2) かかる場合において、C S S F は、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
- c) （U C I または管理会社の場合）U C I または管理会社の認可の停止または取消し
- d) 管理会社もしくはU C I の経営陣の構成員、または管理会社もしくはU C I により雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令
- e) （法人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額（法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。）
- f) （自然人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金
- g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、（上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金

(3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、C S S F は、不当な遅滞なく、C S S F のウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S Fが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、C S S Fは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
- c) （上記a）およびb）に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合）制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 - ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

C S S Fが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (4) また、C S S Fは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S Fの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S Fのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (6) 指令2009/65/E Cの第99 e条第(2)項に従い、C S S FがU C I T S、管理会社またはU C I T Sの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S Fは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をE S M Aに報告するものとする。

さらに、C S S Fは、上記(1) c) に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をE S M Aに報告するものとする。

2028年1月10日より、指令2009/65/E Cを移行する2010年法の規定への違反について上記(3)に基づき公表される情報は、欧州単一アクセス・ポイント（E S A P）上でアクセス可能となる。そのため、規則（E U）2023/2859第2条第2号に規定される収集機関は、C S S Fとなる。

- (7) C S S Fが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S Fは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
 - a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (8) C S S Fは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
 - a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること⁵
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (10) 上記(1)に言及されたU C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (11) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

(x) C S S Fへの報告義務

C S S Fへの定期的な報告に加えて、管理会社およびU C Iは、健全性監督の目的でC S S Fに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

5 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2016／679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する改正2015年3月25日法を改正する、指令95／46／E C（一般データ保護規則）を廃止する、2018年8月1日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

4.3 清算

4.3.1 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、さまざまな場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、下記b)にて言及される特定の状況に反することなしに通知期間の終了時または2か月以内に後任が見付からない場合
- b) 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該S I C A Vの解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の証券またはパートナーシップ持分を保有する投資主によって決定される。
- c) 投資主総会は、資本金が最低資本金の3分の2または4分の1を下回ったことが判明してから40日以内に開催されるよう招集されるものとする。
- d) S I C A Vの設立文書に総会に関する定めがない場合、取締役またはマネージャーは、S I C A Vの資本金が法律で規定される最低額の3分の2を下回った場合に遅滞なくC S S Fに報告するものとする。かかる場合、C S S Fは、状況を考慮して、取締役またはマネージャーに対しS I C A Vの清算を要求することができる。

その他の法的形態については、異なる清算プロセスが存在する場合がある。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

(i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、（当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) 指令2009/65/EC第5条に基づき認可を必要としない投資信託。

(ii) 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。

a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がA I Fではないことを条件とする。）

b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M

(i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは

(ii) レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F

（それぞれを「最低限度額」という。）

A I F Mは、上記b) (ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない（以下「登録A I F M」という。）。登録A I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該A I F Mが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。登録A I F Mは、その登録の完了後、C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該A I F Mの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該A I F Mが運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。登録A I F Mが最低限度額を上回る場合、当該A I F Mは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該A I F Mは、A I F M Dパスポート（下記V.1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートII ファンドの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うA I F Mおよび保管受託体制

1.1 A I F M

1.1.1 A I F Mの概要

A I Fの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みA I F Mにより運用されるものとする。

a) A I F Mが、A I FによりまたはA I Fのために選任される法人であり、かかる選任を通じてA I Fを運用することにつき責任を負う「外部A I F M」である場合。

b) A I F Mが、A I Fの法的形態により内部運用が可能な場合で、A I Fの統治組織が「外部A I F M」を選任しないことを選択した場合におけるA I Fそれ自体（かかる場合、「内部A I F M」、すなわちA I Fそれ自体がA I F Mとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるA I Fは、2013年法別表Iに記載されるA I Fの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部A I F Mは、さらに以下の業務を提供することができる。

a) 指令2003/41/ECの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用

b) 付随的業務としての

i) 投資顧問業務

ii) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務

iii) 金融商品に関する注文の受理および送達

iv) 2013年法第5条に従ってA I F Mが運用しているA I Fに関連して、または本項に従ってA I F Mが提供している業務に関連して、A I F Mが既に提供しているその他の業務または活動（ただし、当該業務または活動を他の者に提供することにより生じる潜在的な利益相反が適切に管理されている場合に限る。）

c) ベンチマーク規則に従ったベンチマークの管理業務

d) 指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUを改正する、クレジット・サービサーおよびクレジット購入者に関する2021年11月24日付欧州議会および欧州理事会指令（EU）2021/2167に基づくクレジット・サービシング業務

A I F Mは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

a) 上記段落に記載される業務のみ

b) 管理事務、販売行為および／またはA I Fの資産に関する行為のみ

c) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

d) A I F Mが運用しているA I Fで使用されるベンチマークのベンチマーク規則に従った管理業務

1.1.2 A I F Mの認可

ルクセンブルグで設立されたA I F Mの行為を開始するには、C S S Fの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

a) A I F Mの事業を実質的に行う者に関する情報。特に、2013年法別表Iに定める業務に関して、以下の事項を含む。

i. 当該者の職務、役職および役職レベルに関する説明

ii. A I F M内外における当該者の報告系統および責任範囲に関する説明

iii. 当該者それぞれが各職務に割いている時間の概要

iv. 当該者の活動を支援する人的および技術的資源に関する説明。

b) A I F Mの正式名称および関連する識別情報

c) 適格持分を有するA I F Mの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報

d) A I F Mが2013年法第2章（A I F Mの認可）、第3章（A I F Mの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのA I Fを運用するA I F M）、第6章（EU A I F Mの欧州連合におけるEU A I Fの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）に基づく自己の義務、ならびにS F D R第3条第1項、第6条第1項(a) および第13条に基づく自己の義務を遵守する方法に関する情報ならびに当該義務の遵守のためにA I F Mが利用する適切な人的および技術的資源に関する詳細な説明を含む、A I F Mの組織構成を記載した活動プログラム

e) 報酬方針に関する情報

f) 2013年法第18条に基づく第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取決めにに関する情報。これには、少なくとも以下の情報が含まれるものとする。

i. 各委託先について、

・ 正式名称および関連する識別情報

・ 設立法域

・ 関連する場合は、監督当局

ii. A I F Mが以下の業務のために活用する人的および技術的資源の詳細な説明

・ A I F M内での日々のポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務の遂行

・ 委託した活動の監視

iii. A I F Mが運用しているまたは運用予定の各A I Fについて、

・ 委託したポートフォリオ運用業務の概要（当該委託が部分的なものか全面的なものかを含む。）

・ 委託したリスク管理業務の概要（当該委託が部分的なものか全面的なものかを含む。）

iv. 委託した活動を監視するためにA I F Mが行う予定の定期的なデュー・ディリジェンス措置に関する説明

さらに、認可申請はA I F Mが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するA I Fに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、A I F Mは履行前に、とりわけC S S Fが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。C S S Fは、2013年法第2章（A I F Mの認可）に基づき付与または撤回される認可、および認可されたA I F Mにより欧州連合において運用または販売されるA I Fの一覧への変更について、四半期毎にE S M Aに通知するものとする。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するC S S F告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（IV.3.4に詳述される。）は、A I F Mの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのAIFMは、CSSF告示19/733（上記IV. 3.4に詳述される。）およびオープン・エンド型AIFに関して適用される流動性管理ツールに関するAIFMD IIの規定（上記 4.1.3に詳述される。）にも服する。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS/2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125—1条および第125—2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS/2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS IV指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV. 3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社—第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125—1条、第125—2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社 (société anonyme)、非公開有限責任会社 (société à responsabilité limitée)、共同会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme) または株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions) として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B) に記載される2010年法第125—2条の適用を害することなく、2010年法第125—1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- (ii) AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88—2条第2項a) に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88—2条第2項a) に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、

当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc) に記載される業務をあわせて行うことなくa) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125-1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125-1条第4項a) またはc) に記載される活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
 - b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- 当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88-2条第2項a) に規定される範囲内の外部A I F Mを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M Dに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125-2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年法第125-2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125-2条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年法第125-1条の規定の対象となる第16章管理会社の自己資本は、125,000ユーロの限度額またはC S S F規則が定める最低限度額（場合に依じて）を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- b) 上記a) に記載される自己資本は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。これらは流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではない。
- c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。

(i) 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、（二層制度における）監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記c) にて言及される者と異なる場合、かかる構成員（場合に依じて）

(ii) その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。

- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S Fは、以下の場合、第16章管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) IV.3.2(8)に定める行為規範は、第16章管理会社に対しても適用される。
- (9) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (10) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- また、第16章管理会社は、IV.3.4に詳述されるC S S F告示18/698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、2013年法別表Iに定める一もしくは複数の業務または2013年法第5条第4項に定める一もしくは複数のサービスを自己の代わりに遂行する業務を第三者に対して委託することが許可されているが、委託取決めが発効する前にC S S Fに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S Fの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、C S S Fの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S Fおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。
- f) A I F Mは、委託先が当該業務の遂行および当該サービスの提供を行う資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、A I F Mは委託した活動を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該委託を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供するサービスを継続的に精査しなければならない。

- (注) A I F Mは、委託先が、委託業務を適切に遂行するために必要とされる、十分な資源を有し、技能、知識および専門知識を備えた十分な人員を雇用し、かつ、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有することを確保するため、当該委託先について当初からデュー・ディリジェンスを実施するものとする。また、このデュー・ディリジェンスは、A I F Mによって、継続的に行われるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I F Mの顧客、A I Fおよびその投資家に対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者に対してまたは再委託によりその業務またはサービスの一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I Fの運用者または2013年法第5条第4項に定めるサービスの提供者としてみなされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、自己のすべての業務またはサービスを委託してはならない。

A I F Mは、2013年法別表Iに定める業務の遂行および2013年法第5条第4項に定めるサービスの提供が、2013年法に準拠して行われるよう確保するものとする。この義務は、委託先または再委託先の規制上の地位または所在地にかかわらず適用されるものとする。

委託先がA I F Mから委託された業務またはサービスの一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
- A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
- A I F Mからの委託先（第三者）に対する業務の委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

（注）ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非E U運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非E U運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E Uでプロの投資家に対して販売することができる。

上記にかかわらず、2013年法別表I第2号b)に定めるマーケティング業務が一または複数の販売業者により遂行される場合であって、当該販売業者が、自己のために行為し、かつ、指令2014/65/EUに基づきA I Fを販売し、または保険販売に関する2016年1月20日付欧州議会および欧州理事会指令（E U）2016/97に基づき保険ベースの投資商品を通じてA I Fを販売する場合には、当該業務は、A I F Mと当該販売業者との間の販売契約の有無にかかわらず、上記に概説する要件の対象となる委託とはみなされないものとする。

また、委託に関するC S S F告示18/698の規定を遵守しなければならない。

関連代理人

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、1993年法第1条1)に規定する関連代理人を任命することができる。

A I F Mが関連代理人の任命を決定する際、当該A I F Mは、2013年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37－8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各E U A I FおよびA I F MがE U内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約（またはF C Pの場合は約款）に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの名称、A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- A I Fの流動性リスク管理（通常時および例外的な状況における買戻しの権利を含む。）に関する記載、投資家との既存の買戻取決めに関する記載、および2013年法第15－1条第1項に基づき選定された流動性管理ツールの使用の可能性および条件に関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- A I Fの運営に関連してA I F Mが負担し、直接または間接的にA I Fに配分される報酬、手数料および費用の一覧
- A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、A I Fの過去の実績

- － プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- － レバレッジ利用、リスク・プロファイルおよびA I Fのポートフォリオの流動性管理に関する情報、ならびに組成されたローン・ポートフォリオの構成内容、投資家が直接または間接的に負担したすべての報酬、手数料および費用、およびA I FMによりまたはA I FMに代わって行われたA I Fの投資に関連して利用される親会社、子会社または特別目的ビークルに関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I Fがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I FMは管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取決めおよび直近のリスク・プロファイルを定期的に投資家に開示するものとする。

A I FMは、さらにA I Fのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、A I Fが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該A I Fが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

また、A I FMは、目論見書または個別の文書を通じて、S F T規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたA I FMは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、C S S Fおよび適用ある場合、A I Fの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたA I Fは、指令2004/109/E C 6に基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにA I FMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびA I Fが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

⁶ 指令2004/109/E Cとは、指令2001/34/E Cを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004/109/E C（随時改正および補足済）をいう。

1.4.3 C S S Fへの報告義務

2013年法第22条に従い、A I FMはC S S Fに定期的に報告するものとする。

当該報告は、A I FMが運用しているA I Fに代わりA I FMが取引する市場および金融商品、A I FMが取引する金融商品、A I FMが加盟している市場または積極的に取引を行う市場ならびに各A I Fのエクスポージャーおよび資産に関する情報を含むものとする。当該情報は、資産、A I FおよびA I FMに関して提供されるデータを、他の監督当局のデータソースまたは一般に公開されているデータソースと結びつけるために必要な識別情報を含むものとする。

A I FMは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、C S S Fに以下の情報を提供しなくてはならない。

- － 非流動性により生じる特定の取決めに従うA I Fの資産の割合
- － A I Fの流動性を管理するための新たな取決め
- － A I Fの直近のリスク・プロファイル（市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスク、オペレーション・リスクを含むその他のリスク、およびA I Fが用いるレバレッジの総額を含む。）
- － ポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務に関する委託取決めにに関する以下の情報
 - i) 委託先に関する情報（当該委託先の名称および所在地または登記上の事務所もしくは支店、当該委託先がA I FMと密接な関係を有するか否か、当該委託先が資産運用を目的として認可を受けた事業体または規制対象の事業体であるか否か、（関連する場合）その監督当局を明記し、提供された情報を他の監督当局のデータソースまたは一般に公開されているデータソースと結びつけるために必要な当該委託先の識別情報を含むもの）
 - ii) A I FM内で日々のポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務を行うためにA I FMが雇用する常勤相当の人的資源の人数
 - iii) 委託されるポートフォリオ運用業務およびリスク管理業務に関する活動の一覧および説明
 - iv) ポートフォリオ運用業務が委託される場合、当該ポートフォリオ運用業務に関する委託取決めの対象となるA I Fの資産の金額および割合
 - v) 委託取決めに監視するためにA I FMが雇用する常勤相当の人的資源の人数

- vi) 委託した活動を監視するためにA I F Mが行う定期的なデュー・ディリジェンス審査の回数および実施日、特定された問題の一覧および（関連する場合）当該問題への対処のために採用した措置の一覧、ならびに当該措置の実施予定日
- vii) 再委託の取決めが行われた場合、当該再委託ならびに再委託されるポートフォリオ運用業務およびリスク管理業務に関連する活動について、上記 i)、iii) およびiv) に基づき要求される情報
- viii) 委託および再委託の取決めの開始日および満了日
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果
- A I F MまたはA I F Mに代わって行為する販売業者が実際にA I Fの受益証券または投資証券の販売を行った加盟国の一覧

A I F Mの報告期間の頻度は、A I Fの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づき、以下のとおりとする。

- 運用資産の総額がA I F M Dの第3条第(2) 項(a) および(b) の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のA I Fのポートフォリオを運用するA I F Mの場合、運用する各E U A I Fおよび欧州連合内で販売する各A I Fについて、半年毎
- 上記の要件に従うA I F Mの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が5億ユーロを超えるA I Fについて、四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるA I Fのポートフォリオを運用するA I F Mの場合、運用する各E U A I Fおよび欧州連合内で販売する各A I Fについて、四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、A I F Mの運用下にあるレバレッジされていない各A I Fについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、A I F Mは、請求に応じてC S S Fに、運用するすべてのA I Fに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

C S S Fへの定期的な報告に加えて、A I F MおよびA I Fは、健全性監督の目的でC S S Fに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるA I Fを運用するA I F Mは、運用する各A I Fが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにA I Fの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をC S S Fに提供するものとする。

かかる情報は、A I F Mが運用する各A I Fのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各A I Fのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

C S S Fが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要とみなす場合、A I F Mに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

C S S Fは、例外的な状況において、かつ、金融システムの安定性および健全性を確保するため、または持続可能な長期的成長を促進するために必要な場合において、E S M Aが（欧州システミック・リスク委員会（E S R B）と協議の上）要請を行ったときは、A I F Mに対して追加の報告要件を課すことがある。

A I F M D IIにより、規制当局への報告義務は拡充される。この新たな制度により、報告対象範囲は大幅に拡大される。現行制度においては、A I F Mが報告しなければならないものは、A I Fの主な金融商品、主要なエクスポージャーおよび運用している各A I Fの最も重要な集中投資についてのみであった。A I F M D IIの下では、各A I Fが保有するすべての金融商品、エクスポージャーおよび資産について報告することが求められる。さらに、A I F Mは、A I Fが実際に用いたレバレッジの総額を規制当局に開示しなければならない。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパートIIファンドを含む完全にA I F M Dの範囲内に該当するA I Fに関する新保管受託制度を導入した。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i) 当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、(ii) 主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するS I F、2004年法に規定するS I C A RおよびA I F M Dに規定するA I Fに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- － 投資会社の認可は、1993年法別表Ⅱの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- － 投資会社は、法人であること。
- － 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- － 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- － 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T Sの保管受託銀行（すなわち、U C I T Sとしての資格を有しないU C Iの保管受託銀行）は、C S S Fによる保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F告示18／697の規定に従う。

C S S F告示18／697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および／またはA I F M Rの一定の事項（また一定の範囲では2007年法および／または2004年法）について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- － A I F Mにより運用されるA I F
- － 非個人向けパートⅡファンド
- － 該当する場合、A I Fとしての資格を有しないS I FおよびS I C A R、ならびにA I Fとしての資格を有し、登録A I F Mにより運用されるS I FおよびS I C A R

A I F M D Ⅱに基づき、預託サービスが不足している加盟国では、当該加盟国の現地のA I Fが、他の加盟国で設立された預託機関を任命することを認められる可能性がある。この選択肢は、確立された競争力のある預託サービス市場を有するルクセンブルグには適用されない。ただし、この選択肢を利用しているいずれかの加盟国において設立されたA I Fは、一定の条件下で、ルクセンブルグで設立された預託機関を任命することができる。

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M Rに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- － A I Fの資産の保護預かり義務
- － A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- － 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、A I FはA I F Mに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I F Mによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済A I F Mが、これらのA I Fを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I Fの販売または運用を行うためA I F Mが受入加盟国からの認可を取得するか、A I F Mが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、AIFMD第30条の2（2013年法第28－1条および第28－2条により置き換えられ、2021年7月21日法により改正済）により、EU AIFMによるEUにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手続が導入された。

1.7 ローン・オリジネーションAIF

AIFMD IIは、AIFおよび／またはAIFMが、EUレベルでローン・オリジネーションに従事できることを確保し（従前は加盟国レベルで決定されていた。）（いわゆる「ローン・オリジネーション・パスポート」）、あらゆるローンを（直接または間接的に）組成するAIFに対する包括的な制度を導入するとともに、「ローン・オリジネーション」AIF（すなわち、主要な投資戦略がローンを組成することであるAIF／ローンがその名目価額の50%超を構成するAIF）に対する追加要件を課す。一般的に、ローンを組成するファンドに対する新たな要件のうち最も重要なものとしては、以下が挙げられる。

- ・ 5%のリスク保持要件：一部の例外を除き、AIFは、組成され、その後譲渡された各ローンについて、その名目価額の5%を保持しなければならない。
- ・ 借り手が金融事業体、AIFまたは譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）である場合、20%の集中投資制限
- ・ 関連当事者への貸付制限：AIFM（またはその職員）、保管受託銀行（およびその委託先）、AIFMが業務を委託している事業体（および当該事業体の職員）またはAIFMのグループ事業体（ただし、一定の例外はある。）への貸付けの禁止
- ・ オリジネート・トゥ・ディストリビュート（組成・分配型）戦略の禁止

1.8 流動性管理ツール

流動性リスク管理を強化するため、AIFMD IIは、オープン・エンド型AIFを運用するAIFMに対し、AIFMDの新たな別表に記載される流動性管理ツールの一覧（すなわち、2013年法別表V第2号ないし第8号）の中から、AIFの追求する投資戦略、流動性プロファイルおよび買戻方針に関連して当該ツールの適合性を評価の上、少なくとも2つの適切な流動性管理ツールを選定するよう義務付けている。

AIFMは、当該選定したツールについて、AIFの投資家の利益のために利用できるよう、AIFの規則または設立文書に記載するものとする。

2013年法第15－1条および別表Vには、オープン・エンド型AIFを運用するAIFMが利用可能な流動性管理ツールに関するさらなる詳細のほか、選定した流動性管理ツールの発動および停止に関してAIFMが実行する方針および手続の詳細、ならびに当該ツールの利用に関する業務上および管理上の取決めが記載されている。

流動性管理ツールに関するさらなる詳細については、上記4.1.3を参照のこと。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパートIIファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- － クローズド・エンド型のUCITS
- － EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- － 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- － 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

UCITSに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75第G章は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定していた。SIF、SICARおよびパートIIファンドに関するCSSF告示25/901（2025年12月19日施行）は、とりわけ、IML告示91/75第G章を廃止するものである。CSSF告示25/901には、第4章（投資制限）が新たに設けられた。

CSSF告示25/901は、原則として、個人投資家に販売されるパートIIファンドは、その資産または申込確約額の25%を超えて、単一の発行体（OECD加盟国または特定のその他の公的機関が発行または保証する証券を除く。）、単一のUCIもしくは投資ピークル、または単一の他の資産に投資してはならない旨規定している。ただし、この制限は、資産の種類に応じて変更される場合がある（例えば、インフラ資産については50%が上限となる。）。このリスク

分散に係る25%の制限は、「十分な情報を有する投資家」に限定されるパートIIファンドについては50%に引き上げられる（インフラ資産については70%が上限となる）。C S S F告示25/901に基づき、この25%/50%のリスク分散制限は、同等のまたはより厳しい分散規則に服す単一の投資先U C Iへの投資には適用されないため、パートIIファンド文書における適切な開示を条件として、ルックスルー・アプローチを採用することができる。この指針は、原則として、すべてのパートIIファンドに適用されるが、C S S Fは、個別の事情に応じて、十分な根拠がある場合には、C S S F告示25/901に基づく適用除外を認めることがある。

上記IV.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのU C Iは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパートIIファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびA I F M

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたA I F Mか、A I F M Dの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたA I F Mのいずれか単一のA I F Mによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、(i) パートIIファンドの運用に責任を有する別のA I F Mを任命することによって外部運用されるか、または(ii) ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部A I F Mを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートIIファンドは、それ自体がA I F Mとしてみなされ、(i) A I F Mに適用される2013年法上の義務のすべてを（A I F Mに適用される限りにおいて）遵守すること、および(ii) 2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびA I F M

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびA I F M

前記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にC S S Fの認可を受けなければならない。

パートIIファンドは、C S S Fがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部A I F Mが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、A I F M自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をC S S Fに通達しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、C S S Fによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

— 投資会社および管理会社は、自己が運用する各F C Pにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

— 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。

— 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、A I F Mの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されるか、または内部運用されるA I F M（後記参照のこと。）としての資格を有するパートIIファンドに対し要求されている。

IV.4.1.2に詳述されるとおり、2023年1月1日以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs 規則は2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、個人投資家に対して助言、募集または販売が行われるパートIIファンドは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

パートIIファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KIID／PRIIPs KIID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

（i）募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

（ii）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（iii）販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、規則（EU）No.345/2013、規則（EU）No.346/2013および規則（EU）No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針（同指針は2021年8月2日に公表された。）の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、CSSFは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券／投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するESMA指針をCSSFが適用し、取り入れることを確認している。

（iv）目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

2025年3月6日、CSSFは、UCIの目論見書に係るビザ付与手続に代わり、新たな「電子識別（e-Identification）」システムが導入される旨のプレスリリースを公表した。さらに、CSSFは、CSSFによる事前の承認および審査が法律上義務付けられない目論見書の修正事項の一覧を作成した。すなわち、当該修正事項は、識別番号および日付の付与を受けるためにCSSFに提出される更新後の目論見書に、直接反映することができる。CSSFは、その事前審査の対象とならなかった変更について事後分析を行うために追加書類を要求する権利をなお留保する。

（v）財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML／CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパートIIファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02/81に定められる要件

を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- － C S S F告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付C S S F規則12-02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなAML/CFT外部報告書の作成を導入するものである。C S S F告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票（以下「SAQ」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものである。この告示は、2010年法第125-1条の対象となる第16章管理会社に対するC S S F告示21/789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してC S S F告示18/698および19/708を廃止するC S S F告示23/839によって改正されている。
- － C S S F告示21/790は、すべてのUCITS、パートIIファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものである。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができることに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136（C S S F告示08/348により改正済）およびC S S F告示15/627（C S S F告示25/871により改正済）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記IV.4.2(ix)項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートIIファンドの発行文書において、その受益証券／投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パートIIファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパートIIファンドに関しては、III.3に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパートIIファンドに関しては、V.1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV.4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

VI. ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制

本項は、ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制の概要を記載したものでしかなく、文脈上適用されるルクセンブルグおよび欧州レベルの多数の法令を網羅するものではない。

1. SFDR

SFDRは2021年3月10日に発効した。SFDRは、金融市場参加者（「金融市場参加者」または「FMP」の定義にはUCITS管理会社およびAIFMが含まれる。）が運用している金融商品（例えば、UCITSおよびAIF）に関する持続可能性リスクの統合、持続可能性への悪影響の考慮および持続可能性関連情報の提供に関する金融市場参加者の透明性要件について規定している。

SFDRは、「事業体レベル」（すなわち、UCITS管理会社およびAIFMのレベル）および「金融商品レベル」（すなわち、関連するUCITS管理会社またはAIFMが運用している投資信託のレベル）で特定の開示を行うことを義務付けている。

i) SFDR第8条に基づく環境的特性および／もしくは社会的特性を促進するものであり、したがって何らかの形でESG手法をその投資戦略に取り入れており、かつ、目論見書において開示されるファンドの投資方針に当該ESG手法を開示している大部分のファンドを含む可能性が高い投資信託、またはii) SFDR第9条に基づく持続可能な投資目的を有する投資信託（その目的が炭素排出量の削減であるファンドを含む。）については、追加の開示が義務付けられている。

S F D Rの主な目的の一つは、金融商品同士の比較可能性を確保し、いわゆる「グリーンウォッシング」を防ぐためにこれらの開示要件を調和させることである。

S F D Rは、指令2009/65/ECおよびA I F M Dに基づく開示要件を補足するものであり、既存の法律上および規制上のU C I T SおよびA I F M Dの枠組みに取り入れられている。

さらに、S F D Rは、F M Pに対し、その報酬方針が持続可能性リスクの統合とどのように合致しているかについての情報を当該方針に記載し、当該情報をウェブサイト上で公表するよう求めている。

2022年4月6日、EU委員会は、「著しい害を及ぼさない」原則に関する情報の内容および提示の詳細を定め、契約前文書、ウェブサイトおよび定期報告書における持続可能性指標および持続可能性への悪影響に関する情報の内容、手法および提示ならびに環境的特性または社会的特性の促進および持続可能な投資目的の促進に関する情報の内容および提示を定めた規制技術基準に関する、欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088を補足する2022年4月6日付委員会委任規則（EU）2022/1288を採択した（以下「S F D R R T S」という。）。S F D R R T Sは、2023年1月1日から適用されている。

S F D R R T Sには、S F D Rのいくつかの規定に関する詳細な実施策が含まれている。S F D R R T Sでは、i）投資決定がもたらす主な悪影響（以下「P A I」という。）に関して考慮すべき持続可能性要因の一覧の導入ならびにii）関連する開示の比較可能性を向上させるためにS F D R R T Sの別紙に定める所定のテンプレート形式で開示することとなっているS F D R第8条および第9条により義務付けられる目論見書の開示、の二つの主要分野が取り扱われている。

S F D R R T Sは、金融商品が化石燃料ガスおよび／または原子力エネルギーに投資するものであるかを識別するための「はい／いいえ」で回答する質問を追加することにより、新たなR T S（テンプレート形式の契約前開示および定期的開示の別紙を含む。）によって改正されている。

U C I T SおよびA I Fの年次報告書について、F M Pは、S F D R R T Sの別紙に定めるテンプレート形式で、定期的開示情報を提示しなければならない。

2023年12月4日、欧州監督機構は、S F D R R T Sの改正に関する最終報告書を発表した。一定の変更が欧州委員会により義務付けられたものの、欧州監督機構は、現在施行されているS F D R R T Sの認識された欠点に対処するため、他にも多数の変更を行うことを決定した。主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 社会的P A I指標の拡大
- ・ P A I開示枠組みに対するその他の変更
- ・ 温室効果ガス（GHG）排出削減目標の新たな金融商品開示
- ・ 重要情報を簡潔にまとめた新たな「ダッシュボード」を含む、金融商品開示テンプレートに対する改善および簡潔化
- ・ 持続可能な投資が「重大な損害をもたらさない」という原則にどのように準拠しているかについての開示強化
- ・ マルチ・オプション商品等の投資オプション付商品に関する規定の改定
- ・ 持続可能な投資の算定の統一および機械可読形式での開示作成の義務化を含む、その他の技術的変更

欧州委員会は、（2023年12月から）3か月以内にS F D R R T Sの改定案を承認するか否かを決定する見込みであったが、現在までR T S改定案および実施時期は承認されておらず、最新の欧州議会選挙の結果による欧州理事会の構成の変更もあるため、依然不透明なままである。また最初に適用されそうな日については、2026年開始時と推測される。欧州委員会が改定後のS F D R R T Sを承認した場合、欧州理事会および欧州議会は、その後3か月以内にかかる採否を決定する。

2025年11月20日、欧州委員会は、S F D Rを改正する規則に関する最終提案を公表した（以下「S F D R 2.0提案」という。）。

S F D R 2.0提案は、S F D Rの枠組みに多数の変更をもたらすことになるが、最も注目すべき点は、現行のS F D R第8条および第9条における分類が、以下の新たな「商品カテゴリー」に置き換えられることである。

- ・ 「トランジション（Transition）」（改正第7条）
- ・ 「E S Gベーシック（ESG Basics）」（改正第8条）
- ・ 「サステナブル（Sustainable）」（改正第9条）
- ・ 「インパクト（impact）」（第7条または第9条内）
- ・ 「複合（combined）」カテゴリー（ファンド・オブ・ファンズ戦略を含む可能性がある。）

この提案には、最長2ページに簡素化された開示テンプレートも含まれる。

さらに、欧州委員会は、S F D R 2.0提案において、「表示・主張（claims）」という概念を導入した。同委員会によれば、カテゴリー分けされた商品がそれぞれのカテゴリーの目的に従って投資を行う方法およびその程度は、不公正商業慣行指令（UCPD）における「環境表示（environmental claims）」の概念と整合している必要がある（同指令の要件は、S F D R 2.0の要件を適切に適用することにより満たされることになる。）。

同委員会は、各カテゴリーに関するより技術的な要件（例えば、投資の条件およびカテゴリーの閾値の算定方法）について、一連の実施規則を策定する権限を有することとなる。現行のS F D R R T Sは、廃止される。

重要な点として、S F D R 2.0提案は、今後、欧州議会および欧州理事会レベルで審議されるという点に留意する必要がある。これらの各機関がそれぞれ、欧州委員会のS F D R 2.0提案に対する修正案を採択すると、三者協議（E Uの3つの立法関係機関による協議）が開始することになり、現行のS F D R 2.0提案にさらに変更が加えられる可能性が極めて高くなる。

時期については、S F D R 2.0の最終文言は、採択されると、*欧州連合官報*に掲載された日の翌日から起算して20日目に発効することになる。現時点では、当該文言は、発効から18か月後に適用されると定められている。

全体として、立法手続にはほぼ1年を要する可能性があると思込まれているため、S F D R 2.0の最終版は2027年より前には確定しない可能性があり、したがって、適用開始は早くても2028年になる見通しである。

S F D R 2.0が適用開始となるまで時間を要する可能性があるものの、カテゴリー制度への移行および新たな要件の遵守に伴い、多大なコンプライアンス上の負担が生じる可能性が高いことを踏まえると、可能な限り早期に準備を開始することが望ましい。

2. タクソノミー規則

（気候変動関連の環境目的に関して）2022年1月1日以降、タクソノミー規則がS F D Rの開示要件に追加された。タクソノミー規則は、金融システムにおけるすべての行為者にとっての共通の定義および用語を示す、持続可能な活動の明確かつ詳細なE U分類システム、すなわちタクソノミーの確立を図るものである。

タクソノミー規則は、どのような経済活動が環境的に持続可能なものとして適格であるかについての普遍的な枠組みを定義している。タクソノミー規則には、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかに関する追加の開示要件が含まれている。

投資ファンド運用会社（U C I T S管理会社およびA I F Mを含む。）および金融商品の募集を行う機関投資家は、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかを開示する必要がある。開示された情報により、投資家が、すべての経済活動に占める環境的に持続可能な経済活動への投資の割合、ひいてはその投資の環境的持続可能性の程度を把握することができるようにする必要がある。

金融商品（U C I T SまたはA I Fなど）が環境目的に貢献する経済活動に投資する場合、開示する情報において、当該金融商品の原投資が貢献する一または複数の環境目的ならびに当該金融商品の原投資が環境的に持続可能な経済活動のための資金をどのようにおよびどの程度調達するか（イネープリング活動およびトランジション活動のそれぞれの比率に関する詳細を含む。）を明確に述べる必要がある。

S F D Rと同様に、タクソノミー規則は、透明性を向上させ、環境的に持続可能な経済活動のための資金を調達する投資の比率についてのFMPによる最終投資家に向けた客観的な比較材料を提供することを目的としている。タクソノミー規則は、契約前開示および定期的開示における透明性ならびにウェブサイトによる開示における透明性に関するルールにおけるS F D R開示要件を補足するものである。

さらに、タクソノミー規則を補足する委任法が欧州レベルで公表されている。

欧州およびルクセンブルグのレベルで、新たなまたは変更されつつある規制上の要件を市場に伝えるために定期的にQ & AまたはF A Qが発行されている。

第4【その他】

(1) 目論見書の記載事項

① 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ・使用開始日を記載することがあります。
- ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- ・管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ・図案を採用することがあります。

② 投資リスクとして、次の事項を記載することがあります。

- ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載

③ 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(2) ファンド証券の券面に記載される主な項目

- ファンドの名称
- 表象される口数
- 署名（管理会社および保管受託銀行）
- 管理会社の登記事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社（Société Anonyme）である旨の表示
- 約款のRESAへの掲載に関する情報

監査報告書

アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド の受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2025年1月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・ 2025年1月31日現在の純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 2025年1月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に責任を負う。

財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2025年5月21日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブ

代表して署名

アントワーン・ジョフロワ

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Asset Backed Securities Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Asset Backed Securities Fund (the “Fund”) as at 31 January 2025, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the Statement of Net Assets as at 31 January 2025;
- the Statement of Operations for the year then ended;
- the Statement of Changes in Net Assets for the year then ended;
- the Statement of Investments as at 31 January 2025; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;

- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 21 May 2025

Antoine Geoffroy

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド の受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、アセット・バック・セキュリティーズ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2026年1月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2026年1月31日現在の純資産計算書
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・2026年1月31日現在の投資有価証券明細表
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に責任を負う。

財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2026年5月29日

プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

アントワーン・ジョフロワ

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Asset Backed Securities Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Asset Backed Securities Fund (the “Fund”) as at 31 January 2026, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the Statement of Net Assets as at 31 January 2026;
- the Statement of Operations for the year then ended;
- the Statement of Changes in Net Assets for the year then ended;
- the Statement of Investments as at 31 January 2026; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;

- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 29 May 2026

PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative

Represented by

Antoine Geoffroy

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L-5826 ガスペリッシュ通り33番

法定監査人の報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下、「貴社」という。）の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2025年3月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従って貴社から独立した立場にあり、当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の事項

2024年3月31日現在および同日に終了した年度の貴社の財務書類は、別の監査人により監査され、当該監査人は2024年6月7日付で当該財務書類に対し無限定適正意見を表明した。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算または事業の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- 貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- 取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2025年6月26日

ケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エル
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ベネディクト・バルツ
パートナー

[次へ](#)

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, Rue de Gasperich
L-5826 Hesperange
Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Opinion

We have audited the annual accounts of Global Funds Management S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The annual accounts of the Company as at and for the year ended 31 March 2024 were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those accounts on 7 June 2024.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 26 June 2025

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Benedikt Barz

Partner

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。